

## 「環境社会配慮ガイドライン改定案」に対するご意見募集結果について

2022年1月4日

国際協力機構

「環境社会配慮ガイドライン改定案」について、ご意見を募集したところ、268件のご意見が寄せられました。

お寄せ頂いたご意見の概要と、ご意見に対する当機構の考え方について諮問委員会にて審議した結果を、下記のとおりまとめましたので公表します。

### 記

#### 1. 意見募集の実施方法

##### (1) 意見募集期間

2021年7月14日（水）から2021年8月12日（木）の30日間

##### (2) 意見募集の掲載媒体

JICA ウェブサイト

日本語：

[https://www.jica.go.jp/environment/guideline/information/opinion\\_02.html](https://www.jica.go.jp/environment/guideline/information/opinion_02.html)

英語版：

[https://www.jica.go.jp/english/our\\_work/social\\_environmental/guideline/public\\_comment\\_2021.html](https://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/guideline/public_comment_2021.html)

##### (3) 意見提出方法

電子メール、郵送

#### 2. 意見募集の結果

意見提出数：268件（意見差出人総数：37件）

意見に対する回答：別添の通り

以上

別添：「環境社会配慮ガイドライン改定案」に対するご意見及びご意見に対する回答

# JICA 環境社会配慮ガイドライン改定案 パブリックコメントおよび回答/Public Comments and JICA' s Responses on "Draft Guidelines for Environmental and Social Considerations"

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA' s responses
<b>全体</b>				
1	-	-	<p>• Overall, we are pleased to see that the guidelines generally align with the policies of the MFIs.</p>	<p>国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)は、相手国政府(地方政府を含む)が定めた環境や社会に関する法令や基準等を相手国等が遵守しているかという点に加え、世界銀行の環境社会ポリシーと大きな乖離がないことを確認しております。</p> <p>JICA Guidelines for Environmental and Social Considerations ("the JICA Guidelines") confirms that project proponents comply with environmental and social related laws and regulations stipulated by the host countries, including local governments. In addition, JICA confirms that environmental and social considerations of a project do not deviate significantly from the World Bank' s environmental and social policies.</p>
2	-	-	<p>The guideline should be translated into the language of the host countries and make available in public.</p>	<p>ガイドラインは日本語、英語で、FAQは日本語、英語でJICAのウェブサイト公開されています。同様に、西語および仏語での公開も予定しています。</p> <p>Japanese and English versions of the JICA Guidelines as well as FAQ are published on the JICA website. Further, Spanish and French versions will be published on the JICA website.</p>
<b>序</b>				
3	1,2	序	<p>「ビジネスと人権に関する行動計画」の明記 1ページの「序」に「ビジネスと人権に関する指導原則」への言及がありますが、これを基盤に2020年10月に「ビジネスと人権に関する行動計画」が策定されたことも2ページの「基本的事項」の部分に明記頂きたいと考えます。</p> <p>・「ビジネスと人権に関する行動計画」 <a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104121.pdf">https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104121.pdf</a></p> <p>この中(20ページ)で、「開発協力」に向けたJICAに求められる行動として、「相手国等の法令や基準等を遵守するのみならず、世界銀行のセーフガードポリシー等と大きな乖離がないことを確認し、協力事業の実施に当たり国際的に確立した人権基準の尊重および環境社会配慮を継続していく。特に、協力事業に対し社会的に適切な方法で合意が得られるよう、情報を公開した上で地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を行い、また、その際は社会的弱者について適切な配慮がなされるよう引き続き留意する。」とあり、これらを今回のガイドライン改定で具体的にどのように落とし込んでいくのかの説明も求められると考えます。</p> <p>また、「ビジネスと人権に関する指導原則」、「ビジネスと人権に関する指導原則」をはじめ、「子どもの権利とビジネス原則」など、関連する国際的に確立した人権基準を参考資料として最後に別紙などの形式で列記して頂きたいと考えます。</p> <p>・「子どもの権利とビジネス原則」 <a href="https://www.savechildren.or.jp/partnership/crbp/pdf/principles_01.pdf">https://www.savechildren.or.jp/partnership/crbp/pdf/principles_01.pdf</a></p>	<p>「1.1理念」8に、「JICAは、開発協力を実施するにあたり、日本政府の方針に沿って、適切な環境社会配慮を行う。」と規定しており、「日本政府方針」には、ビジネスと人権に関する行動計画も含まれていると考えます。</p> <p>世界銀行の環境社会ポリシーと大きな乖離がないことを確認するとの規定は今般の改定でも維持しつつ、新たに以下の内容を盛り込みました。</p> <p>- 「1.1理念」に、開発協力大綱の大きな方針として、女性や社会的弱者を含む多様な関係者の参画を重視することを記載</p> <p>- 苦情処理メカニズムは、非自発的住民移転の影響住民だけでなく、環境影響やその他の社会影響も対象とすることをガイドライン別紙1に記載</p> <p>- 現地ステークホルダーの参加や協議の際に重要な配慮項目を別紙5に整理</p> <p>参考とする基準等は今後も追加・修正される可能性もあることから個別の記載は致しませんが、ビジネスと人権に関する指導原則は、2.5.2の「国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準」に含まれると考えています。なお、現行のガイドラインでは配慮項目に「子どもの権利」を含んでおり、引き続き同様に対応して参ります。</p>

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
4	1	序 気候変動	<p>【気候変動の最新状況およびその原因としての人為的排出(の削減の必要性)について明記することを求める】</p> <p>2021年8月9日に公表されたIPCC第6時評価報告書においては「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地が[なく]、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において広範囲かつ急速な変化が現れて[おり]、」人為起源の気候変動は、世界中の全ての地域で、多くの気象及び気候の極端現象に既に影響を及ぼしている。」そして「極端[な気象]現象について観測された変化に関する証拠、及び、特にそれら変化を人間の影響による原因特定に関する証拠は、AR5以降強化されている」としている。ガイドライン改定案第5項において「気候変動が一因と考えられる異常気象及びその影響が世界各地で発生して」いることは言及しているが、その気候変動が化石燃料の燃焼を始めとした人為的な温室効果ガスの排出(すなわちJICAの事業活動を含む)による確率が極めて高いとする科学的エビデンス、評価については言及がない。人為的な温室効果ガスの排出が気候変動を引き起こしている可能性が極めて高い旨を明記しないことは、問題の根本原因への対処を怠っていると捉えられかねず、日本政府の立場とも相容れないため、第5項あるいはその直後に人為的排出が気候変動の原因となっている可能性が極めて高い旨(という第6時報告書の内容)に言及することを求める。</p>	<p>以下のように修正します。 「5. とりわけ、気候変動については2021年8月公表のIPCC報告書において「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」旨が記載された。近年、気候変動が一因と考えられる異常気象及びその影響が世界各地で発生しており、世界全体で気候変動の緩和と適応を進めることが喫緊の課題となっている。」</p>	
5	-	-	<p>• We welcome the introduction of the concepts of assessment of climate risk, climate mitigation and adaptation as well as disaster risk assessment, and would suggest that you align these with the most recent MFI policies to ensure consistent approach.</p>	<p>気候変動含め、環境社会配慮については、引き続き多国籍金融機関(MFI)のポリシーや運用を参照しながら対応を行って参ります。</p> <p>JICA will continue to deal with environmental and social considerations, including climate change, while referring to Multilateral Financial Institutions (MFI) policies and operations.</p>	
6	1	序	-	コメントありがとうございます。	
7	1	序	<p>8. ...世界銀行などの多国籍援助機関や主要な二国間援助機関が環境社会配慮のガイドライン作成と運用を行っている。</p> <p>世界銀行などの多国籍援助機関では「ガイドライン」という表現が必ずしも一般的ではなく、本ガイドライン(案)でも「世界銀行の環境社会ポリシー」(8ページなど)という表現を使用しているため、「世界銀行などの多国籍援助機関や主要な二国間援助機関が環境社会配慮のポリシーやガイドライン作成と運用を行っている」といった記述がより適切と思われる。</p>	<p>以下のように修正します。 「世界銀行などの多国籍援助機関や主要な二国間援助機関が環境社会配慮の制度を策定・公開し、運用している。」</p>	
8	1,2	序	-	<p>旧ガイドラインでは「序」に書かれていた文章、「環境社会配慮とは、自然のみならず、非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む環境に配慮することを行う。」これは明確で分かりやすい良い定義だと思いますので、新ガイドラインの序或いは理念に入れてほしい文章です。</p>	<p>ご指摘の文章は、十分理解を得ていると考え、また、ガイドラインの他の部分に十分含まれると考え削除しました。序や理念については昨今の国際潮流なども踏まえて改定を行っております。併せて、2.31において環境社会配慮の定義も見直しを行っております。</p>
9	1,2	序	-	<p>「序」では近年の重要な動向が列挙されていて環境社会配慮を実施する理由が明快に理解されるところです。一方、【 】で示されたヘッドライン的な箇所は必要なのでしょうか？接続詞を使っていけば、ヘッドライン無しで十分に流れは理解されるのではないかと思います。</p> <p>加えて、序、という場所だから、重要な項目を箇条書きで並べるだけで良いのでしょうか。その箇条書き項目ごとの連関性のようなものは示さなくて良いのでしょうか。</p>	<p>読みやすさという観点でヘッドラインを付け、その中で項目ごとに記載を行っております。</p>
10	1	-	-	<p>We would like to seek JICA's possible consideration of the below proposed statement to underline the urgent needs to address Covid-19 as well as Antimicrobial Resistance (AMR) in the new Environmental and Social Consideration. The proposal below is based on recent analytical work carried out by [name of organization]'s Environmental &amp; Sustainability Department (ESD) as well as [name of organization]'s 2019 Environmental &amp; Social Policy which incorporates AMR references in its Performance Requirements 4 &amp; 6.</p> <p>We suggest therefore to include in this chapter the following paragraphs:</p>	<p>COVID-19および抗菌薬耐性(AMR)といったテーマについては、引き続き貴機関のようなMFIの制度や運用を参考に参ります。</p> <p>For issues such as COVID-19 and antimicrobial resistance (AMR), JICA will continue to refer to the system and operation of MFIs such as your institution.</p>

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses
11	-	After paragraph 7: Covid-19 and Recovery	<p>COVID-19 is the largest pandemic in more than 100 years, impacting the entire globe. The pandemic has adversely affected the developing countries' fragile public health and socio-economic wellbeing on an unprecedented scale. It has exposed issues of inequality of income, gender, access to healthcare, and education. There are reported economic contractions, increased unemployment, school closure, limited access to digital education, extra hardships among refugees, migrants and informal sector workers, increased domestic violence against women, increased demand for domestic and care work for women and reduced public health care services.</p> <p>Progress towards the Sustainable Development Goals (SDGs) attained before COVID-19 has reverted during 2020-2021. The World Bank has estimated that poverty rates have increased for the first time in the last 20 years due to the pandemic as globally, 90 million people fell into extreme poverty. Education was highly disrupted, around half of the students in the world are still affected by school closures; UNESCO predicted 100 million children would fall below the minimum reading proficiency level. The World Bank also estimated that the loss of education will lead to a reduction of \$872 in yearly earnings for the current cohort in primary and secondary schools. Child marriage and gender-based violence consequently increased. Due to the disruption of the supply chain or reduced access to the health services during lockdowns, 7 million unintended pregnancies may occur. Seventy countries have halted childhood vaccination programmes.</p> <p>Facing these significant sustainability challenges, Japan aims to support bouncing back of the developing countries to more equitable, greener and digital technology recovery. Therefore, Japan supports the recovery strategy that echoes to "Leave No One Behind", Paris Agreement and human capacity building to implement sustainable development.</p>	<p>COVID-19および抗菌薬耐性(AMR)といったテーマについては、引き続き貴機関のようなMFIの制度や運用を参考にして参ります。</p> <p>For issues such as COVID-19 and antimicrobial resistance (AMR), JICA will continue to refer to the system and operation of MFIs such as your institution.</p>

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
12	-	-	And after paragraph 14:	<p>Other efforts</p> <p>Facing COVID-19 pandemic, UNEP warns if we keep exploiting wildlife and destroying our ecosystems, then we can expect to see a steady stream of the diseases jumping from animals to humans in the years ahead. It identifies key trends driving the increasing emergence of zoonotic diseases, including increased demand for animal protein; a rise in intense and unsustainable farming; the increased use and exploitation of wildlife; and the climate crisis. Human, animal and environmental health needs to be examined and addressed in a holistic manner under One Health approach.</p> <p>COVID-19 reminded the world of how challenging and harmful infectious diseases can be. It also highlighted how interconnected infectious disease countermeasures are across the world. Infectious disease crises truly are problems that we cannot tackle alone. The world needs continued international cooperation to ensure that we can recover from this pandemic, and be even more prepared for the next crisis.</p> <p>There is little time to waste on efforts to strengthen global infectious disease countermeasures, because it is quite possible that the next infectious disease crisis is already here in Antimicrobial Resistance (AMR). AMR is a naturally occurring process by which the microbes that cause infectious disease grow resistant to treatments over time. Unnecessary or excessive use of antimicrobial drugs for humans and animals can aggravate the occurrence and spread of AMR. This problem already claims the lives of 70,000 people worldwide every year. Professor Sally Davies (Master, Trinity College, UK Special Envoy on AMR) calls AMR as "silent pandemic". The G7 health ministers' communique (June 2021) recognises the efforts to improve preparedness to take into account the growing pandemic of AMR with clear leadership, bold science-based actions and a One Health approach. The WHO has declared AMR one of the top 10 global public health threats facing humanity. AMR is one of significant obstacles for the global attainment of the 2030 SDGs.</p> <p>Therefore, it is important for Japan as well as JICA to join the international effort to address preventive and control measures for infectious diseases as well as AMR under the One Health umbrella. Water Sanitation &amp; Hygiene (WASH), Infection prevention &amp; control, antibiotics stewardship, laboratory capacity, surveillance, biosecurity &amp; biosafety and animal health are areas where Japanese expertise and knowledge are possibly applied to support the developing countries.</p>	<p>JICAもCOVID-19関連の支援を行っており、併せてこれまでも保健医療や水資源といった日本が経験や専門知識を有する分野において支援を行ってきております。引き続き開発途上国が必要とする支援を行って参ります。</p> <p>JICA also provides support for COVID-19-related issues. In addition, JICA has been providing support in fields where Japan has experience and specialized knowledge, such as health care and water resources. JICA will continue to provide necessary support to developing countries.</p>
13	1	Preface	Para 3	<p>The SDGs (Sustainable Development Goals) need to be achieved by 2030, thus currently government of Country A is building resilient infrastructure, which promotes inclusiveness and sustainable industries, as well as encourages innovation in terms of infrastructure, that target the 9th goal. In details, in indicator 9.1.1 is the population of villagers living within 2 km of an adequate road, then Indicator 9.1.1.(a) is the steady state of National roads.</p>	<p>今回のガイドライン改定も近年のSDGsや、気候変動の脅威に対する国際社会の対応、環境社会配慮の質の向上に資する取組を踏まえながら見直しの要否を検討しております。</p> <p>JICA is considering the necessity of revising the Guidelines, taking into account the SDGs, the response of the international community to the threat of climate change, and efforts to improve the quality of environmental and social considerations.</p>
14	2	Preface	Para 11	<p>Country A also concerns on this issue through Public Works Ministerial Decree No. 123 concerning YYY which is intended to strengthen strategic efforts in the development public Works sector and Spatial Planning that is responsive/sensitive to climate change adaptation and mitigation.</p>	<p>今回のガイドライン改定では、「序」において、SDGs、パリ協定に基づく脱炭素社会構築に向けた国際社会の取組について言及しています。</p> <p>In the revised JICA Guidelines, "Preface" mentions the SDGs and the efforts of the international community to build a carbon-free society based on the Paris Agreement.</p>
15	1	Preface	-	<p>The preface should be introduce book or other literary work written by the work's author. An introductory essay written by a different person is a foreword and precedes an author's preface. The preface often closes with acknowledgments of those who assisted in the literary work</p>	<p>ガイドラインという性質上、序において既往文献等の記載は行っておりません。</p> <p>Due to the nature of guidelines, existing literatures are not described in the Preface.</p>

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
<b>1.1 理念</b>					
16	2	1.1 理念	2. また、取り組むべき重点課題として、誰ひとり取り残されない「包摂性」や世代を超えた「持続可能性」および「強靱性」を兼ね備えた「質の高い成長」とそれを通じた貧困削減を実現することが必要であるとしている。	2. また、取り組むべき重点課題として、誰ひとり取り残されない「包摂性」や世代を超えた「持続可能性」および「強靱性」を兼ね備えた「質の高い成長」とそれを通じた貧困削減を実現することが必要であるとしている。	
17	2	1.1 理念	2. また、取り組むべき重点課題として、誰ひとり取り残されない「包摂性」や世代を超えた「持続可能性」および「強靱性」を兼ね備えた「質の高い成長」とそれを通じた貧困削減を実現することが必要であるとしている。	2. また、取り組むべき重点課題として、誰ひとり取り残されない「包摂性」や世代を超えた「持続可能性」および「強靱性」を兼ね備えた「質の高い成長」とそれを通じた貧困削減を実現することが必要であるとしている。	
18	2	1.1 理念	1.1 理念【開発協力大綱】	「理念」では、冒頭、開発協力大綱の「重点課題」が要約されて記載されていますが、その要約は大綱を十分に正確な形で反映したものになっていません。そのため、以下を踏まえて、「理念」の記述をより充実したものに書き換える必要があると考えます。大綱は、「ア」質の高い成長とそれを通じた貧困撲滅、「イ」普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現、「ウ」地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築」という3つを並列して記載し、その「イ」において法の支配や人権の尊重等、普遍的価値の共有についても相当の分量を割いて記述されている一方、本ガイドライン改定案は、「ア」だけ独立した項目に、そして「イ」と「ウ」は一緒にして1つの項目のなかに記載するという書きぶりが採用されています。大綱では、開発と人権との関係について、人権の実現が開発の目的であると同時に、人権の尊重が開発を進める手段となっているとの認識を示しています。しかし、本ガイドライン改定案は、「一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追求する人間の安全保障」に言及することによって、前者の関係についての認識は示しているものの、後者の関係、すなわち、人権尊重が開発の手段となることについては、「格差は正や社会的弱者への配慮等」と、人権への言及を避けてしまったこともあり、JICAの認識を明確に示すことができていません。	「理念」において、「序」で言及した国際潮流に触れつつ、開発協力大綱に示される「質の高い成長とそれを通じた貧困削減」に触れ、質の高い成長の重要なファクターとして、環境との調和、経済社会の持続的成長、地球温暖化対策を含めております。人権への配慮についてはガイドライン2.5 社会環境と人権への配慮2. の「社会的に弱い立場にあるもの」の例示に、開発協力大綱で「脆弱な立場に置かれやすい対象」として示された高齢者、難民・国内避難民を追加し、協力事業の実施に当たり、引き続き国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重して参ります。
19	2	1.1 理念	【開発協力大綱】2. 3.	「取り組むべき重点課題」として、左記「大綱」が引用されているが、理念として掲げるならば、現案に記載されている2. (大綱のアとウから引用と見受けられる)を実現するための前提とされている「イ. 普遍的価値の共有」にある「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や平和で安定し、安全な社会の実現のための支援」「法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等」も明記すべきと考える。同様に、3. で「配慮する」点が書かれているが、「大綱」の「適正性確保のための原則」にある「(ア)民主化の定着、法の支配及び基本的人権の保障に係る状況」に書かれた内容も明記すべき。これらは現案で理念として掲げられていることの「前提」となる点と考える。 ・あるいは、書かれてはいないが、上記の点が「前提」としてあるという共通理解があるという理解でいいか。JICAの事業における「環境社会配慮」においては、事業が行われる地域に暮らす人々の「人権」、またそのために、事業実施国のガバナンス＝民主的な社会であることが最優先されるべきと考えるため、その旨が理念として掲げられるべき。 ・そもそも、なぜここで上記「イ」で触られている内容のみ一切の記載がないのか、その理由を示していただきたい。	環境社会配慮を実施する上での人権とガバナンスの重要性については、理念の冒頭において、一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追求する「人間の安全保障」について、開発協力の根本にある指導理念として言及し、後段で「環境社会配慮を機能させるために不可欠な民主的な意思決定を行うには、基本的人権の尊重に加え、幅広いステークホルダーの意味ある参加、情報の透明性と説明責任及び効率性が確保されることが重要である。」と記載しております。

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses
20	1, 2	1.1 理念	<p>-</p> <p>・上の点と同様に、現行のガイドラインには、理念として、環境社会配慮が「基本的人権の尊重と民主的統治システムの原理に基づくことが明記されているが、これが改定案では削除されている。戻すべきと考える。</p> <p>・またこれを削除した理由を教えてください。</p> <p>・別の点として、現ガイドラインでは、JICAは「内部化と制度の枠組み」により「環境社会配慮を適切に行うこと」が求められているが、これが改定案では「日本政府の方針に沿って」と加筆されている。この意図するところは何か。「独立行政法人」とは「自律的な運営、透明性の向上を図ることを目的とする制度」であると理解するが、日本政府の方針に沿って行うことにより、JICAの事業における、自律性と透明性が損なわれると懸念される。</p>	<p>ご指摘の箇所は、ステークホルダーの参加と意思決定プロセスの透明性の確保に関する箇所となりますが、現地ステークホルダーの参加や協議の際に重要な配慮項目を今般新たに別紙5としております。なお、日本政府の方針に沿ってという箇所については、開発協力大綱に示される「質の高い成長とそれを通じた貧困削減」に触れ、質の高い成長の重要なファクターとして、環境との調和、経済社会の持続的成長、地球温暖化対策を含めていることを指し、このような潮流と適合するように引き続き環境社会配慮に取り組んで参ります。</p>
21	2	1.1 理念	<p>開発協力大綱</p> <p>2015年に改定された現行の「国際協力大綱」では、「軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避する」との原則は維持されながらも、「相手国の軍又は軍籍を有する者が関係する」協力について「個別具体的に検討する」という形でこれが可能になりました。実際にその後、軍や軍関係者が対象に含まれる技術協力・無償資金協力・有償資金協力の実施例が相次いでいます（2018年度第1回ODA政策協議会での外務省説明資料では41件）。</p> <p>なかにはフィリピンへの沿岸警備隊への船舶支援（2016年「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画フェーズ2」）のように、この海域での軍事的緊張を高めることにつながりかねないものがあります。軍や軍関係者を対象に含む支援は「国家安全保障」の領域であり、JICAが掲げる開発協力や人間の安全保障の理念とは相容れないと考えますが、その点についてJICAはどのような見解をお持ちでしょうか。</p> <p>また、軍や軍関係者を対象に含む支援が「軍事的用途及び国際紛争助長への使用」になることを回避するため、JICAは何らかの形で本ガイドラインを適用することを考えているのでしょうか。あるいは他の基準を用いて判断するのか、だとすればそれはどのような基準なのでしょう。</p>	<p>ODAにおける軍や軍関係者が対象に含まれる支援の可否は日本政府が判断しており、JICAは開発協力大綱及び日本政府の判断に則って事業を実施しています。</p>
22	3	1.1 Policy	<p>The principle of integration of environmental and social considerations into infrastructure investments was recognized in “the G7 Ise-Shima Principles for Promoting Quality Infrastructure Investment,” which was agreed at the G7 Ise-Shima Summit in 2016 and in “the Principles for Quality Infrastructure Investment,” which was approved at G20 Osaka Summit in 2019. Japan has announced its intention to implement infrastructure investments in accordance with the principle.</p> <p>In 2020, Country C was severely hit by tropical storms, causing great damage to the water and sanitation sectors and their infrastructure.</p> <p>The Government of Country C has worked on the Plan for Reconstruction and Sustainable Development (PRDS) that incorporates resilient infrastructure in the road network, water and sanitation, energy and telecommunications in order to prevent the effects of climate change and natural disasters.</p> <p>The Government of Japan has extensive experience in climate change issues; disaster mitigation and prevention; and resilient infrastructure, which can contribute to the projects prioritized in the Reconstruction and Sustainable Development Plan.</p>	<p>今回の改定では、ガイドライン「序」において特にパリ協定に基づく脱炭素社会構築に向けた国際社会の取組について言及をしております。JICAは、気候変動に対する国際社会の取組を踏まえて、脱炭素社会への移行に貢献して参ります。</p> <p>また、貴国に対する日本政府の国別援助方針には、防災対策が含まれています。</p> <p>In the revised JICA Guidelines, "Preface" mentions in particular the efforts of the international community to build a carbon-free society based on the Paris Agreement. JICA will contribute to the transition to a carbon-free society based on the efforts of the international community on climate change.</p> <p>The Government of Japan's Country Assistance Policy for your country includes disaster prevention measures.</p>

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses
23	3	1.1.5 [Rationale behind the Environmental and Social Considerations for JICA] [JICA, the executing agency of ODA, plays a key role in contributing to the "sustainable development" initiatives being implemented by project proponents. In order to realize sustainable development, environmental and social costs incurred by the development project 4 need to be incorporated in the development costs. It is important to establish the social and institutional framework that allows the reflection and consideration of these costs in decision making. JICA recognizes that the "environmental and social considerations" means materializing such internalization and institutional framework"]	According to DGH's general specification (DGH 2018 article 1.17.5), the inclusion of environmental and social costs to the development budget and the calculation of social and institutional aspects that may be assessed in the context of environmental and social costs must be considered during the implementation of development.	開発に伴う環境・社会面のさまざまな費用が開発費用に内部化され、それが意思決定に反映されることが必要であると考えます。  JICA believes that it is necessary for various environmental and social costs associated with development to be internalized in development costs and reflected in decision-making.
24	3	1.1 理念 【JICA が環境社会配慮に取り組む理由】 7.	「ジェンダー平等の達成を後押しする」ことが目標のような表現になっていますが、前文には「社会的に脆弱な立場にある地域住民を含む社会の多様なステークホルダーの参画を確保し・・・」等と書かれていることから、地域住民等、女性に限らない多様な人々の権利を尊重することがここでの趣旨と推察致します。よって、ここは、より包括的な人権の尊重を指す表現が適切と考えます。	「社会の多様なステークホルダーの参画を確保するとともに、ジェンダー平等の達成を後押しする」に修正します。英語版は並列の記載となっておりますので修正不要と考えます。  多様なステークホルダーの参画を確保する点とジェンダー平等の達成の後押しは双方とも重要な視点と捉えています。包括的な記載に留意しつつ、ジェンダー平等の重要性を特筆するため、これら2点について並列で記載しました。
25	3	1.1 理念 JICAが環境社会配慮に取り組む理由7.「更にJICAは、・・・ジェンダー平等の達成を後押しする。」	・ここでは人間の安全保障の理念を尊重するために、さらに、「(女性の)エンパワメント」、「(女性の)権利の尊重」というジェンダーに対する積極的で、前向きな表現を加えて欲しいです。	理念の冒頭において、開発協力大綱に示される一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追求する「人間の安全保障」について、開発協力の根本にある指導理念として言及し、続いて「質の高い成長とそれを通じた貧困削減」に触れ、特に貧困削減について言及しております。そうした理念に基づいて、【JICAが環境社会配慮に取り組む理由】7.において女性の参画やジェンダー平等の達成について記載することでご指摘の点を網羅しており、引き続きそうした視点も踏まえながら取り組んで参ります。
26	3	1.1 理念 【JICA が環境社会配慮に取り組む理由】 7.	誰ひとり取り残されないとことから、ジェンダー平等の達成というより包括的な人権の尊重の表現が適切だと思われます。	理念の冒頭において、開発協力大綱に示される一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追求する「人間の安全保障」について、開発協力の根本にある指導理念として言及し、続いて「質の高い成長とそれを通じた貧困削減」に触れ、特に貧困削減について言及しております。そうした理念に基づいて、【JICAが環境社会配慮に取り組む理由】6. において基本的人権の尊重やステークホルダーの意味ある参加に言及し、更に7.において女性の参画やジェンダー平等の達成について記載しております。

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
27	3	1.1 理念	<p>7.誰ひとり取り残されない、包摂的な開発を実現する観点から、開発のあらゆる段階において、女性や社会的に脆弱な立場にある地域住民を含む会の多様なステークホルダーの参画を確保し、ジェンダー平等の達成を後押しする。</p> <p>「地域社会における環境社会配慮を丁寧に実現するには、地域において脆弱な立場に置かれたり、周縁化されがちな住民が開発事業の立案・実施・評価プロセスに関わるよう留意します。なかでも、悪化する環境のなかで家族の生存と生計に最も重要な役割を果たしてきたにもかかわらず周縁化されがちな女性の声とニーズを意思決定プロセスに反映させることに最大限の注意を払います。」</p> <p>また、具体的な該当箇所が見当たりませんが、別途、より具体的な政策として、「PSEAH」の視点を反映反映し、JICA独自のガイドラインを策定すると同時に、JICAが実施するすべてのプロジェクトに関わる人たちがガイドラインに則った行動を取るよう、研修等を実施することを明記ください。</p>	<p>ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進は、JICAの優先課題の一つであり、全事業のあらゆる段階で「ジェンダー主流化」を推進することをもって、その実現を目指しております。一方で、ガイドラインでは個別事業におけるジェンダー平等に関する負の影響を排除するよう対応しています。</p> <p>なお、ジェンダーに基づく暴力は、本文1.1.7の「ジェンダー平等」に含まれると考えますが、ガイドラインとは別に適切な配慮がなされるよう対応しており、以下の通りFAQに記載することを検討しております。</p> <p>「(問い)ガイドラインの理念に「ジェンダー平等の達成を後押しする」とあるが、具体的にどのようなことに取り組むのですか。 (回答)ジェンダー平等の達成に向けて、環境社会配慮においては、例えば、住民移転を伴う場合、女性の意見・考えについて十分尊重され、排除されない仕組みが準備されるか等を確認することになります。また、女性に対し、個別プロジェクトで不均等に影響が及んだり、補償や支援の受け取りが不平等に行われたりすることのないよう配慮されているか確認します。これに加えて、ジェンダーに基づく暴力を撲滅することが必要であり、ガイドラインとは別に、適切な配慮がなされるよう必要な対応に順次取り組んでいるところです。」</p>	
28	3	1.1 理念	<p>7. ...女性や社会的に脆弱な立場にある地域住民</p>	<p>「女性ほか社会的に脆弱な立場にある地域住民を含む社会の多様なステークホルダーの参画を確保し」と修正します。</p> <p>並置ではなく、包含されるよう修正しました。「理念」に開発協力大綱で謳われる大きな方針を反映し、2020年に実施された環境社会配慮ガイドラインの包括的検討における助言に基づき女性や社会的弱者を含む多様な関係者の参画を重視することを記載しております。</p>	
29	4	1.1 Policy	<p>7. JICA ensures the participation of diverse stakeholders in society, including women and socially vulnerable local residents, and supports the achievement of gender equality at all stages of development. These are necessary in order to achieve inclusive development, which leaves no one behind, based on the concept of human security. In addition, JICA contributes to the transition to a zero-carbon society based on the climate change actions of the international community.</p>	<p>For Country C it is important that projects take into account gender equality and equity. Our National Policy of Cooperation for Sustainable Development seeks that our cooperation projects take into account equally the needs and priorities of both women and men. Under this policy it is sought to promote the real and effective participation of women in all areas and at all levels. Likewise, the Reconstruction and Sustainable Development Plan has a transversal axis that seeks to improve substantially equal opportunities for women.</p> <p>Due to its geographical location, Country C is one of the countries that is most affected by climate change, for this reason one of the most important cross-cutting approaches in our policies is environmental sustainability and climate change. For our country, actions that involve analysis of the impact and climate change actions are of the utmost importance, for this reason the Reconstruction and Sustainable Development Plan not only seeks to restore losses in natural resources, but also in support infrastructure such as: trails, facilities, equipment and roads.</p>	<p>ジェンダーおよび気候変動に関する貴国の取り組みに敬意を表します。相手国における主体的な環境社会配慮の実施をJICAとしては支援し、確認していくことをガイドラインの目的としており、ご紹介のあった貴国の取り組みを後押ししていくものと考えます。また、今回の改定では、ガイドライン「理念」において「ジェンダー平等」を理念に追記しています。気候変動については、回答22番を参照ください。</p> <p>We respect your country's effort on gender and climate change. The JICA Guidelines aim to support and confirm that project proponents take the initiative to implement environmental and social considerations. JICA believes that the Guidelines will support the efforts of your country that you have mentioned. In this revision, "gender equality" is added in "Policy" of the Guidelines. Please refer to Answer No. 22 for climate change.</p>
30	3	1.1 Policy	<p>Para 3</p>	<p>Country A's Presidential Instruction No. 2000 has mandated all ministries/ institutions, including provincial or city governments, to implement and integrate Gender Mainstreaming to all national development processes. Gender Mainstreaming is a strategy designed to integrate gender inclusiveness to all aspects of development implementation from planning, constructing, operating, monitoring and evaluation stages from national development programs policies.</p>	<p>ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進は、JICAの優先課題の一つであり、全事業のあらゆる段階で「ジェンダー主流化」を推進することをもって、その実現を目指しています。</p> <p>Promoting gender equality and women's empowerment is one of JICA's priorities. JICA is trying to achieve them through promoting "gender mainstreaming" at all stages of all projects.</p>

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph		ご意見/public comments	回答/JICA's responses
31	4	1.1 Policy	Para 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>The Roadmap in 2020-2024 for the Implementation of Gender Mainstreaming requires that every organizational unit/Working Group in the Ministry of Public Works and Public Housing can carry out the implementation of gender-responsive infrastructure in a more integrated, coordinated, integrated, transparent, efficient and effective manner. The implementation of gender mainstreaming activities contained in the Road Map has taken into account and accommodated the aspirations and needs of all community groups, as well as involving the participation of all parties and other stakeholders based on the principles and aspects of infrastructure implementation, namely in the aspects of regulation, guidance, development / implementation and monitoring, which is bound in the gender responsive planning and budgeting document Called PPRG.</li> <li>Can be further explained regarding the actions taken for the transition to a zero-carbo society based on the climate change.</li> </ul>	<p>今回の改定では、現地ステークホルダーの参加や協議の際に重要な配慮項目を、世銀のESS 10 を参考にガイドライン の別紙に整理をし、意味ある協議が実施されるようにしております。気候変動に係る指摘については、脱炭素社会構築に向けた国際社会の取組を踏まえ、日本政府方針に沿った対応を行います。</p> <p>Appendix 5 of the revised JICA Guidelines provides main points to be considered for participation of and consultation with local stakeholders, referring to the World Bank's ESS10, in order to ensure meaningful consultations conducted by project proponents.</p> <p>Regarding climate change issues, JICA will take necessary action in line with the Government of Japan's policy, based on the efforts of the international community to build a carbon-free society.</p>
32	3	1.1 Policy	Section I Basic Principles	1. Chapter 1.1 Policy: For better structure of the document, paragraph 8 should open the chapter, making references to all the principles listed below. Another option is to include the [Rationale behind the Environmental and Social Considerations for JICA] first in the chapter.	<p>ガイドラインの最終版が定まり、ガイドラインの構造の整合性を確保できているか確認しました。</p> <p>The final version of the Guidelines was set, JICA checked whether the structure of the Guidelines is consistent.</p>
33	-	-	Section I Basic Principles	2. The additions on climate change, the Paris agreement, human rights and leaving no one behind are well noted.	<p>今般の改定においてガイドライン「序」において、SDGs、パリ協定に基づく脱炭素社会構築に向けた国際社会の取組について言及しており、こうした国際潮流を意識しながら対応を行って参ります。</p> <p>In the revised JICA Guidelines, "Preface" mentions the SDGs and the efforts of the international community to build a carbon-free society based on the Paris Agreement. JICA will implement our works while being aware of these international trends.</p>
34	-	-	Section I Basic Principles	3. It is noted that the term "guidelines" is used while this section does allude to the requirements in the guidelines which proponents must comply with. Is our understanding correct that the E&S considerations are indeed requirements or standards rather guidelines?	<p>本ガイドラインは、JICAが行う環境社会配慮の責務と手続き、相手国等に求める要件を示しています。</p> <p>The JICA Guidelines outline JICA's responsibilities and procedures of environmental and social considerations, as well as its requirements for project proponents.</p>
35	2	1.1 理念	-	<p>2 1.1 世銀のESFではステークホルダーの意味のある参加が強調されています。現ガイドラインではそれよりも早く理念で強調されていました。その箇所が新ガイドラインの理念では削除されているのは理解できかねます。復活を望みます。長文なのでエッセンスを選び取って短くすることが望ましいと思います。</p> <p>(引用)『環境社会配慮を機能させるためには、民主的な意思決定が不可欠であり、意思決定を行うためには基本的人権の尊重に加えてステークホルダーの参加、情報の透明性及び説明責任及び効率性が確保されることが重要である。したがって、「環境社会配慮」は基本的人権の尊重と民主的統治システムの原理に基づき、幅広いステークホルダーの意味ある参加と意思決定プロセスの透明性を確保し、このための情報公開に努め、効率性を十分確保しつつ行わなければならない。関係政府機関は説明責任が強く求められる。あわせてその他のステークホルダーも真摯な発言を行う責任が求められる。』</p> <p>↑ ここを書いた後で新ガイドラインの理念にそれが含まれていることを理解しました。</p>	<p>コメントありがとうございます。現地ステークホルダーとの協議については別紙5を新たに加える形でより詳細に考え方を整理しております。</p>

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
36	2	1.1 理念	理念	【 】の箇所。必要なのでしょうか。接続詞をうまく使えば要らない気がしてなりません。それとも、読者、ユーザーによりよい理解を推進するために意図的に付けているということなのでしょうか。それならグッドアイデアだと思われます。	読みやすさという観点でヘッドラインを付けております。
37	3	1.1 Policy	-	Your policy document should include: Header: basically your organization's name and who that particular policy is being created for. Dates: the date when the policy was initially made operative. ... Title: should reflect the total content of the policy	ガイドラインの最終版が定まりましたので、ガイドラインの正確性を確保するべく記載(体裁)を整えました。 The final version of the Guidelines was set, JICA arranged the formats to ensure the accuracy of the Guidelines.
<b>1.2 目的</b>					
38	3	1.2 目的	これによりJICAは、JICAが行う環境社会配慮支援・確認の透明性・予測可能性・説明責任を確保することに努める。	現行ガイドライン下においても、工事中・供用後の環境社会配慮の確認まで行っている中で、「予測可能性」は含まず、「JICAが行う環境社会配慮支援・確認の透明性・説明責任を確保することに努める」で良いのではないのでしょうか。貴機構の環境社会配慮支援・確認は、予測だけで留まっておらず、事後確認もされており、これらは透明性・説明責任に含まれるとの理解です。	JICAが現在行っている予測と事後確認含めて透明性・説明責任に含まれているとのご理解はその通りと考えます。ステークホルダーにとっては、プロジェクトサイクルの早期の段階から、環境社会配慮プロセスの予測可能性、および環境社会影響の予測可能性を高めることは重要なことと考えており、原案のままとします。
<b>1.3 定義</b>					
39	4	1.3 定義	15. 「フォローアップ」とは、開発計画調査型技術協力における環境社会配慮調査の結果が反映されていることを確認することをいう。	開発計画調査型技術協力における環境社会配慮調査が行われない案件についてもフォローアップが行われているため、「開発計画調査型技術協力における」を削除してもよいのではないのでしょうか。	ご指摘のとおりですが、ガイドライン上のフォローアップの扱いは、3.3.5の記載のみであり、開発計画調査型技術協力に焦点をあてています。
40	4	1.3 定義	17. 「Environmental Impact Assessment(EIA)レベル」とは、詳細な現地調査に基づき、代替案、環境社会影響の詳細な予測・評価、緩和策、モニタリング計画の検討等を実施するレベルをいう。 18. 「Initial Environmental Examination(IEE)レベル」とは、既存データなど比較的容易に入手可能な情報、必要に応じた簡易な現地調査に基づき、代替案、環境社会影響の予測・評価、緩和策、モニタリング計画の検討等を実施するレベルをいう。	なぜここは環境のみで、社会的インパクト(Social impact assessment)は抜け落ちているのでしょうか。	用語としての"social"は明示されておりませんが、JICAはこれまでもEIAおよびIEEにおいて必要な社会影響の予測や評価の確認を行い、不足がある場合には追加の情報収集・分析等で補完するなどしてガイドライン遵守確保に努めて参りました。今般の改定ではEIAレベル・IEEレベルそれぞれの定義においても「環境社会影響」として新たに「社会」を追記し、引き続き社会面についても配慮を行っていく予定です。
41	6	1.3 Definitions	Section I Basic Principles	5. The term EIA is noted but with the addition of "and social". Common terminology is to refer to an ESIA. This is not in consistency with other MDB's documents and may create confusion or supplementary work when join financing projects.	用語としての"social"は明示されておりませんが、JICAはこれまでもEIAおよびIEEにおいて必要な社会影響の予測や評価の確認を行い、不足がある場合には追加の情報収集・分析等で補完するなどしてガイドライン遵守確保に努めて参りました。今般の改定ではEIAレベル・IEEレベルそれぞれの定義においても「環境社会影響」として新たに「社会」を追記し、引き続き社会面についても配慮を行っていく予定です。  In the JICA Guidelines, the term "EIA" does not explicitly include the word "social". However, JICA has predicted and assessed social impacts as necessary to comply with the JICA Guidelines at "EIA"s and "IEE"s. If information shortage have existed, then supplemental information gathering and analyses were conducted to fulfill the JICA Guidelines requirements. In the revised JICA Guidelines, JICA newly added "social", as "environmental and social impacts" in each definition of "EIA level study" and "IEE level study". JICA has considered and will continue to consider social aspects as well.

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
42	6	1.3 Definitions	Section I Basic Principles	4. Chapter 1.3 Definitions: p. 5: para 13 – recommend to refer to “informal” rather than “illegal” dwellers	Illegal dwellersについてはinformal dwellersへ修正致します。 The word “Illegal dwellers” will be revised to “informal dwellers.”
43	p.4	1.3 定義	18. 「Initial Environmental Examination(IEE)レベル」とは、既存データなど比較的容易に入手可能な情報、必要に応じた簡易な現地調査に基づき、代替案、環境社会影響の予測・評価、緩和策、モニタリング計画の検討等を実施するレベルをいう。	カテゴリB案件は従来からかなり幅があるためプロジェクト毎の内容に応じて必要に応じた現地調査に基づき、と記載をした方が適切と考えます。	以下のとおり修正します。 18. 「Initial Environmental Examination(IEE)レベル」とは、既存データなど比較的容易に入手可能な情報、必要に応じた簡易な現地調査に基づき、代替案、環境社会影響の予測・評価、緩和策、モニタリング計画の検討等を実施するレベルをいう。なお、現地調査はプロジェクトの内容に応じて項目や分析の深度が異なる。  これまでプロジェクト毎の内容に応じて必要に応じた情報収集や現地調査を実施し、環境社会影響の予測・評価、緩和策、モニタリング計画の検討を実施してきております。
44	-	-	-	• We would recommend that, in addition to considering potential adverse impacts in project categorization, you would also consider potential E&S risks in defining the scope and depth of your assessment, consultation and due diligence approach. This approach has been adopted by most MFIs in their policies.	リスク分類の手法については、想定される影響の大きさに基づく現行のカテゴリ分類 (A, B, C, FI) を維持します。これは、これまでのカテゴリ分類の相手国等の理解浸透・安定的な運用や、JICA における実施体制を踏まえたものとなります。  For risk classification methods, JICA will maintain the current categorization (A, B, C, FI), which is based on the significance of the expected impact. This is based on the understanding and stable operation of the current categorization by project proponents, and on the implementation system of JICA.
45	-	-	-	• We note that the definition of supply chain is somewhat vague and would recommend that you consider adopting a definition consistent with the policies of MFIs.	サプライチェーンにおける環境社会配慮については、MFIの運用を引き続き確認し、今次改定では導入せず、今後の継続検討の課題と致します。  Regarding environmental and social considerations in the supply chain, JICA will continue to confirm the operation of MFIs. Such issues are not introduced in this revision, but JICA will continue to consider it as an upcoming issue.
46	5	1.3.6	“Environmental and social considerations studies” include an assessment, prediction and evaluation of potential adverse impacts a project may cause on the environment and local society, as well as plans to avoid and minimize these impacts	The Environmental and social considerations studies should be following the Regulation of the Minister of Environment and Forestry of the Republic of Country A No. 4 of 2021 concerning List of Businesses and/or Activities Required to Have an Analysis of Environmental Impacts, Environmental Management Efforts and Environmental Monitoring Efforts or Statement of Readiness to Manage and Monitor the Environment.	ガイドライン2.6の2.において、JICA は相手国政府(地方政府を含む)が定めた環境や社会に関する法令や基準等を相手国等が遵守しているか、また、環境や社会に関する政策や計画に沿ったものであるかを確認しています。  2 of Section 2.6 of the JICA Guidelines stipulates, “JICA confirms that project proponents comply with the laws or standards related to the environment and society established by the host country governments, including local governments. It also confirms that project proponents conform to their governments’ policies and plans on the environment and society.”
47	5	1.3.11	Screening	The screening process that exists in Government of Country A is listed on Appendix I of Regulation of the Minister of Environment and Forestry of Country A No. 4 of 2021.	ガイドライン2.6の2.において、JICA は相手国政府(地方政府を含む)が定めた環境や社会に関する法令や基準等を相手国等が遵守しているか、また、環境や社会に関する政策や計画に沿ったものであるかを確認しています。  2 of Section 2.6 of the JICA Guidelines stipulates, “JICA confirms that project proponents comply with the laws or standards related to the environment and society established by the host country governments, including local governments. It also confirms that project proponents conform to their governments’ policies and plans on the environment and society.”

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
48	5	1.3.12	Scoping	The Scoping Process that exists in Government of Country A is listed on Appendix II of Government Regulation No. 22 of 2021 concerning the Implementation of Environmental Protection and Management, more precisely on the 2nd point of the content of Terms of Reference Form.	ガイドライン2.6の2.において、JICAは相手国政府（地方政府を含む）が定めた環境や社会に関する法令や基準等を相手国等が遵守しているか、また、環境や社会に関する政策や計画に沿ったものであるかを確認しています。  2 of Section 2.6 of the JICA Guidelines stipulates, "JICA confirms that project proponents comply with the laws or standards related to the environment and society established by the host country governments, including local governments. It also confirms that project proponents conform to their governments' policies and plans on the environment and society."
49	6	1.3.17	"Environmental Impact Assessment (EIA) level study" is a study that includes an analysis of alternatives, a detailed prediction and an assessment of environmental and social impacts, and a development of mitigation measures and monitoring plans, based on detailed field surveys	Regarding the Government Regulation No. 22 of 2021 concerning the Implementation of Environmental Protection and Management on article 4 paragraph 1, The EIA Document should be the basis for the Environmental feasibility test for Business Plans and/or other activities.	ガイドライン1.6の1.において、相手国等は、プロジェクトの計画作成とその実施の決定において、環境社会配慮調査の結果を十分考慮することが求められています。  In 1 of Section 1.6 of the JICA Guidelines, the project proponents are required to incorporate the output of environmental and social considerations studies into project planning and decision-making processes.
50	6	1.3.18	"Initial Environmental Examination (IEE) level study" is a study that includes analysis of alternatives, prediction and assessment of environmental and social impacts, and development of mitigation measures and monitoring plans, based on available information such as existing data and brief field surveys if necessary.	Based on Law of Republic Country A No. 11 of 2020 on article 7, The Government of Country A issues a Statement of Readiness to Manage and Monitor the Environment (SPPL) that must be owned for any businesses and/or activities that do not have a significant impact to the environment and are not included in the mandatory criteria of Environmental Management Efforts and Environmental Monitoring Efforts	JICAは、相手国政府（地方政府を含む）が定めた環境や社会に関する法令や基準等を相手国等が遵守しているかという点に加えて、世界銀行の環境社会ポリシーと大きな乖離がないことを確認しております。その上で必要に応じて相手国政府において求められている以上の緩和策やモニタリングを実施するよう求めることもあります。  JICA confirms that project proponents comply with environmental and social related laws and regulations stipulated by the host countries, including local governments. In addition, JICA confirms that environmental and social considerations of a project do not deviate significantly from the World Bank's environmental and social policies. Based on the confirmation, JICA may request project proponents to implement mitigation measures and/or monitoring which are not required by the host countries' laws and regulations.
<b>1.4 環境社会配慮の基本方針</b>					
51	4	1.4 環境社会配慮の基本方針	(前文) ...もって開発途上国の持続可能な開発に寄与する。	...もって開発途上国および世界の持続可能な開発に寄与する。(斜体&下線部追加) 理由:気候変動対策として二国間クレジット制度に基づくプロジェクトなどが増えると想定されることから、開発協力の成果が世界に貢献することを強調するため。	当機構においては、原則開発途上国での事業実施が中心です。原案のままとします。
52	4	1.4 環境社会配慮の基本方針	(重要事項1:幅広い影響を配慮の対象とする) JICAは、環境及び社会面の幅広い影響を環境社会配慮の項目とする。	ここには当該プロジェクトの範囲を超えて、幅広い影響を。と書くべきです。インパクトは往々にして範囲外にあります。	「別紙1対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」に記載の通り、調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響も含むとしております。
53	4	重要事項	重要事項3	4 重要事項 重要事項3 ミティゲーションヒエラルキーを明確にここで定義していただくことは意義のあることだと思われま。有難う御座います。 一方で、生態系への負荷はインフラ工事を行う以上必ず発生するので、その際に何は気にしないで何は守らなくてはいけない、というのは個別の事業を審査する時に委ねられるということになりましようか。	ご理解の通りです。

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
54	4	1.4 環境社会配慮の基本方針 (重要事項3: ミティゲーション・ヒエラルキーに沿った環境社会配慮を確認する) JICAは、可能な限り環境社会影響を回避し、これが可能でない場合に影響の最小化、軽減、次に緩和し、それでも重大な影響が残る場合に代償が検討されることを確認する。	プロジェクト中止も視野に入れるべきです。	「2.8 JICAの意思決定」に記載の通り、相手国等が、本ガイドラインに基づきJICAが要求する事項を満たしていないことが明らかになった場合、あるいは、環境レビューに際して相手国等より正しい情報が提供されなかったことにより環境に望ましくない影響が及ぶことが合意文書締結後に明らかになった場合に、JICAは、合意文書に基づき、有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトの変更（停止及び期限前償還を含む）を求めることがあると記載しております。	
55	4ほか	1.4 環境社会配慮の基本方針	ミティゲーション・ヒエラルキー	回避・最小化・軽減・緩和・代償の定義を、ガイドライン内ないしQ&Aなどの添付資料で明示して下さい。	これまでのガイドラインの運用においてもこれらの考え方について特段の混乱は生じていないことから今回FAQへ記載はしていませんが、頂いたご指摘と今後の運用を見ながら、必要に応じFAQへのそれぞれの定義の記載を検討していきます。
56	7	1.4 Basic Principles on Environmental and Social Considerations	Section I Basic Principles	7. The mitigation hierarchy is noted. Do offsets feature as a last resort as part of compensation?	生物多様性オフセットは、ミティゲーションヒエラルキーの最終手段であるとの認識の下、実施する場合は世銀やIFCの運用を参考に、現地ステークホルダーの参画及び現地に精通する専門家の助言を得て取り組みます。  Recognizing that biodiversity offset is a last resort of the mitigation hierarchy, when implementing offsets, JICA will work on them with the participation of local stakeholders and the advice of experts who are familiar with the local area, with reference to the operations of the World Bank and IFC.
57	7	1.4 Basic Principles on Environmental and Social Considerations	3. JICA reviews the environmental and social considerations in accordance with the mitigation hierarchy.	similar to the concept of mitigation impact hierarchy in the AMDAL/EIA approach, it has a priority order; avoided, minimized, mitigated, and compensated.	コメントありがとうございます。今回の改定ではミティゲーション・ヒエラルキーの考え方をガイドライン1.4基本方針に明記しました。  Thank you for your comment. In this revision, Section 1.4 "Basic Principles" of the Guidelines clearly states the concept of mitigation hierarchy.
58	4	1.4 環境社会配慮の基本方針	(重要事項 5:ステークホルダーの参加を求める) ...なお、ステークホルダーからの指摘があった場合は回答する。	国際機関の言動には時間枠組み (time-bound) が求められ、ステークホルダーに「真摯な発言を行う責任」を求める以上、「なお、ステークホルダーからの指摘があった場合はできる限り速やかに回答する」といったよりコミットした表現が適切である。	ご指摘の点に留意して運用にて対応して参ります。 なお、今回の改定において別紙1に新たに別立てで苦情処理の項目を追加しております。ここで「受け付けた苦情は迅速に、影響を受ける人々やコミュニティの懸念や要望に配慮して対応されるよう努めなければならない。」と記載し、JICAとしてもこれを確認して参ります。
59	7	1.4 Basic Principles on Environmental and Social Considerations	JICA ensures meaningful participation of stakeholders and incorporates stakeholder opinions into decision-making processes, in order to implement environmental and social considerations that are appropriate to the local situation and to reach a consensus. JICA responds to suggestions raised by stakeholders. Stakeholders who participate should be responsible for their own statements.	One of the principles of the National Policy of Cooperation for Sustainable Development of Country C is the participation and collaboration of all actors and partners in order to develop projects and plans that are beneficial to all and that have the approval of the stakeholders and affected parties, which in the long term generates responsibility, transparency and accountability.	ステークホルダーの参加に関する貴国の取り組みに敬意を表します。今回の改定では、現地ステークホルダーとの協議について新たに別紙5を加えることで、現地ステークホルダーの意味ある参加の質を高めるよう努めます。  JICA shows our respect for your country's effort on participation of stakeholders. JICA will strive to improve the quality of meaningful participation of local stakeholders, by newly adding Appendix 5 regarding consultations with local stakeholders in this revision.

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
60	5	1.4 環境社会配慮の基本方針	(重要事項6:情報公開を行う) JICA は、説明責任の確保及び多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を、相手国等の協力の下、積極的に行う。	積極的な情報収集も必要です。ジェンダー統計は絶対的に不足しているので。	「別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」に記載の通り、調査・検討すべき影響の範囲にジェンダーも含まれており引き続き情報収集を行って参ります。
61	7	1.4 Basic Principles on Environmental and Social Considerations	Section I Basic Principles	6. Chapter 1.4: Basic principles on Environmental and Social Consideration somehow mirrors the Section I headings (perhaps should become Chapter 1.1). Also, some references to Human Rights (having Special chapter in 2.5), GBVH, vulnerable categories (mentioned briefly in 2.3 and Appendix 1), climate change, low carbon initiatives, etc, would be recommendable here.	今般の改定においてガイドライン「序」において、SDGs、パリ協定に基づく脱炭素社会構築に向けた国際社会の取組について言及し、「理念」に女性や社会的弱者を含む多様な関係者の参画を重視することを記載しています。また、「ジェンダー平等」を理念に追記しております。こうした国際潮流を意識しながら対応を行います。  In the revised JICA Guidelines, "Preface" mentions the efforts of the international community to build a carbon-free society based on the Paris Agreement, and "Policy" states that emphasis is placed on the participation of various stakeholders, including women and vulnerable social groups. Besides, "gender equality" is added in the "Policy." JICA will work for projects while being aware of these international trends.
<b>1.5 JICAの責務</b>					
62	5	1.5 JICAの責務	本ガイドラインに沿って相手国等が行う環境社会配慮の支援と確認を、協力事業の性質に応じてⅡとⅢに従って行う。	Ⅱ及びⅢが何を示すか不明瞭なため、「後述のⅡ. 環境社会配慮のプロセスとⅢ. 環境社会配慮の手続き」等とタイトルも追加することを提案致します。	以下のとおり修正します。 「本ガイドラインに沿って相手国等が行う環境社会配慮の支援と確認を、協力事業の性質に応じて後述のⅡ. 環境社会配慮のプロセスとⅢ. 環境社会配慮の手続きに従って行う。」
63	-	1.5 Responsibility of JICA	-	• We find it important that you have clearly defined the responsibilities of JICA and its clients.	ご理解のとおり、JICAの責務と相手国等に求める要件については重要であると考えており、ガイドライン1.5でJICAの責務、ガイドライン1.6で相手国等に求める要件を示しています。  As you understand, JICA considers responsibilities of JICA and requirements for project proponents are important, so that Section 1.5 of the JICA Guidelines stipulates responsibilities of JICA and Section 1.6 of the Guidelines stipulates requirements for project proponents.
64	-	1.5 Responsibility of JICA	Section I Basic Principles	8. Chapter 1.5 Responsibility of JICA There is no statement on refraining financing particular projects (no exclusion list?)	JICAには、除外リストはありません。ODAによる支援の適否はOECDの取り決めも踏まえながら、日本政府との相談の上で判断しております。  JICA does not have an exclusion list. The suitability of ODA support is determined in consultation with the Government of Japan, taking into account the OECD agreement.
65	-	1.5 Responsibility of JICA	-	• We note your guidelines do not include an exclusion list as most MFI policies and that could be something you might wish to consider.	JICAには、除外リストはありません。ODAによる支援の適否はOECDの取り決めも踏まえながら、日本政府との相談の上で判断しております。  JICA does not have an exclusion list. The suitability of ODA support is determined in consultation with the Government of Japan, taking into account the OECD agreement.
<b>1.6 相手国等に求める要件</b>					
66	5	1.6 相手国等に求める要件	2. JICA は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認を行うに際して、別紙1に示す要件を相手国等に求め確認する。	「特に、相手国法規及び本ガイドラインの乖離については、案件形成時に相手国と協議の上、本ガイドラインの要件を満たすことを本格調査開始前に書面で合意する」の追加をご検討頂ければ幸いです。	「2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保」に記載の通り、JICA は、本ガイドラインに示された方針や手続きを適切に実施し、本ガイドラインの遵守を確保して参ります。
67	5	1.6 相手国等に求める要件	2. JICA は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認を行うに際して、別紙1に示す要件を相手国等に求め確認する。	「特に、相手国法規及び本ガイドラインの乖離については、案件形成時に相手国と協議の上、本ガイドラインの要件を満たすことを本格調査開始前に書面で合意する」の追加をご検討頂ければ幸いです。	「2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保」に記載の通り、JICA は、本ガイドラインに示された方針や手続きを適切に実施し、本ガイドラインの遵守を確保して参ります。

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
68	5	1.6 相手国等に求める要件	また、カテゴリA 案件において必要とされる環境アセスメント報告書については、別紙2に示す項目が満たされることを相手国等に求め確認する	別紙2の冒頭の説明文は「以下の項目が満たされていることを原則とする。」となっており、必須なのか原則なのかわかりにくい。「別紙2に示す項目が満たされる」は「別紙2の内容が満たされる」が適切ではないでしょうか。	カテゴリAの中には、非自発的住民移転を理由としてカテゴリA相当であり、自然環境面等でカテゴリA相当とされない場合や、相手国制度上「環境アセスメント報告書」が求められない場合も想定されます。その場合には、別紙2記載のとおり、環境アセスメント報告書の範囲及び詳細さのレベルは、そのプロジェクトが与える影響に応じて決まるべきものと考えます。なお、「2.10 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保」に記載の通り、JICAは、本ガイドラインに示された方針や手続きを適切に実施し、本ガイドラインの遵守を確保して参ります。
<b>1.7 対象とする協力事業</b>					
69	5	1.7 対象とする協力事業	5)これに類する事業や関連する調査	2010年ガイドライン(以下、「現GL」)にあった「3)外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査」が該当箇所記載内容に置き換わりましたが、ここには前述3)項も包含されると察しますが、表現が曖昧である印象が拭えません。現GLのようにきっちり対象事業を規定することが望ましいと思われまます。	現行のガイドライン 適用対象の「外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査」は、5)これに類する事業や関連する調査に含め、FAQに次のように記載します。 「(問い)ガイドライン1.7「対象とする協力事業」の5)これに類する事業や関連する調査とは何ですか。また、ガイドライン上、どのような環境社会配慮手続きを取るのですか。 (回答)「これに類する事業や関連する調査」に該当するものとして、例えば、「外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査」や、中小企業・SDGsビジネス支援事業のうち案件化調査と普及・実証・ビジネス化事業、Green Climate Fundからの受託事業が該当します。今後新たな協力事業形態や受託事業が追加された場合には、上記5)に該当するか判断しFAQに記載します。上記5)に該当する事業は、その類似するまたは関連する対象の事業に求められる手続きや要件を満たす必要があります。」
<b>1.8 緊急時の措置</b>					
70	9	1.8 Measures Taken in an Emergency	Measures Taken in an Emergency clauses	This clause is a wise policy to be implemented in emergency conditions such as for conducting "the emergency program" for post-disaster rehabilitation.	コメントありがとうございます。  Thank you for your comment.
<b>1.9 普及</b>					
71	5	1.9 普及と運用	FAQの公表	被災援国の社会環境、国際情勢、他ドナーの方針転換等でFAQ内容も変更することが推測されます。ガイドライン更新時期に呼応せずとも、FAQは実情に応じ適時更新するべきと考えます。	今次ガイドライン改定以降のFAQの見直しは、ガイドライン2.10 ガイドラインの適用と見直しに沿って、ガイドラインの運用実態について確認を行い5年以内に運用面の見直しを行うため、その際に見直すことが考えられます。それ以外でもガイドラインの運用に伴い必要があれば随時見直し改善を図る予定です。
72	9	1.9 Dissemination and Operation	Dissemination and Operation clauses	JICA guidelines and supplementary explanations (FAQ) should be disseminated to all sectors before the implementation, therefore all stakeholders/ involved parties have deep knowledge regarding the guidelines and to ensure the applied guidelines are in line with the Environmental law and regulations.	ガイドラインはJICAが実施する1)有償資金協力、2)無償資金協力(国際機関経由のものを除く)、3)開発計画調査型技術協力、4)技術協力プロジェクト、及び5)これに類する事業や関連する調査を対象としております。なおガイドラインは日本語、英語で、FAQは日本語、英語でJICAのウェブサイトに公開されています。  The JICA Guidelines cover following JICA schemes: (1)loan aid, (2) grant aid (excluding projects executed through international organizations), (3) technical cooperation for development planning, (4) technical cooperation projects, and (5) schemes similar to the above and related studies. Japanese and English versions of the JICA Guidelines as well as FAQ are published on the JICA website.
73	9	1.9 Dissemination and Operation	Frequently Asked Question and Answer	with the addition of a FAQ will make it easier for project proponents to learn from the most common issues and find solutions	FAQは日本語、英語でJICAのウェブサイトに公開されています。JICAは個別事業において相手国等がガイドラインに沿った適切な対応を行えるよう、FAQ等も用いながら個別に丁寧に説明・協議を行って参ります。  Japanese and English versions of FAQ are published on the JICA website. JICA will carefully explain to and discuss with each project proponents with using FAQ, etc., so that project proponents can take appropriate measures in line with the JICA Guidelines in individual projects.

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses
<b>1.10 環境社会配慮助言委員会</b>				
<b>2.1 情報の公開</b>				
74	5, 9	2.1 情報の公開 II. 環境社会配慮のプロセス III. 環境社会配慮の手続き  英文(ご参考) II. Process of Environmental and Social Considerations III. Procedures of Environmental and Social Considerations	II及びIIIの違いがタイトルから判別できないため、タイトルを下記の通り見直しはいかがでしょうか。  II. 環境社会配慮のプロセス → II. 環境社会配慮の全般的なプロセス III. 環境社会配慮の手続き → III. 協力事業別の環境社会配慮の手続き	修正案の英訳や現行案の定着を踏まえると、現行案のままの方が混乱は少ないと考えます。
75	5, 9	2.1 情報の公開 II. 環境社会配慮のプロセス III. 環境社会配慮の手続き  英文(ご参考) II. Process of Environmental and Social Considerations III. Procedures of Environmental and Social Considerations	II及びIIIの違いがタイトルから判別できないため、タイトルを下記の通り見直しはいかがでしょうか。  II. 環境社会配慮のプロセス → II. 環境社会配慮の全般的なプロセス III. 環境社会配慮の手続き → III. 協力事業別の環境社会配慮の手続き	修正案の英訳や現行案の定着を踏まえると、現行案のままの方が混乱は少ないと考えます。
76	6	2.1 情報の公開 5.JICAは、公開を行う情報のほか、第三者に対し、求めに応じて可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う。	必要に応じて、データ収集への投資もこの段階で実施すべきです。	環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響の範囲に対して、必要なデータを収集し、引き続き、プロジェクトが環境や地域社会に及ぼす又は及ぼすおそれのある影響について調査、予測、評価を行って参ります。
77	7	2.6 参照する法令と基準 .JICAは、プロジェクトの環境社会配慮に関する情報が現地ステークホルダーに対して公開・提供されるよう、相手国等に対して積極的に働きかける。	十分な情報が提供されることを前提とし、対等な協議による意味のある合意が必要と考えます。近年の環境社会配慮プロセスの世界的動向として、異議申立の回避・未然防止に議論の重点が移り、異議申立の未然防止が推進されるなか、相手国などに対しては、積極的に働きかけるだけでなく、義務とすることが必要と考えます。	現地ステークホルダーの参加や協議の際に重要な配慮項目を、世界銀行の環境社会ポリシーのESS 10を参考にガイドラインの別紙5として整理しております。その中に、現地ステークホルダーとの意味ある協議の定義や留意点も含めています。
78	9	2.1 Information Disclosure 1. In principle, project proponents disclose information about environmental and social considerations of their projects. JICA assists the project proponents through implementing cooperation projects as needed. 2. JICA discloses important information about environmental and social considerations at the key stages of cooperation projects, in an appropriate manner in accordance with the JICA Guidelines. 3. JICA discusses and agrees with project proponents on the frameworks that ensure information disclosure at the early stage of cooperation projects.	• Paragraphs 1 to 3: Reference to early disclosure seems to be restricted to co-operation projects; this should apply to all projects and it is not clear if co-operation projects mean only items 3 and 4) in Section 1.7 or all activities	ガイドラインはSection 1.7に記載されているすべての事業を対象としています。  The JICA Guidelines cover all schemes described in Section 1.7 of the Guidelines.

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses
79	10	2.1 Information Disclosure	6. JICA actively encourages project proponents to disclose and present information about environmental and social considerations of their projects to local stakeholders.	<p>• Paragraph 6: Actively encouraging proponent stakeholder engagement seeks weaker than the requirements later described where proponents are obligated by the guidelines to carry out stakeholder engagement</p> <p>情報公開は相手国等によって行われるべきですが、働きかける場合もあれば、ガイドラインに基づくプロセスとして必要な場合もあります。</p> <p>Information disclosure should be conducted by project proponents. JICA may encourage project proponents to disclose information or require information disclosure as a process based on the JICA Guidelines.</p>
80	10	2.1 Information Disclosure	8. JICA discloses information on its website in Japanese, English, official language(s) and/or language(s) widely used in the host countries. It also provides the relevant reports for public reading at the JICA library and at related overseas offices.	<p>• Paragraph 8: Support the addition of disclosure in the official and/or widely used language in the host country is recommended</p> <p>環境アセスメント報告書については相手国の公用語または広く使用されている言語で作成されることを求めており、今後も同様の対応を進めて参ります。</p> <p>It is required that environmental assessment reports be written in the official language or in a language widely used in the host country, and JICA will continue to request the same to project proponents.</p>
<b>2.2 カテゴリ分類</b>				
81	10	2.2 Categorization	JICA discloses information on its website in Japanese, English, official language(s) and/or language(s) widely used in the host countries. It also provides the relevant reports for public reading at the JICA library and at related overseas offices.	<p>For Hispanic-American countries, the official language is Spanish, which is why it is important to consider disclosing information on websites in this language.</p> <p>これまでも可能な報告書等については相手国の公用語でも公開しており、今後も同様の対応を進めて参ります。</p> <p>JICA has also published necessary reports in the official language of the host country , and will continue to do so.</p>
82	10	2.2	2.2 Categorization JICA classifies projects into four categories as shown in 2 to 5 below, based on the extent of environmental and social impacts, taking into account the project's characteristics, scale, site condition, etc.	<p>EIA category that exists in Government of Country A is listed in Government Regulation No. 123 of 2021 on Appendix IV.</p> <p>カテゴリ分類にあたっては、ガイドライン2.2に示されている考え方を基に、相手国等に別紙4のスクリーニング様式の記入を求め、こうした情報も参考にしながらカテゴリA, B, C, FIを検討・決定しています。</p> <p>JICA considers and determines Categories A, B, C or FI, based on Section 2.2 of the JICA Guidelines, referring to information such as screening format (Appendix 4) filled out by project proponents.</p>
83	10-11	2.2 Categorization	point 1 - point 8	<p>The projects' main categorizations are classified based on the extent of environmental and social impacts, considering the project's characteristics, scales, and site conditions. This classification is in line with the Country A environmental policy formulated in the Environmental law and regulations. Based on the environment standard risk, government of A classifies EIA of a project into three types Hight Risk as Amdal, Medium Risk as UKL-UPL, and Low risk as SPPL. In addition, Amdal is divided into three categories based on the duration for creating the document, which consider the complexity of a project and the severity level of the impacts: Category A, Category B and Category C.</p> <p>カテゴリ分類にあたっては、ガイドライン2.2に示されている考え方を基に、相手国等に別紙4のスクリーニング様式の記入を求め、こうした情報も参考にしながらカテゴリA, B, C, FIを検討・決定しています。</p> <p>JICA considers and determines Categories A, B, C or FI, based on Section 2.2 of the JICA Guidelines, referring to information such as screening format (Appendix 4) filled out by project proponents.</p>
84	10	2.2 Categorization	-	<p>-What the need of categorizing projects in to 4 (Levels) based on their environmental and social impacts? (B/ce the commonly known categories which Country D and other Wold Bank Financed projects/programmes using is only three categories), -Category FI : should be stated in a clear statements, b/ce it is new approach</p> <p>-JICAのガイドラインで示されている4種類のカテゴリ分類はカテゴリA, B, C, FIとなり、この分類はJICAの協力事業においては既に定着し、他の援助機関などにおいても使用されている分類となります。 -カテゴリFIは新たなアプローチではなく、これまでもJICAやほかの援助機関などにおいても使用されていたカテゴリ分類となります。</p> <p>- The four categories shown in the JICA Guidelines are categories A, B, C, and FI, and this categorization has already taken root in JICA's cooperation projects and the same approach is also used by other aid agencies. - Category FI is not a new approach. This category has been used in JICA and other aid agencies.</p>

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
<b>2.3 環境社会配慮の項目</b>					
85	7	2.3 環境社会配慮の項目	1. ...なお、個別プロジェクトの検討においてはスコーピングにより必要なものに絞り込む。	前段の「(環境社会配慮の)項目」および「(以下に列挙するような)事項」への言及であることをより明確にするために、「なお、個別プロジェクトの検討においてはスコーピングにより必要な項目や事項に絞り込む」といった表現がより適切である。	「2.3 環境社会配慮の項目」という記載に合わせ、以下のように修正します。 「なお、個別プロジェクトの検討においてはスコーピングにより必要な項目に絞り込む。」
86	7	2.3 環境社会配慮の項目	1.環境社会配慮の項目は.....並びに以下に列挙するような事項への社会配慮を含む。	...並びに以下に列挙するような事項へのジェンダー分析に基づく社会配慮を含む。理由：全体を通してジェンダー別のデータ収集、分析を確実にする文言がないことから、確実にするため。	当該パラグラフや「別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」に記載の通り、調査・検討すべき影響の範囲にジェンダーも含まれており、引き続きジェンダーに関するデータ収集や分析も行いながら環境社会配慮への対応を行って参ります。
87	7	その他	生物多様性、生態系サービス	言葉の意味をFAQ等で解説されることを望みます。内容としては、生物多様性には遺伝子、種、生態系の3レベルでの多様性を含むこと(生物多様性条約定義)や、生態系サービスの意味、人間の生活や健康への貢献・影響等の説明です。	以下のようなFAQの記載を検討致します。 「(問い)ガイドラインの2.3環境社会配慮の項目にある生物多様性とは何を指すのですか。 (回答)国連生物多様性条約によれば、「生物の多様性」とは、すべての生物(陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなるを問わない。)の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含むとされています。」 「(問い)ガイドライン2.3環境社会配慮の項目にある生態系サービスについて、どのように配慮を行うのですか。 (回答)生態系サービスについては、コミュニティの健康と安全に影響を及ぼす場合(特に当該サービスに依存する先住民等)に配慮します。生態系サービスに依存しているコミュニティの範囲は広く、検討・評価手法が明確とは言えないため、可能な範囲で配慮を行います。なお、世銀のESSでは配慮対象の生態系サービスを供給サービス(食料、燃料、木材、繊維、薬品、水など、人間の生活に重要な資源を供給するサービス)と調整サービス(森林があることによって気候が緩和されたり、洪水が起りにくくなったり、水が浄化されたりといった、環境を制御するサービス)にしばっており、これらの生態系サービスについて世銀の運用事例の蓄積が期待されることから、JICA事業においても世銀の取組を参考にしながら供給サービスと調整サービスを念頭に配慮を行います。」
88	7	2.3 環境社会配慮の項目	1.環境社会配慮の項目	配慮をすべき項目として列挙する中に、「政府・軍・警察による表現の自由の剥奪など市民への人権侵害状況」を加筆すべきです。 近年、「テロ対策機材の供与」がインドネシア(2017年)、フィリピン(2017年)、タイ(2017年)、ラオス(2019年)、カンボジア(2020年)等に対して実施されています。この中には、政府・国家警察による「超法規的殺害」などの深刻な人権侵害が国連(2020年6月国連人権理事会報告書)からも報告されているフィリピンや、政府による反対派への弾圧など人権状況の悪化が国連人権理事会でもたびたび指摘されてきたカンボジアが含まれます。こうした政府に「テロ対策機材」を供与することは、その機材が重大な人権侵害を伴う治安対策に使われる可能性を免れません。 JICAはこうした支援を実施すべきではないと考えますが、そうした意思決定を行うために、環境社会配慮の項目の中に上記の項目を含めるべきです。	ご指摘の案件は、いずれもJICAが実施した案件ではありません。
89	7	2.3 環境社会配慮の項目	1.・・・HIV/AIDSなどの感染症、労働環境(労働安全を含む)・・・	「労働環境」の表現自体が曖昧であり、また、このままでは日本政府「『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020-2025)」との政策一貫性の有無が判断しがたいため、以下の通り、この「労働環境」ということばが労働者の人権を含むことを明示するよう提案します。 「労働環境(労働者の人権への配慮、および安全の確保などを含む)」また、15ページ及び25ページに記載のある「労働環境」についても、上記のとおり変更いただくことを希望します。	労務管理や労働者の安全・健康、児童労働については、対象国法律やガイドラインを含む現行の枠組みにおいて既に対応していることから、現行のガイドラインの記載を維持し、追加的な対応についてはその要否も含めてガイドラインとは別の枠組みで検討することとしています。ガイドラインの枠外で対応しているものについては、FAQに次のように記載します。 「(問い)環境社会配慮ガイドラインではプロジェクトの労働者の労務管理や安全・健康、児童労働について、どのように対応しているのですか。 (回答):ガイドライン2.3の環境社会配慮の項目に「労働環境(労働安全を含む)」や「子どもの権利」が含まれているとおり、ガイドラインでは労働者の安全・健康や児童労働のリスクについて確認を行っています。また、労務管理や安全・健康、児童労働については、ガイドラインとは別に、相手国等との合意文書や相手国等とコントラクター間の契約により、相手国の法律・規制に基づく対応をはじめとして適切な配慮がなされるよう対応しています。

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
90	6以降	2.3 環境社会配慮の項目	<p>... 以下に列挙するような事項への社会配慮を含む。非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症、労働環境(労働安全を含む)</p>	<p>1. 環境社会影響の区分の下記の点について見直し、検討頂ければ幸いです。  (1)土地利用や地域資源利用:自然環境項目として扱う方が適切かと考えます。特に地域資源利用が自然資源を指している場合は、WB ESFでは環境項目として扱われていると理解しています。  (2)文化遺産:設計では景観の影響が、工事中の影響と考えると振動の影響等が考えられ、より環境配慮の範疇にあると理解しています。また、実務面を考慮すると、設計や工事中作業でのエンジニアリング面からの配慮が重要となりますので、スコーピングマトリックスや環境チェックリストで示される「その他」に分類するのが適切と理解しています。  (3)景観:環境チェックリストでは社会環境に分類されていますが、国内の事例をみると環境調査の範疇にあると理解しています。  (4) HIV/AIDS等の感染症:工事作業員、工事中の周辺のコミュニティーが主要な影響となるため(ただし大規模な人口流入が想定される開発事業は供用後の影響も検討が必要)、社会環境に分類するのではなく、労働安全・衛生の範疇で分類するのが適切だと考えます。  (5)労働環境(労働安全を含む):労働環境は安全(土木面も含む)、環境配慮、社会配慮が含まれるため、一元的に社会配慮に分類するのは適切ではなく、項目を分類してスコーピングマトリックスや環境チェックリストで整理するか、スコーピングマトリックスや環境チェックリストの「その他」に分類するのが適切だと考えます。例えば、労働安全については、環境社会配慮の範疇を超えており、関連項目の「事故」を見てみると環境チェックリストでは「その他」に分類されています。</p> <p>2. 用語についてですが、「先住民族」を認めていない国もあることから、「貧困層や先住民族・少数民族など社会的に脆弱なグループ」と変更してはいかがでしょうか。</p>	<p>「... 以下に列挙するような事項への環境社会影響を含む。」に修正します。</p> <p>1.ご指摘のとおり環境および社会双方に負の影響をもたらす項目が多く含まれるため、偏りのない表現としました。個別のプロジェクトにおいては、事業内容によって変わる各項目の影響範囲を慎重に吟味しながら、影響を評価・予測し、緩和策の実施がなされていくよう取り組んで参ります。</p> <p>2.先住民族 (Indigenous Peoples) という呼称については、アフリカ地域において懸念を示されるケースもあるかと思えます。その場合、世銀 ESS 7 における呼称(Sub-Saharan African Historically Underserved Traditional Local Communities) も必要に応じて使用可とします。</p>
91	-	-	-	<p>&lt;続き&gt;3. 2.3 環境社会配慮の項目の記載は、本ガイドライン本文2.3と別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮の検討する影響スコープの記載は同じですが、それ以外の関連箇所、例えば、「別紙スクリーニング様式」、「別紙6チェックリストにおける分類チェック項目」、「別紙7モニタリングを行う項目」、加えて通常使用されているスコーピングマトリックス、貴機構ウェブサイトで公開されている環境チェックリストでの対象項目の記載が統一されていないため、統一してはいかがでしょうか。</p> <p>また、上記に関連してスコーピングマトリックスのフォームを本ガイドライン別紙、または参考資料として貴機構ウェブサイトで公開されている環境チェックリストのように公開されてはいかがでしょうか。(https://www.jica.go.jp/environment/guideline/ref/index.html)</p> <p>4.「別紙7モニタリングを行う項目」の記載も踏まえて、参考資料として貴機構ウェブサイトで公開されているモニタリングフォームを更新してはいかがでしょうか。</p>	<p>ご指摘のコメントを踏まえて検討して参ります。</p>

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
92	6以降	2.3 環境社会配慮の項目	<p>... 以下に列挙するような事項への社会配慮を含む。非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症、労働環境(労働安全を含む)</p>	<p>1. 環境社会影響の区分の下記の点について見直し、検討頂ければ幸いです。  (1)土地利用や地域資源利用:自然環境項目として扱う方が適切かと考えます。特に地域資源利用が自然資源を指している場合は、WB ESF では環境項目として扱われていると理解しています。  (2)文化遺産:設計では景観の影響が、工事中の影響と考えると振動の影響等が考えられ、より環境配慮の範疇にあると理解しています。また、実務面を考慮すると、設計や工事中作業でのエンジニアリング面からの配慮が重要となりますので、スコピングマトリックスや環境チェックリストで示される「その他」に分類するのが適切と理解しています。  (3)景観:環境チェックリストでは社会環境に分類されていますが、国内の事例をみると環境配慮の項目に分類されると理解しています。  (4) HIV/AIDS等の感染症:工事作業員、工事中の周辺のコミュニティーが主要な影響となるため(ただし大規模な人口流入が想定される開発事業は供用後の影響も検討が必要)、社会環境に分類するのではなく、労働安全・衛生の範疇で分類するのが適切だと考えます。  (5)労働環境(労働安全を含む):労働環境は安全(土木面も含む)、環境配慮、社会配慮が含まれるため、一元的に社会配慮に分類するのは適切ではなく、労働環境を安全、作業環境、労働者の権利などの項目を分割してスコピングマトリックスや環境チェックリストで整理するか、スコピングマトリックスや環境チェックリストの「その他」に分類するのが適切だと考えます。例えば、労働安全については、環境社会配慮の範疇を超えており、関連項目の「事故」を見てみると環境チェックリストでは「その他」に分類されています。</p> <p>2. 用語についてですが、「先住民族」を認めていない国もあることから、「貧困層や先住民族・少数民族など社会的に脆弱なグループ」と変更してはいかがでしょうか。</p>	<p>「... 以下に列挙するような事項への環境社会影響を含む。」に修正します。</p> <p>1.ご指摘のとおり環境および社会双方に負の影響をもたらす項目が多く含まれるため、偏りのない表現としました。個別のプロジェクトにおいては、事業内容によって変わる各項目の影響範囲を慎重に吟味しながら、影響を評価・予測し、緩和策の実施がなされていくよう取り組んでまいります。</p> <p>2. 先住民族(Indigenous Peoples)という呼称については、アフリカ地域において懸念を示されるケースもあるかと思えます。その場合、世銀 ESS 7 における呼称(Sub-Sahara African Historically Underserved Traditional Local Communities)も必要に応じて使用可とします。</p>
93	-	-	-	<p>&lt;続き&gt;3. 2.3 環境社会配慮の項目の記載は、本ガイドライン本文2.3と別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮の検討する影響スコープの記載は同じですが、それ以外の関連箇所、例えば、「別紙スクリーニング様式」、「別紙6チェックリストにおける分類チェック項目」、「別紙7モニタリングを行う項目」、加えて通常使用されているスコピングマトリックス、貴機構ウェブサイトで公開されている環境チェックリストでの対象項目の記載が統一されていないため、統一してはいかがでしょうか。</p> <p>また、上記に関連してスコピングマトリックスのフォームを本ガイドライン別紙、または参考資料として貴機構ウェブサイトで公開されている環境チェックリストのように公開してはいかがでしょうか。  (<a href="https://www.jica.go.jp/environment/guideline/ref/index.html">https://www.jica.go.jp/environment/guideline/ref/index.html</a>)</p> <p>4. 「別紙7モニタリングを行う項目」の記載も踏まえて、参考資料として貴機構ウェブサイトで公開されているモニタリングフォームを更新してはいかがでしょうか。</p>	<p>ご指摘のコメントを踏まえて検討して参ります。</p>
94	7	2.3 環境社会配慮の項目	<p>また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮する。</p>	<p>ライフサイクルアセスメントを指している場合は、同アセスメントだけでも相当な作業量が必要となるため、具体的な評価のレベル・内容をFAQで説明頂ければ幸いです。</p>	<p>ライフサイクルアセスメントのような特別なアセスメントは意図していません。</p>
95	7	2.3 環境社会配慮の項目	<p>不確実性が高いと判断される場合には、可能な限り予防的な措置を組み込んだ環境社会配慮を検討する</p>	<p>不確実性が高い影響については事後モニタリングを行うのが一般的と理解していますので、「また、JICAはモニタリング結果も確認する」と追記してはいかがでしょうか。</p>	<p>モニタリング及びモニタリング結果の確認については3.2.2において記載をしており、引き続き、JICAは相手国等を通じ、そのモニタリング結果を確認して参ります。</p>

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
96	11	2.3 Impacts to be Assessed	The impacts to be assessed with regard to environmental and social considerations include impacts on human health and safety, as well as on the natural environment, that are transmitted through air, water, soil, wastes, accidents, water use, climate change, biodiversity, and ecosystem services, including trans-boundary or global scale impacts. These also include social considerations such as:	In 2020, the entire world was affected by the COVID-19 pandemic which intensified social and economic inequality. Considering that the pandemic is not over yet and that it has generated great impacts, it is important to take this type of conjecture into account when formulating, evaluating and executing projects.	<p>パンデミックによる環境社会配慮業務への影響や対応については、世界中において流動的であり、そうした状況下でもプロジェクトにおけるガイドライン遵守を確保するべく試行錯誤を重ねながら対応しています。</p> <p>The impact of pandemic on environmental and social consideration works, and its countermeasure is still fluid around the world. Under such circumstances, JICA is trying to ensure compliance of the JICA Guidelines in the projects.</p>
97	11	2.3 Impacts to be Assessed	The impacts to be assessed with regard to environmental and social considerations include impacts on human health and safety, as well as on the natural environment, that are transmitted through air, water, soil, wastes, accidents, water use, climate change, biodiversity, and ecosystem services, including trans-boundary or global scale impacts. These also include social considerations such as:	Country C is highly vulnerable to the effects of climate change, experiencing in recent years heat waves, drought, floods, tropical waves and forest fires that directly impact the lives of citizens. The natural phenomena of November 2020 directly affected 4 million. For this reason, the Reconstruction and Sustainable Development Plan seeks to develop projects and programs to recuperate the losses caused by this natural phenomena, with additional improvements that strengthen sustainability and environmental resilience, always taking into account the impact and scope of the projects in the social and environmental area.	<p>気候変動に関する貴国の喫緊の課題を理解するとともに、それに対する取り組みに敬意を表します。今回の改定では、ガイドライン「序」において特にパリ協定に基づく脱炭素社会構築に向けた国際社会の取組について言及をしております。</p> <p>個別事業の環境社会配慮においては、気候変動の影響も踏まえるという指摘は当方としても取り組んでいきます。</p> <p>JICA understands your country's urgent challenges in climate change, and would like to respect your country's effort on this issue. In the revised JICA Guidelines, "Preface" mentions the efforts of the international community to build a carbon-free society based on the Paris Agreement.</p> <p>As you have commented, JICA will conduct environmental and social considerations of individual projects taking into account the impacts of climate change.</p>
98	10	2.3	2.3 Impacts to be Assessed	<p>The Impacts to be assessed should be based on Appendix II Government Regulation No. 22 of 2021 concerning the Implementation of Environmental Protection and Management.</p> <p>This section presents the results of the identification and inventory of the overall Environmental Impacts (both primary, secondary, and so on) that will potentially arise as a result of the planned business and/or activities undertaken. The process of identifying potential impacts is carried out using scientific methods that are applicable nationally and/or internationally. The expected outputs presented in this section will be a list of potential impacts arising from the proposed business and/or activity plan.</p> <p>Evaluation of potential impacts.</p> <p>This section describes the process of evaluating the potential impacts carried out, by separating the impacts that need an in-depth study to prove the alleged impact (hypothesis) from the impacts that no longer need to be studied. In this process, it is necessary to explain the basis for determining whether a potential impact is determined to be a hypothetical Significant Impact (DpH) or not.</p> <p>Hypothetical Significant Impact, in this section contains a list of impacts as the results of the potential impact evaluations that have been carried out.</p>	<p>ガイドラインにおいては、調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響も含んでいます。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮しています。別紙1として対象プロジェクトに求められる環境社会配慮を纏めています。</p> <p>The JICA Guidelines state that in addition to the direct and immediate impacts of projects, the derivative, secondary, and cumulative impacts as well as impacts associated with indivisible projects are also to be examined and assessed, so far as it is rational. The impacts through a project life cycle are also considered. Appendix 1 explains environmental and social considerations required for projects.</p>

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph		ご意見/public comments	回答/JICA's responses
99	11-12	2.3 Impacts to be Assessed	point 1 - point 3	The points of impact to be assessed in the guideline have covered all existing environmental conditions, ecosystem, social, and community, which in line with Country A environmental policy formulated on the Environmental law and regulations.	個別プロジェクトの検討においてはスコーピングにより必要な調査項目に絞り込みます。 For individual projects, JICA will specify necessary survey items by scoping.
100	11-12	2.3 Impacts to be Assessed	Items to be addressed in a specific project are narrowed down to <i>relevant items</i> through the scoping process.	Under FI category funding modality, there is no possibility of scoping process to be carried out at later stage irrespective of project's category (A,B or C) in terms of environmental and social impacts.  Because in Country B scenario, at the stage when any FI takes decision for funding of project, the project has already gone through the stage of conceptual planning & design/development stage which also involves assessment & management plan preparation related with environmental & social safeguards requirements of project. Therefore, at a later stage, due to JICA funding involvement, it will be really difficult to fill the gaps to match the safeguards compliance requirements of JICA in a project where project implementation has already started.	カテゴリFIについては、JICAは、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて本ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認しています。特にサブプロジェクトにカテゴリAに分類されるものが含まれることが見込まれる場合、JICAは、原則として、カテゴリAのサブプロジェクトについて、その実施に先立ち、カテゴリAで求められているものと同様の環境レビュー及び情報公開を行います。サブプロジェクトがカテゴリBに分類される場合、JICAは、本ガイドラインと同等の環境社会配慮の実施を金融仲介者等に求めています。  For Category FI, JICA confirms to ensure appropriate environmental and social considerations set in the JICA Guidelines, through financial intermediary or executing agency. In case that an FI project may include Category A sub-project(s), JICA, in principle, undertakes the environmental reviews and information disclosure for the Category A sub-project(s) in a same manner as required for Category A projects, prior to implementation of the sub-project(s). In case the sub-project(s) are categorized as B, JICA requires the financial intermediary or executing agency to undertake environmental and social considerations in a same manner as specified in the JICA Guidelines.

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses
<b>2.4 現地ステークホルダーとの協議</b>				
101	7	2.4 現地ステークホルダーとの協議	6.現地ステークホルダーとの協議を行った場合は協議記録を作成するよう、JICAは相手国等に働きかける。 ...参加者の性別等の属性を含む協議記録を作成するよう(斜体&下線部追加) 理由: 幅広い参加のもとに意味ある協議が行われたことを確認するため	別紙5において以下の通り追記します。 「意味ある協議 5. 現地ステークホルダーとの協議を行った場合は参加者の性別等の属性を含む協議記録を作成する。」
102	7	2.4 現地ステークホルダーとの協議	1.環境社会配慮の項目は...労働環境(労働安全を含む)。 1.環境社会配慮の項目は...労働環境(ハラスメント等の労働安全を含む)。 理由: ハラスメントが重要な労働安全課題であることを明記するため。	労務管理や労働者の安全・健康、児童労働については、対象国法律やガイドラインを含む現行の枠組みにおいて既に対応しております。加えて、ジェンダーに基づく暴力は、ガイドライン「理念」に追記する方針の「ジェンダー平等」に含まれると考えており、その旨FAQに記載することを検討します。  「(問い)ガイドラインの理念に「ジェンダー平等の達成を後押しする」とあるが、具体的にどのようなことに取り組むのですか。 (回答)ジェンダー平等の達成に向けて、環境社会配慮においては、例えば、住民移転を伴う場合、女性の意見・考えについて十分尊重され、排除されない仕組みが準備されるか等を確認することになります。また、女性に対し、個別プロジェクトで不均等に影響が及んだり、補償や支援の受け取りが不平等に行われたりすることのないよう配慮されているか確認します。これに加えて、ジェンダーに基づく暴力を撲滅することが必要であり、ガイドラインとは別に、適切な配慮がなされるよう必要な対応に順次取り組んでいるところです。」
103	7	2.4 現地ステークホルダーとの協議	- <b>現地ステークホルダーのJICAによる特定と協議</b> 7ページ2.4の「現地ステークホルダーとの協議」について、「現地ステークホルダーとの協議を相手国等が主体的に行うことを原則とし、必要に応じ、JICAは協力事業によって相手国等を支援する。」とありますが、幅広い現地ステークホルダーとの協議が確保されない等、JICAが必要と判断する場合は、JICAが相手国等への助言等により支援するのみならず、JICAが特定した現地ステークホルダーとの協議や聞き取りの場を相手国等の合意を得た上で設定できるような措置を設けて頂きたいと考えます。	「1.5 JICAの責務」で記載の通り、プロジェクトに対する環境社会配慮の主体は相手国等となります。ご指摘いただいた現地ステークホルダー協議についても、JICAは、本ガイドラインに沿って相手国等が主体的に行う対応の支援と確認を行うことで、適切な現地ステークホルダー協議の開催の確保に取り組んでいます。
104	p.7	2.4 現地ステークホルダーとの協議	5.JICAは、カテゴリBについても、必要に応じ、現地ステークホルダーとの協議を行うよう相手国等に働きかける。 「必要に応じ」ではなく「原則として」や「基本的に」などステークホルダーへの説明を推奨する表現のほうが良いと思われます。	現行のガイドラインの規定から変えておりませんが、改定に先立つレビュー調査結果においては、抽出されたカテゴリB案件について現地ステークホルダー協議が概ね実施されています。引き続き運用にて対応して参ります。
105	p.7	2.4 現地ステークホルダーとの協議	5.JICAは、カテゴリBについても、必要に応じ、現地ステークホルダーとの協議を行うよう相手国等に働きかける。 カテゴリBは環境や社会への望ましくない影響の可能性が無視できないものと考えられますので、「必要に応じ」は削除されるべきではないでしょうか。あるいは、「原則として」や「基本的に」など、ステークホルダーへの説明を推奨する表現にすべきではないでしょうか。	現行のガイドラインの規定から変えておりませんが、改定に先立つレビュー調査結果においては、抽出されたカテゴリB案件について現地ステークホルダー協議が概ね実施されています。引き続き運用にて対応して参ります。
106	12	2.4 Consultation with Local Stakeholders	point 1 - point 6 This point is a wise policy as public consultation format which involved the local stakeholder in the early development stage to integrate the local stakeholder aspiration to the project.	今回の改定では、現地ステークホルダーの参加や協議の際に重要な配慮項目を、世銀のESS 10を参考にガイドラインの別紙5に整理をし、意味ある協議が実施されるようにしております。  Appendix 5 of the revised JICA Guidelines provides main points to be considered for participation of and consultation with local stakeholders, referring to the World Bank's ESS10, in order to ensure meaningful consultations conducted by project proponents.

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
107	12	2.4 2.4 Consultation with Local Stakeholders	<p>Article 28 and article 29 of Government Regulation No. 22 of 2021 Results and Evaluation of Community Involvement and related agencies.</p> <p>To present information based on suggestions, opinions and responses that was obtained during announcements and public consultations with the affected communities and/or suggestions, opinions, and responses submitted by the Environmental Experts that will conduct the Feasibility Test. The information submitted should be in the form of: a. descriptive information about the situation of the surrounding environment; b. concerns about possible environmental changes; c. expectations about environmental improvement or well-being, because of planned activities; or d. suggestions, opinions, and any other relevant feedback.</p>	<p>今回の改定では、現地ステークホルダーの参加や協議の際に重要な配慮項目を、世銀のESS 10を参考にガイドラインの別紙5に整理をし、意味ある協議が実施されるようにしております。</p> <p>Appendix 5 of the revised JICA Guidelines provides main points to be considered for participation of and consultation with local stakeholders, referring to the World Bank's ESS10, in order to ensure meaningful consultations conducted by project proponents.</p>	
108	12	2.4 Consultation with Local Stakeholders	<p>3. In order to have meaningful meetings, JICA encourages project proponents to publicize in advance that they plan to consult with local stakeholders with particular attention to directly affected peoples by the project.</p> <p>In the case of Category B projects, JICA encourages project proponents to consult with local stakeholders when necessary.</p>	<p>As per regulations of Govt. of Country B, public consultation is exempted in certain sectors and requirement of public consultation is also related to sector specific threshold criteria.</p> <p>JICA's requirement of conducting public consultation in each project development in early stages of the project is possible only in case where JICA's involvement is at the project inception stage.</p> <p>If JICA enters in the project development in later stages; it would be difficult for the sub-project developer or/and FI to conduct stakeholder consultation and get the outcomes incorporated meaningfully in the ESIA or project documents.</p>	<p>現地ステークホルダーとの協議を相手国等が主体的に行うことを原則とし、協力事業の初期段階において、現地ステークホルダーとの協議を行うための枠組みについて、相手国等と協議し合意することをガイドラインでは求めています。仮に早期の段階でのステークホルダーとの協議が難しい、またはESIAへ反映することが出来ないという事情については、どのように対応するか早期の段階でJICAと協議を行ってください。</p> <p>The JICA Guidelines require, "in principle, project proponents take the initiative to consult with local stakeholders," and "in an early stage of cooperation projects, JICA discusses and agrees with project proponents on frameworks for consultations with local stakeholders." In case it is difficult to conduct consultations with local stakeholders at an early stage of cooperation projects, or it is impossible to reflect the result of the consultations into ESIA, please discuss with JICA at an early stage.</p>
109	12	2.4 Consultation with Local Stakeholders	<p>3. In order to have meaningful meetings, JICA encourages project proponents to publicize in advance that they plan to consult with local stakeholders with particular attention to directly affected peoples by the project.</p>	<p>• Paragraph 3: This clause should be adapted to recognize that meetings are not the only avenue of consultation and in many cases are also not the most effective; suggesting wording is more broad to recognize multiple methods which need to be publicized</p>	<p>現地ステークホルダーとの協議について、ご理解の通りミーティングだけが唯一の手法ではなく、JICAはこれまで適切な手法を検討しながら実施してきており、今後も同様の対応となります。</p> <p>As you understand, meeting is not an only method of consultation with local stakeholders. JICA has been considering and implementing appropriate methods of consultation, and will continue to do so.</p>
110	12	2.4 Consultation with Local Stakeholders	<p>4. In the case of Category A projects, JICA encourages project proponents to consult with local stakeholders about their development needs, potential adverse impacts on the environment and society, and the analysis of alternatives at an early stage of the project. JICA assists project proponents as needed</p>	<p>• Paragraph 4 and 5: JICA should also "encourage" proponents to act on results of consultation and consider views and opinions to inform the Project design/structure/implementation i.e. consultation is only effective if the results are used</p>	<p>より現場に即した環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、必要に応じ、JICAは協力事業によって相手国等を支援します。</p> <p>JICA will support project proponents through cooperating projects as necessary in order to contribute to the implementation of environmental and social considerations and the formation of appropriate consensus that are more suitable to local situations.</p>

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
111	12	2.4 Consultation with Local Stakeholders	5. In the case of Category B projects, JICA encourages project proponents to consult with local stakeholders when necessary.	<p>• We note that your consultation requirements, especially for Cat B suggest this will be done "when necessary". We recommend clearly specifying what the triggers for undertaking the consultation are.</p>	<p>より現場に即した環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、合理的な範囲内でできるだけ幅広く、別紙 5 に沿って現地ステークホルダーとの協議を相手国等が主体的に行うことを原則とし、JICA は引き続き必要な支援を行って参ります。</p> <p>In principle, project proponents take the initiative to consult with local stakeholders through means that induce broad public participation to a reasonable extent, in accordance with Appendix 5 of the JICA Guidelines. This is for realizing the environmental and social considerations that is most suitable to local situations, and for reaching an appropriate consensus. JICA will assist project proponents as needed.</p>
<b>2.5 社会環境と人権への配慮</b>					
112	7	2.5 社会環境と人権への配慮	2.JICA は、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する。この際、女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する。人権に関する国別報告書や関連機関の情報を幅広く入手するとともに協力事業の情報公開を行い人権の状況を把握し、意思決定に反映する。	ここに性的マイノリティが入ってもいいのでは？	<p>現行「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集」(FAQ)にてガイドラインに例示されていない対象についても解説しており、そこに性的指向・性自認により社会的弱者になりうる人を追加します。また、複数の異なる側面での脆弱性を有する社会的弱者の場合に特に留意が必要という旨を FAQ に記載します。</p> <p>「(問い)ステークホルダー協議を計画・実施する際にどのような人々を社会的な弱者と認識し、配慮を行うべきと JICA は考えているのですか？</p> <p>(回答)環境社会配慮ガイドライン別紙1(社会的合意)では、「女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的な弱者については、...適切な配慮がなされていなければならない。」と記載されています。一方、環境社会配慮ガイドラインで明記されている人々以外にも、若者や移転対象者、女性世帯主、土地を持たない人、用地取得に関連して当該国法上補償対象とならない人も対象になりうると考えます。さらに、国や地域によっては、ステータス(人種や肌の色、性別、性的指向・性自認、言語、宗教、政治的な意見やその他の意見、資産、生まれ等)や要素(ジェンダーや年齢、民族性、文化、識字、病気、(身体的もしくは精神的)障害、経済的に不利な状況、特有な自然資源への依存等)により社会的弱者になりうる人もいますと考えます。また、複数の異なる側面での脆弱性を有する場合には、特に配慮が必要です」</p>
113	7	2.5 社会環境と人権への配慮	... マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権	...性的マイノリティを含むマイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権 (斜体&下線部追加) 理由：性的マイノリティへの配慮を明示的にするため	<p>現行「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集」(FAQ)にてガイドラインに例示されていない対象についても解説しており、そこに性的指向・性自認により社会的弱者になりうる人を追加します。また、複数の異なる側面での脆弱性を有する社会的弱者の場合に特に留意が必要という旨を FAQ に記載します。</p> <p>「(問い)ステークホルダー協議を計画・実施する際にどのような人々を社会的な弱者と認識し、配慮を行うべきと JICA は考えているのですか？</p> <p>(回答)環境社会配慮ガイドライン別紙1(社会的合意)では、「女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的な弱者については、...適切な配慮がなされていなければならない。」と記載されています。一方、環境社会配慮ガイドラインで明記されている人々以外にも、若者や移転対象者、女性世帯主、土地を持たない人、用地取得に関連して当該国法上補償対象とならない人も対象になりうると考えます。さらに、国や地域によっては、ステータス(人種や肌の色、性別、性的指向・性自認、言語、宗教、政治的な意見やその他の意見、資産、生まれ等)や要素(ジェンダーや年齢、民族性、文化、識字、病気、(身体的もしくは精神的)障害、経済的に不利な状況、特有な自然資源への依存等)により社会的弱者になりうる人もいますと考えます。また、複数の異なる側面での脆弱性を有する場合には、特に配慮が必要です」</p>

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
114	7	2.5 社会環境と人権への配慮	2.この際、女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する。人権に関する国別報告書や関連機関の情報を幅広く入手するとともに・・。	<p>・性的マイノリティとされる方々に対する記述がガイドラインの中には見受けられず、こちらに明記いただくことを提案します。</p> <p>・関連機関の後に、「NGO」についても追加で記載いただくことを検討ください。</p>	<p>現行「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集」(FAQ)にてガイドラインに例示されていない対象についても解説しており、そこに性的指向・性自認により社会的弱者になりうる人を追加します。また、複数の異なる側面での脆弱性を有する社会的弱者の場合に特に留意が必要という旨をFAQに記載します。</p> <p>「(問い)ステークホルダー協議を計画・実施する際にどのような人々を社会的な弱者と認識し、配慮を行うべきとJICAは考えているのですか？」</p> <p>(回答)環境社会配慮ガイドライン別紙1(社会的合意)では、「女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的な弱者については、...適切な配慮がなされていないと記載されています。一方、環境社会配慮ガイドラインで明記されている人々以外にも、若者や移転対象者、女性世帯主、土地を持たない人、用地取得に関連して当該国法上補償対象とならない人も対象になりうると思います。さらに、国や地域によっては、ステータス(人種や肌の色、性別、性的指向・性自認、言語、宗教、政治的な意見やその他の意見、資産、生まれ等)や要素(ジェンダーや年齢、民族性、文化、識字、病気、(身体的もしくは精神的)障害、経済的に不利な状況、特有な自然資源への依存等)により社会的弱者になりうる人もいると思います。また、複数の異なる側面での脆弱性を有する場合には、特に配慮が必要です」</p> <p>なお、「関連機関からの情報」にはご指摘の点を含め幅広い関連機関からの情報も含むと考えております。</p>
115	P7	2.5 社会環境と人権への配慮	2 JICAは協力事業実施にあたり...特に配慮する。	<p>支援現場におけるpseahが問題になっています。「事業実施における性的搾取・虐待・ハラスメントのリスク特定とその予防・対処」といった文言が入れられないでしょうか。</p>	<p>ジェンダーに基づく暴力は、本文1.1.7の「ジェンダー平等」に含まれると考えますが、ガイドラインとは別に適切な配慮がなされるよう対応しており、以下の通りFAQに記載することを検討しております。</p> <p>「(問い)ガイドラインの理念に「ジェンダー平等の達成を後押しする」とあるが、具体的にどのようなことに取り組むのですか？」</p> <p>(回答)ジェンダー平等の達成に向けて、環境社会配慮においては、例えば、住民移転を伴う場合、女性の意見・考えについて十分尊重され、排除されない仕組みが準備されるか等を確認することになります。また、女性に対し、個別プロジェクトで不均等に影響が及んだり、補償や支援の受け取りが不平等に行われたりすることのないよう配慮されているか確認します。これに加えて、ジェンダーに基づく暴力を撲滅することが必要であり、ガイドラインとは別に、適切な配慮がなされるよう必要な対応に順次取り組んでいるところです。」</p>
116	7	2.5 社会環境と人権への配慮	人権に関する国別報告書や関連機関の情報を幅広く入手するとともに協力事業の情報公開を行い人権の状況を把握し、意思決定に反映する。	<p>人権に関する情報の入手に関して、「国別報告書や関連機関」だけでなく、「人権団体・市民団体・NGO」等の報告書からの情報も含めるべきと考えます。</p>	<p>「関連機関からの情報」にはご指摘の点を含め幅広い関連機関の情報を含むと考えております。</p>
117	7	2.5 社会環境と人権への配慮	2	<p>・「国際的に確立した人権基準」とあることから、2018年に国連で採択された「小農および農村で働く人びとの権利宣言」を受けて、ここに羅列された「弱い立場にあるもの」に「小農」を加えるべきと考える。JICAが事業を行う「途上国」においては、「小農」(あるいは農民、漁民など)が多く暮らし、自然と共存しながら暮らしているため、開発事業の影響を受けやすい人びととして、認知・明記していただきたい。</p>	<p>小農を含む農民、漁民などは、開発事業の影響を受けやすい人びととしてこれまで配慮してきています。また、その中でも土地や財産を持たない農民・漁民の方々やさらには借家住まいの方々などは十分な配慮が必要と考えます。</p> <p>開発協力大綱で「脆弱な立場に置かれやすい対象」として示された高齢者、難民・国内避難民を追加しておりますが、当該箇所は例示であり、特定の対象を除いているものではありません。</p>
118	12	2.5 Considerations for Social Environment and Human Rights	-	<p>3. Chapter 2.5 Considerations for Social Environment and Human Rights header not clear: does it refer to the "social environment and human rights" or "social, environment and human rights"; the section seems to be dealing with contextual risk, so perhaps the heading could be clearer about this. The singular focus on security in para 3 is at odds with the more high-level content of the section</p>	<p>2.5については"social environment and human rights"を意図しており、国際人権規約を始めとする国際的に確立した人権基準の尊重を維持することを念頭に、このようなタイトルとなっております。2.5.3については、ご指摘のとおりではありますが、全体を踏まえてこの場所が適当と考えます。</p> <p>Section 2.5 is titled as "social environment and human rights" with an intention of respect for human rights standards internationally established, such as the International Covenants on Human Rights. Although we understand your comment, we think Section 2.5.3 is the suitable place, considering the balance within the JICA Guidelines.</p>

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
119	13	2.5 Considerations for Social Environment and Human Rights	<p>JICA respects the principles of internationally established human rights standards such as the International Convention on Human Rights when implementing cooperation projects. JICA gives special attention to the human rights of vulnerable social groups, including women, children, elderly people, people in poverty, indigenous peoples, persons with disabilities, refugees, internally displaced persons, and minorities. JICA obtains country reports and information widely about human rights that are issued by related institutions, discloses information about cooperation projects, seeks to understand local human rights situations, in order to reflect these into JICA's decision making.</p>	<p>• para 2 – recommend to treat women as a key group in its own right, rather than to include it under the list of vulnerable groups; not all women are vulnerable, but gender inequalities and potential disproportionate impact on women should be considered in all projects.</p>	<p>ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進は、JICAの優先課題の一つであり、全事業のあらゆる段階で「ジェンダー主流化」を推進することをもって、その実現を目指していきます。2. 5.2においては社会的に弱い立場にある方々の人権について述べています。</p> <p>Promoting gender equality and women's empowerment is one of JICA's priorities. JICA is trying to achieve them through promoting "gender mainstreaming" at all stages of all projects. Section 2.5.2 states human rights of socially vulnerable peoples.</p>
120	13	2.5 Considerations for Social Environment and Human Rights	<p>JICA respects the principles of internationally established human rights standards such as the International Convention on Human Rights when implementing cooperation projects. JICA gives special attention to the human rights of vulnerable social groups, including women, children, elderly people, people in poverty, indigenous peoples, persons with disabilities, refugees, internally displaced persons, and minorities. JICA obtains country reports and information widely about human rights that are issued by related institutions, discloses information about cooperation projects, seeks to understand local human rights situations, in order to reflect these into JICA's decision making.</p>	<p>• para 2 – recommend to keep the list of potentially vulnerable social groups open (e.g. add "including, but not limited to"), such that it can be expanded as relevant for a given project.</p>	<p>原案でもオープンな例示だと考えます。</p> <p>We think the current description is open.</p>

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
121	13	2.5 Considerations for Social Environment and Human Rights	JICA respects the principles of internationally established human rights standards such as the International Convention on Human Rights when implementing cooperation projects. JICA gives special attention to the human rights of vulnerable social groups, including women, children, elderly people, people in poverty, indigenous peoples, persons with disabilities, refugees, internally displaced persons, and minorities. JICA obtains country reports and information widely about human rights that are issued by related institutions, discloses information about cooperation projects, seeks to understand local human rights situations, in order to reflect these into JICA's decision making.	Human Rights is a transversal axis of the National Policy of Cooperation for Sustainable Development of Country C. This axis contemplates that all cooperation actions for sustainable development must include the protection of human rights and must be framed within our National Plan of Action on Human Rights. In the same way, the Plan for Reconstruction and Sustainable Development has a transversal axis in which the State will ensure that humanitarian actions, within the framework of the national reconstruction and recovery, comply with human rights standards and are focused on populations placed in a situation of vulnerability.	日本政府のNAPのみならず、相手国政府のNAPも踏まえて、適切な環境社会配慮を行えるよう、個別事業において確認・協議していきます。  We will check and discuss on individual projects in order to ensure appropriate environmental and social considerations, based on the host countries' NAP as well as the NAP of the government of Japan.
122	13	2.5 Considerations for Social Environment and Human Rights	JICA respects the principles of internationally established human rights standards such as the International Convention on Human Rights when implementing cooperation projects. JICA gives special attention to the human rights of vulnerable social groups, including women, children, elderly people, people in poverty, indigenous peoples, persons with disabilities, refugees, internally displaced persons, and minorities. JICA obtains country reports and information widely about human rights that are issued by related institutions, discloses information about cooperation projects, seeks to understand local human rights situations, in order to reflect these into JICA's decision making.	• We note the reference to "International Convention on Human Rights" – we suggest you confirm the English name of the intended convention. We believe this might intend to refer to the "International Bill of Human Rights" as is the case in the IFC Sustainability Policy, which is the widely accepted way to refer to the Universal Declaration of Human Rights and its two core covenants. This could be a translation error, and you may want to check that the English version is correct.	当該箇所は"国際人権規約"を指しており、その場合の英訳として"International Convention on Human Rights"と記載しておりましたが、 "International Covenants on Human Rights"へと修正します。  We correct this part to "International Covenants on Human Rights."
123	7	2.5 社会環境と人権への配慮	3. JICA は、相手国等が、プロジェクトの形成・実施にあたり雇用する保安要員やその他の安全確保のための要員を用いる場合には、予防と自己防衛目的を除き警備能力の行使を行わないことを確認する。	「予防と自己防衛目的」は非常に危険な用語です。予防と称して、近隣の村を焼き払ったら、それは受け入れられますか？プロジェクト構内のみでの警備とした方がいいと思います。	プロジェクト要員がプロジェクト構外で行う移動、アウトリーチ活動や協議の際の警備も想定されますが、あくまで警備に限定した記載としています。世界銀行の環境社会フレームワークにおいて類似の規定がなされており、これを参考としています。

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses
124	7	2.5.	2.5.3 JICA は、相手国等が、プロジェクトの形成・実施にあたり雇用する保安要員やその他の安全確保のための要員を用いる場合には、予防と自己防衛目的を除き警備能力の行使を行わないことを確認する。	明瞭な指摘だと思います。必要ですし。 コメントありがとうございます。
125	13	2.5 Considerations for Social Environment and Human Rights	When security guards are hired for the project or other personnel are deployed to ensure and maintain the security of the project area as well as the persons related to the implementation of the project during the project preparation and implementation, JICA checks that such personnel will not use any force to provide security except for preventive and defensive purposes.	<p>• para 3 on security could be enhanced to be clear on what the requirements are for security in terms of risk assessment and standards</p> <p>ガイドライン2.5の通り、相手国等が、プロジェクトの形成・実施にあたり雇用する保安要員やその他の安全確保のための要員を用いる場合を想定しています。</p> <p>Section 2.5 assumes the case that security guards are hired for the project or other personnel are deployed to ensure and maintain the security of the project area as well as the persons related to the implementation of the project during the project preparation and implementation.</p>
<b>2.6 参照する法令と基準</b>				
126	8	2.6 参照する法令と基準	3.JICA は、環境社会配慮等に関し、プロジェクトが世界銀行の環境社会ポリシーと大きな乖離がないことを確認する。	プロジェクトがポリシーと乖離しないかではなく、プロジェクトの環境社会配慮がポリシーと乖離しないかの確認ではないか。 当該部分の英訳も、同様に見直しが必要と思われる。3. JICA confirms that projects do not deviate significantly from the World Bank's environmental and social policies.
127	13	2.6	2.6 Laws, Regulations and Standards of Reference	<p>Laws, Regulations and Standards of Reference in Country A are based on Law of Republic of Country A No. 123 of 2020 concerning Job Creation, Minister of Environment and Forestry of the Republic of Country A No. 4 of 2021 concerning List of Businesses and/or Activities Required to Have an Analysis of Environmental Impacts, Environmental Management Efforts and Environmental Monitoring Efforts or Statement of Readiness to Manage and Monitor the Environment, and Government Regulation No. 22 of 2021 concerning the Implementation of Environmental Protection and Management.</p> <p>JICAは、相手国政府（地方政府を含む）が定めた環境や社会に関する法令や基準等を相手国等が遵守しているかという点に加えて、世界銀行の環境社会ポリシーと大きな乖離がないことを確認しております。その上で必要に応じて相手国政府において求められている以上の緩和策やモニタリングを実施してもらうよう求めることもあります。</p> <p>JICA confirms that project proponents comply with environmental and social related laws and regulations stipulated by the host countries, including local governments. Besides, JICA confirms that environmental and social considerations of a project do not deviate significantly from the World Bank's environmental and social policies. Based on the confirmation, JICA may request project proponents to implement mitigation measures and/or monitoring which are not required by the host countries' laws and regulations.</p>
128	7	2.6 参照する法令と基準	環境社会ポリシー	<p>この場合は、世界銀行が定めるESF（環境社会フレームワーク）が適語と考えます。ESFは従前の環境分野に関する Operational Policies の更新政策に位置付けられているの理解です。</p> <p>「環境社会ポリシー」(英文: 固有名詞ではなく小文字でenvironmental and social policies)は、世界銀行 (IBRD,IDA) のEnvironmental and Social Frameworkに含まれるEnvironmental and Social Standards および国際金融公社 (IFC) のPerformance Standardsを指すものを想定しこのように記載しております。なお、この環境社会ポリシーが何を指すかはFAQで以下の通り記載しました。</p> <p>「(問い) 環境ガイドライン2.6に、「JICAは、プロジェクトの環境社会配慮が世界銀行の環境社会ポリシーと大きな乖離がないことを確認する」とありますが、世界銀行の環境社会ポリシーとは何を指しますか。(回答) 世界銀行グループのうち世界銀行(国際復興開発銀行 (IBRD)と国際開発協会 (IDA) から構成される)のEnvironmental and Social Frameworkに含まれるEnvironmental and Social Standards、及び国際金融公社 (IFC) のSustainability Frameworkに含まれるPerformance Standardsを指します。JICAは、プロジェクトがこれらのどちらかと大きな乖離がないことを確認します。」</p>

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
129	8	2.6 参照する法令と基準	3.JICA は、環境社会配慮等に関し、プロジェクトが世界銀行の環境社会ポリシーと大きな乖離がないことを確認する。	1. 「世界銀行の環境社会ポリシー」では不明確のため「世界銀行の環境社会フレームワーク(2016)内の環境社会ポリシー」と明記することが適切であると考えます。 2. また同環境社会ポリシーと同ガイドライン改定案の記載内容は、主に手続き面において差があるため、同ポリシーのどの部分が同ガイドラインで適用になるのか言及し、FAQで詳しく説明してはいかがでしょうか。	「環境社会ポリシー」(英文:固有名詞ではなく小文字でenvironmental and social policies)は、世界銀行(IBRD,IDA)のEnvironmental and Social Frameworkに含まれるEnvironmental and Social Standardsおよび国際金融公社(IFC)のPerformance Standardsを指すものを想定しこのように記載しております。なお、この環境社会ポリシーが何を指すかはFAQで以下の通り記載しました。  「(問い)環境ガイドライン2.6に、「JICAは、プロジェクトの環境社会配慮が世界銀行の環境社会ポリシーと大きな乖離がないことを確認する」とありますが、世界銀行の環境社会ポリシーとは何を指しますか。(回答)世界銀行グループのうち世界銀行(国際復興開発銀行(IBRD)と国際開発協会(IDA)から構成される)のEnvironmental and Social Frameworkに含まれるEnvironmental and Social Standards、及び国際金融公社(IFC)のSustainability Frameworkに含まれるPerformance Standardsを指します。JICAは、プロジェクトがこれらのどちらかと大きな乖離がないことを確認します。」
130	8	2.6 参照する法令と基準	3.JICA は、環境社会配慮等に関し、プロジェクトが世界銀行の環境社会ポリシーと大きな乖離がないことを確認する。	1. 「世界銀行の環境社会ポリシー」ではわかりにくいため、「世界銀行の環境社会フレームワーク(2016)内の環境社会ポリシー」と明記することが適切であると考えます。 2. また同環境社会ポリシーと同ガイドライン改定案の記載内容は、主に手続き面において差があるため、同ポリシーのどの部分が同ガイドラインで適用になるのか言及し、FAQで詳しく説明してはいかがでしょうか。例えば、ESCPの作成・審査(同ポリシー3(d)条以降)、リスクに基づくカテゴリ分類(20-22条)、審査前の情報公開(49条以降)などは適用外と認識しています。	「環境社会ポリシー」(英文:固有名詞ではなく小文字でenvironmental and social policies)は、世界銀行(IBRD,IDA)のEnvironmental and Social Frameworkに含まれるEnvironmental and Social Standardsおよび国際金融公社(IFC)のPerformance Standardsを指すものを想定しこのように記載しております。なお、この環境社会ポリシーが何を指すかはFAQで以下の通り記載しました。  「(問い)環境ガイドライン2.6に、「JICAは、プロジェクトの環境社会配慮が世界銀行の環境社会ポリシーと大きな乖離がないことを確認する」とありますが、世界銀行の環境社会ポリシーとは何を指しますか。(回答)世界銀行グループのうち世界銀行(国際復興開発銀行(IBRD)と国際開発協会(IDA)から構成される)のEnvironmental and Social Frameworkに含まれるEnvironmental and Social Standards、及び国際金融公社(IFC)のSustainability Frameworkに含まれるPerformance Standardsを指します。JICAは、プロジェクトがこれらのどちらかと大きな乖離がないことを確認します。」
131	13	2.6 Laws, Regulations and Standards of Reference	JICA confirms that projects do not deviate significantly from the World Bank's environmental and social policies.	• paragraph 3 refers to World Bank policies. Is this their E&S framework or the EHS guidelines of the IFC/WB? This paragraph is quite wide ranging in its reference to standards in that not all IFIs standards are aligned.	「環境社会ポリシー」(英文:固有名詞ではなく小文字でenvironmental and social policies)は、世界銀行(IBRD,IDA)のEnvironmental and Social Frameworkに含まれるEnvironmental and Social Standardsおよび国際金融公社(IFC)のPerformance Standardsを指すものを想定しこのように記載しております。なお、この環境社会ポリシーが何を指すかはFAQで以下の通り記載しました。  「(問い)環境ガイドライン2.6に、「JICAは、プロジェクトの環境社会配慮が世界銀行の環境社会ポリシーと大きな乖離がないことを確認する」とありますが、世界銀行の環境社会ポリシーとは何を指しますか。(回答)世界銀行グループのうち世界銀行(国際復興開発銀行(IBRD)と国際開発協会(IDA)から構成される)のEnvironmental and Social Frameworkに含まれるEnvironmental and Social Standards、及び国際金融公社(IFC)のSustainability Frameworkに含まれるPerformance Standardsを指します。JICAは、プロジェクトがこれらのどちらかと大きな乖離がないことを確認します。」  The "environmental and social policies" refer to the World Bank (IBRD, IDA)'s Environmental and Social Standards, as well as International Finance Corporation (IFC)'s Performance Standards. This is also described in the FAQ as follows;  Q:Section 2.6 of the JICA Guidelines states, "JICA confirms that environmental and social considerations of a project do not deviate significantly from the World Bank's environmental and social policies." What are the World Bank's environmental and social policies? A:The World Bank's environmental and social policies refer to the Environmental and Social Standards in the Environmental and Social Framework of the World Bank, which consists of the International Bank for Reconstruction and Development (IBRD) and the International Development Association (IDA), and the Performance Standards in the Sustainability Framework of the International Finance Corporation (IFC) of the World Bank Group. JICA confirms that environmental and social considerations of a project do not deviate significantly from either of these.

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
132	13	2.6 Laws, Regulations and Standards of Reference	-	<p>• We note that the international benchmark referred to for assessing whether there are "significant deviations with" are the old World Bank safeguard policies (OPs). We also note that in some other places you refer to the 2016 World Bank ESF, especially ESS1, which have superseded the OPs.</p>	<p>プロジェクトが世界銀行の環境社会ポリシーと大きな乖離がないことを確認すると示している部分において、この「環境社会ポリシー」(英文:固有名詞ではなく小文字でenvironmental and social policies)は、世界銀行 (IBRD,IDA) のEnvironmental and Social Frameworkに含まれるEnvironmental and Social Standardsおよび国際金融公社 (IFC) のPerformance Standardsを指すものを想定しこのように記載しております。</p> <p>As for the statement that JICA confirms environmental and social considerations of a project do not deviate significantly from the World Bank's environmental and social policies, the "environmental and social policies" refer to the World Bank (IBRD, IDA)'s Environmental and Social Standards, as well as International Finance Corporation (IFC)'s Performance Standards.</p>
133	13	2.6 Laws, Regulations and Standards of Reference	5. JICA discloses information in accordance with relevant laws of the host country government and of the Government of Japan.	<p>• Paragraph 5 Are all host country laws aligned with the disclosure requirements in this document? What happens if not, does JICA apply the more stringent for it's own disclosure e.g. 120 days?</p>	<p>情報公開については相手国等の公開要件を遵守しつつ、これに加えて、ガイドラインで求めるカテゴリA案件における環境アセスメント報告書の公開期間は、120日を維持しております。また、海外投融資については民間ビジネスの即応性、他のファイナンサーと歩調を合わせるため、公開期間を最低60日とする改定となります。</p> <p>In terms of information disclosure, the JICA Guidelines keep 120 days or more as the duration for disclosure of environmental assessment reports for Category A projects, with ensuring the disclosure requirement of host countries. For private sector investment finance, JICA altered the disclose duration to at least 60 days, for the purpose of ensuring readiness of private business and of keeping pace with other financiers.</p>
134	13	2.6 Laws, Regulations and Standards of Reference	<p>JICA confirms that projects do not deviate significantly from the <b>World Bank's environmental and social policies</b>. JICA refers to standards <i>stipulated by</i> international financial organizations, <i>other</i> internationally recognized standards, <i>and</i> international standards/ treaties/ declarations <i>as well as</i> good practices of developed nations including Japan, <i>as a benchmark</i>, when appropriate.</p> <p>When JICA recognizes that environmental and social considerations of a project are significantly <i>deviate from</i> the aforementioned standards and good practices, JICA encourages <i>the</i> project proponents to take more appropriate <i>environmental and social considerations</i> through a series of dialogues, in which JICA clarifies the background and reasons and <i>confirms counter measures</i> as necessary.</p>	<p><b>Compliance with country safeguards systems should be given priority in JICA funded projects, especially in Financial Intermediary (FI) funding modality.</b></p> <p>Full implementation of JICA's safeguards requirements will be feasible only in those projects which are directly funded and Monitored by JICA and JICA's involvement is from Inception stage.</p> <p>Retrofitting of JICA's safeguards requirements for stringent norms as per standards stipulated by International Financial Organizations (World Bank referred); will be difficult to achieve in projects which are partially funded by JICA or FI funded projects; which have been developed as per National Guidelines without anticipation of JICA's involvement at later stage</p>	<p>JICAは、環境社会配慮等に関し、プロジェクトが世界銀行の環境社会ポリシーと大きな乖離がないことを確認しております。他方、重要事項8に記載しておりますように、環境社会配慮を行いつつ、事業実施に向けた迅速化の要請に対処しています。そのため、世銀のESSやIFCのPSの細かな配慮方法や手続き、文書作成等を一律に参照し乖離がないことを求めるのではなく、それらの狙いを踏まえて同等の環境社会配慮の質を確保できる方法を柔軟に検討・採用しております。</p> <p>JICA confirms that environmental and social considerations of a project do not deviate significantly from the World Bank's environmental and social policies. On the other hand, JICA addresses requests for acceleration of its process towards project implementation, while undertaking environmental and social considerations, as stipulated in one of the eight principles which are considered as particularly important in Section 1.4 of the JICA Guidelines. Therefore, JICA flexibly considers and adopts methods for ensuring quality of environmental and social considerations equivalent to the World Bank's ESS and IFC's PS, focusing on achieving the purposes of the policies rather than trying to check detailed deviations from the policies such as specific methods, procedures or document preparations.</p>

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
135	8	2.6 参照する法令と基準	また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等の基準又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する。	「国際基準・条約・宣言等の基準又はグッドプラクティス等」は限りがないため、既存ガイドラインと同様にFAQで具体的に例示して頂くことは可能でしょうか。	FAQにおいて具体的に例示することで、逆に参照すべき基準、日本等の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等の基準又はグッドプラクティス等が限定されてしまうことを懸念します。その時々に応じ、事業特性や課題を踏まえつつ参照する基準等を検討することを想定しています。
136	13	2.6 Laws, Regulations and Standards of Reference	-	-The country's Environmental protection Proclamations and Regulations (Environmental Protection and ESIA) Should be mentioned.	JICAは、相手国政府（地方政府を含む）が定めた環境や社会に関する法令や基準等を相手国等が遵守しているか、また、環境や社会に関する政策や計画に沿ったものであるかを確認しています。  JICA confirms that project proponents comply with the laws or standards related to the environment and society established by the host country governments, including local governments. It also confirms that project proponents conform to their governments' policies and plans on the environment and society.
137	32	2.6 Laws, Regulations and Standards of Reference	-	-Approval should be by the entitled institution the so called Environment, Forest and Climate Change Commission with its line Offices. -Better to revise the screening format (is difficult to rate the level of each environmental/social impacts whether in magnitude, time, coverage and etc.)	-JICAは特にカテゴリA案件に対して、相手国等が提出する環境社会配慮に関する主要な文書（環境許認可証明書を含む）を確認しております。 -スクリーニング様式はまず初期の段階でカテゴリ分類を行うために使われるものとなり、実際の環境影響の評価や予測は環境アセスメント報告書を通して行われます。  - JICA confirms major documents on environmental and social considerations, including environmental permit certifications, submitted by host countries, especially for Category A projects. - The screening format is used for categorization at the primary stage of a project. Assessment and prediction of environmental impacts are conducted in environmental assessment reports.
<b>2.7 環境社会配慮助言委員会による助言</b>					
138	8	2.7 環境社会配慮助言委員会による助言	2.環境社会配慮助言委員会の議論は公開される。議事録は発言順に発言者名を記したものを作成し公表する。	助言委員会が確定された助言は、JICAの合意文書締結の意思決定に反映される大きな要素と考えます。このため、相手国政府への理解及び確実な実施を考慮し、助言の結果を環境アセスメント報告書同様、相手国で公用語または広く使用されている言語での表現にて公表されることが望ましいと考えます。	JICAは、助言をJICA和文ウェブサイトで公開するとともに、責任を持って助言を受け止め、相手国等との協議を通じて対応しております。助言の対応結果は、助言委員会にて説明し、同ウェブサイトで公開しております。
139	14	2.7	2.7 Advice of the Advisory Committee for Environmental and Social Considerations	The Advisory Committee for Environmental and Social Considerations that exists in Government of Country A is listed on Appendix IV of Government Regulation No. 22 of 2021 concerning of the function and duty of the Environmental Experts that will conduct the Feasibility Test.	JICAの環境社会配慮助言委員会は、カテゴリA案件及びカテゴリB案件のうち必要な案件について、協力準備調査においては環境社会配慮面の助言を行い、環境レビュー段階及びモニタリング段階では報告を受け、必要に応じて助言を行っております。  JICA's Advisory Committee for Environmental and Social Considerations gives advice on environmental and social considerations for the preparatory surveys for Category A projects and necessary projects among Category B projects. The Advisory Committee also gives the advice on the projects during the environmental review and monitoring stages as necessary, when reported by JICA.

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
<b>2.8 JICAの意思決定</b>					
140	9	2.8 JICA の意思決定	2.8.1 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト 3...あるいは、環境レビューに際して相手国等より正しい情報が提供されなかったことにより環境に望ましくない影響が及ぶ	本ガイドライン（案）の他の箇所では「環境」と「社会」がほぼ常に併記されていることから、「あるいは、環境レビューに際して相手国等より正しい情報が提供されなかったことにより環境及び社会に望ましくない影響が及ぶ」といった記述がより適切である。	以下のとおり修正します。 「相手国等が、本ガイドラインに基づきJICAが要求する事項を満たしていないことが明らかになった場合、あるいは、環境レビューに際して相手国等より正しい情報が提供されなかったことにより環境や社会に望ましくない影響が及ぶことが合意文書締結後に明らかになった場合に、JICAは、合意文書に基づき、有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトの変更（停止及び期限前償還を含む）を求めることがあること。」
141	15	2.8 Decision-Making by JICA	JICA may, in accordance with agreement documents, make changes to the agreement of loan aid (including suspension and acceleration ), grant aid, and technical cooperation projects, This may occur when project proponents obviously do not meet the requirements set out by JICA according to the JICA Guidelines, or when it is revealed after concluding the agreement documents that the projects have adverse impacts on the environment due to failure of the project proponents to supply correct information to JICA during the environmental review process.	At the time of formalizing a loan project in the Exchange of Notes and Contracts, it is necessary to take into consideration all the elements such as liens, exemptions and all the necessary permits for the implementation of the project.  Likewise, in the documents for the formalization of the projects, it is important to consider stating that by mutual agreement of the parties involved, changes can be made in the project initiation documents. It will be important to take into account, as requirements, that the agreements and projects for Spanish-American countries could also prepared in the official language that is the Spanish.	環境社会配慮に関連して、JICAはこれまでも相手国政府の制度に基づいて発行された環境許認可証明書の有無を確認しております。また、環境アセスメント報告書については相手国の公用語または広く使用されている言語で作成されることを求めており、今後も同様の対応を進めて参ります。  Regarding environmental and social considerations, JICA has so far confirmed environmental permit certifications issued based on regulations of host country's governments. JICA requests project proponents to prepare environmental assessment reports in the official language or in a language widely used in the host country. JICA will continue to take similar measures in the future.
142	15	2.8 Decision-Making by JICA	Project proponents make an effort to hold discussions with local stakeholders related to the projects, if any problems regarding environmental and social considerations arise.	• Paragraph 3: The new wording "make an effort" in sub-bullet 3 sounds very weak and probably should be strengthen; it implies that a Proponent who tried but failed is good enough	今回の改定では、現地ステークホルダーの参加や協議の際に重要な配慮項目を、世銀のESS10を参考にガイドラインの別紙5に整理をし、相手国等により意味ある協議が実施されるようしております。相手国等による現地ステークホルダー協議の実施に向けた努力について「JICAとしてはこれを確保するよう最大限努力する」旨ガイドラインで規定しています。  Appendix 5 of the revised JICA Guidelines gives main points to be considered for participation of and consultation with local stakeholders, referring to the World Bank's ESS10, in order to ensure meaningful consultations conducted by project proponents. The Guidelines stipulate that "JICA would make the utmost effort" to ensure that project proponents make an effort to hold discussions with local stakeholders related to the projects.

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
<b>2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保</b>					
<b>2.10 ガイドラインの適用と見直し</b>					
<b>3.1 協力準備調査</b>					
143	9	3.1 協力準備調査	-	社会的な影響に対する調査項目に、ジェンダー分析も重要であることを明記いただきたい。OECD-DAC の『Handbook on the OECD-DAC Gender Equality Policy Marker』も参考になるのではないかと考えます。	JICAでは、ジェンダー平等や女性のエンパワメントを推進するために、案件の計画段階において、ジェンダー視点に立った取組を確認し、DACジェンダーマーカを参照に、ジェンダー案件分類を行っています。また、環境社会配慮においては「別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」に記載の通り、調査・検討すべき影響の範囲にジェンダーも含めており引き続き情報収集を行って参ります。
144	10	3.1 協力準備調査	7.JICA はTOR に従い、カテゴリA プロジェクトについてはEIA レベルで、カテゴリB プロジェクトについてはIEE レベルで、マスタープラン調査の場合はIEE レベルで、環境社会配慮調査を行い、影響緩和策(回避・最小化・軽減・緩和・代償含む)、モニタリング及び環境社会配慮実施体制の案を作成する。	カテゴリB案件は、かなり詳細な調査が求められるものからそうでないものまで、かなり幅があると思われませんが、指示書では明確にされていないことが多く見受けられます。指示書には必ずその点を明記したMMなどにも適切に配慮いただければと思います。	ご指摘の点を真摯に受け止め、改定されたガイドラインに沿った適切な環境社会配慮の確保ができるよう、引き続き対応して参ります。
145	10	3.1 協力準備調査	7.JICA はTOR に従い、カテゴリA プロジェクトについてはEIA レベルで、カテゴリB プロジェクトについてはIEE レベルで、マスタープラン調査の場合はIEE レベルで、環境社会配慮調査を行い、影響緩和策(回避・最小化・軽減・緩和・代償含む)、モニタリング及び環境社会配慮実施体制の案を作成する。	カテゴリB案件の中には簡易なIEEレベル調査で終わらず、現地でのEIA作成支援を含みほぼA案件に近い対応を要求される案件から、相手国政府がEIAを実施する際のTOR作成までとかなりパターンが分かれますが、指示書では明確にされていないことが多いです。指示書には必ずその点を明記し、また MM などにも適切に配慮いただければと思います。	ご指摘の点を真摯に受け止め、改定されたガイドラインに沿った適切な環境社会配慮の確保ができるよう、引き続き対応して参ります。
146	17	3.1.2	3.1.2 Project Formation (Loan Aid, Grant Aid (excluding projects executed through international organizations), and Technical Cooperation Projects)	Each project should be classified based on potential environmental impacts, including sector and project scale factors, substance, degree and any other related significant environmental and social impacts at the project site and its surroundings.	カテゴリ分類にあたっては、ガイドライン2.2に示されている考え方を基に、相手国等に別紙4のスクリーニング様式の記入を求め、こうした情報も参考にしながらカテゴリA, B, C, FIを検討・決定しています。  JICA considers and determines Categories A, B, C or FI, based on Section 2.2 of the JICA Guidelines, referring to information such as screening format (Appendix 4) filled out by project proponents.
147	16	3.1 Preparatory Survey	-	1. Chapter 3.1 Preparatory Survey It is not clear in the early paragraphs who is responsible for conducting E&S surveys and ESAs for project loans. Is it the proponent or JICA?	協力準備調査において作成支援する環境アセスメント報告書をはじめ、プロジェクトの環境社会配慮についての責任は相手国等にあることを前提としております。  It is project proponents to have responsibility for projects' environmental and social considerations, including environmental assessment reports that JICA supports to develop through preparatory surveys.
148	17,2 3-24	3.1 Preparatory Survey	TOR preparation	- Need to specify the duration of the approval process of TOR; - Need to clarify on the global alignment for the proponent in charge of the validation of TOR.	TORの承認に必要な期間は案件ごとに異なり、必要な調査内容が含まれるように作成しております。  Duration needed for approval of TOR depends on projects. JICA prepares it to include the necessary survey contents.

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
<b>3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト</b>					
149	10	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	3.2.1 環境レビュー 1.JICA はカテゴリ分類に従って環境レビューを行う。環境レビューに当たってはセクター別の環境チェックリストを適切に活用する。	環境チェックリストの改定を予定されていると思いますが、改定案は助言委員会で別途協議、または最終化前に公開予定でしょうか。	セクター別の環境チェックリストは改定を検討しております。FAQ同様、ガイドライン改定の趣旨を踏まえて、JICAにおいて責任をもって改定します。
150	10	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	(1)カテゴリA プロジェクト 1.カテゴリA プロジェクトについては、相手国等からプロジェクトに関する環境アセスメント報告書(別紙2)が提出されなければならない。	環境以外の理由でカテゴリAになった場合は、必ずしも相手国のEIA関連法に基づく「環境アセスメント報告書」が作成される必要はないと理解していますが、カテゴリA案件の場合は「環境アセスメント報告書」の作成が必須なのでしょうか。それとも、「環境アセスメント報告書」は JICA 調査で作成する「環境社会配慮調査」も含むのでしょうか。	環境以外の理由は例えば非自発的住民移転を指すものと推察しますが、非自発的住民移転を理由としてカテゴリA相当であり、自然環境面等でカテゴリA相当とならない場合や、相手国制度上「環境アセスメント報告書」が求められない場合も想定されます。その場合には、ガイドラインの求めに対応した環境アセスメント報告書について、実施機関においてしかるべき承認プロセスを経て作成・提出されることを求めています。なお、別紙2記載のとおり、環境アセスメント報告書の範囲及び詳細さのレベルは、そのプロジェクトが与える影響に応じて決まるべきものと考えます。「環境アセスメント報告書」において、「JICA調査で作成する「環境社会配慮調査」」を含むか含まないかは、特に問うものではありません。
151	10	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	(1)カテゴリA プロジェクト 1.カテゴリA プロジェクトについては、相手国等からプロジェクトに関する環境アセスメント報告書(別紙2)が提出されなければならない。	環境以外の理由でカテゴリAになった場合は、必ずしも相手国のEIA関連法に基づく「環境アセスメント報告書」が作成される必要はないと理解していますが、カテゴリA案件の場合は「環境アセスメント報告書」の作成が必須なのでしょうか。それとも、「環境アセスメント報告書」はJICA調査で作成する「環境社会配慮調査」も含むのでしょうか。	環境以外の理由は例えば非自発的住民移転を指すものと推察しますが、非自発的住民移転を理由としてカテゴリA相当であり、自然環境面等でカテゴリA相当とならない場合や、相手国制度上「環境アセスメント報告書」が求められない場合も想定されます。その場合には、ガイドラインの求めに対応した環境アセスメント報告書について、実施機関においてしかるべき承認プロセスを経て作成・提出されることを求めています。なお、別紙2記載のとおり、環境アセスメント報告書の範囲及び詳細さのレベルは、そのプロジェクトが与える影響に応じて決まるべきものと考えます。「環境アセスメント報告書」において、「JICA調査で作成する「環境社会配慮調査」」を含むか含まないかは、特に問うものではありません。
152	10	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	(1) 2 (最終行) 相手国政府の承認担当省庁の承認を得た、もしくは相手国政府の承認担当省庁へ提出された環境アセスメント報告書	相手国の主体性や理解は重要だと思いますが、相手国側の承認がなければアセスメントが公開されないのではないか、という危惧を感じます。承認がなくても「提出された」段階で公開されるという理解でよいのでしょうか。	カテゴリAにおける環境アセスメント報告書は、相手国の承認版もしくは承認担当省庁への提出版を合意文書締結120日以前に公開することを要件としていますので、ご懸念の事態が生じることはありません。
153	10	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	3.2.1 環境レビュー (1) カテゴリ A プロジェクト	第2項中「...1) 相手国政府の承認担当省庁の承認を得た、もしくは相手国政府の承認担当省庁へ提出された環境アセスメント報告書...」について、掲載時には報告書の状態(承認済み/承認前)と注釈つけられることをお勧めします。	ご指摘のとおり環境アセスメント報告書の公開時には同報告書の状態(承認版/承認担当省庁提出版(承認前))が判別できるように対応します。

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
154	11	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	3.2.1 環境レビュー (1) カテゴリAプロジェクト 2...提出された環境アセスメント報告書が承認前の場合には、承認された時点で最終的な報告書を追加公開する。合わせて、環境許認可証明書は提出があった時点で情報公開を行う。	情報公開の時期について、「承認された時点」あるいは「提出があった時点」とのみ記されているため、JICAの合意文書締結後でも可であると解釈できる点に懸念が残る。締結前に行なわれる旨を明示すべきである。(少なくとも、その旨をFAQで説明すべきである。)	環境アセスメント報告書と環境許認可証明書は、相手国制度において必要な時期に承認・取得がなされ、JICAに対しその提出があった時点で公開されます。提出された環境アセスメント報告書が承認前である場合のガイドラインに則した環境社会配慮の確保の観点については、FAQへ以下の通り記載予定です。  「(問い)カテゴリA案件において、提出版 EIAの公開を120日公開の起算日とした場合、承認担当省庁による承認過程での修正や助言委員会の助言、JICA の環境レビューの過程で協力事業やその環境社会配慮の内容が変更になった場合、どう対応するのですか。 (回答)カテゴリA案件の環境レビュー前のEIA報告書の公開について、可能な限り早期にステークホルダーへの周知と関与を促進する、あわせて相手国政府のニーズに応え開発効果の早期発現を実現し、手続きの迅速化を考慮するために、公開対象は承認版あるいは承認担当省庁提出版としました。提出版EIAの公開を起算日とした場合でも、最終的な承認版EIAは公開されます。ただし、そうであっても環境社会配慮助言委員会の助言、JICAの環境レビューの結果は、相手国の制度に基づき相手国政府により行われるEIA 報告書の審査や承認への反映が難しい場合が考えられます。JICAは、助言をJICA和文ウェブサイトにて公開するとともに、責任を持って助言を受け止め、相手国等との協議を通じて対応しています。助言の対応結果は、助言委員会にて説明し、同ウェブサイトにて公開します。JICAの環境レビュー結果は、事業事前評価表を通じて和文と英文で公開します。さらに、現地ステークホルダーに対しては実施段階で継続される現地ステークホルダー協議を通じて最新の対応策が説明されます。このように、助言やJICAの環境レビュー結果に関して透明性の確保を図ります。」
155	11	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	提出された環境アセスメント報告書が承認前の場合には、承認された時点で最終的な報告書を追加公開する。合わせて、環境許認可証明書は提出があった時点で情報公開を行う。	現在の改定案では、承認された最終報告書及び環境許認可証明書の情報公開の時期について、「承認された時点」あるいは「提出があった時点」とのみ記されているため、JICAの合意文書締結後でも可であると解釈できる点に懸念が残る。当初、JICAに提出された環境アセスメント報告書が相手国政府の承認前であっても、承認された最終報告書と環境許認可証明書の情報公開が JICA の合意文書締結前に行なわれる旨を明示すべきである。(少なくとも、その旨を FAQ で説明すべきである。)	環境アセスメント報告書と環境許認可証明書は、相手国制度において必要な時期に承認・取得がなされ、JICAに対しその提出があった時点で公開されます。提出された環境アセスメント報告書が承認前である場合のガイドラインに則した環境社会配慮の確保の観点については、FAQへ以下の通り記載予定です。  「(問い)カテゴリA案件において、提出版EIAの公開を120日公開の起算日とした場合、承認担当省庁による承認過程での修正や助言委員会の助言、JICAの環境レビューの過程で協力事業やその環境社会配慮の内容が変更になった場合、どう対応するのですか。 (回答)カテゴリ A 案件の環境レビュー前のEIA報告書の公開について、可能な限り早期にステークホルダーへの周知と関与を促進する、あわせて相手国政府のニーズに応え開発効果の早期発現を実現し、手続きの迅速化を考慮するために、公開対象は承認版あるいは承認担当省庁提出版としました。提出版EIAの公開を起算日とした場合でも、最終的な承認版EIAは公開されます。ただし、そうであっても環境社会配慮助言委員会の助言、JICAの環境レビューの結果は、相手国の制度に基づき相手国政府により行われるEIA報告書の審査や承認への反映が難しい場合が考えられます。JICAは、助言をJICA和文ウェブサイトにて公開するとともに、責任を持って助言を受け止め、相手国等との協議を通じて対応しています。助言の対応結果は、助言委員会にて説明し、同ウェブサイトにて公開します。JICAの環境レビュー結果は、事業事前評価表を通じて和文と英文で公開します。さらに、現地ステークホルダーに対しては実施段階で継続される現地ステークホルダー協議を通じて最新の対応策が説明されます。このように、助言やJICAの環境レビュー結果に関して透明性の確保を図ります。」
156	11 3~5 行目	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	「また、相手国政府の承認を得た、もしくは相手国政府の承認担当省庁へ提出された環境アセスメント報告書を、合意文書締結の120日以前に公開する。」	JICAが関与せずに作成された相手国政府の承認された、あるいは相手国政府の承認担当省庁へ提出された環境アセスメントを120日間公開する場合は、公開に先だってJICA側で事前にレビューを行い、その結果の概要を公開する環境アセスメントと同時に公開を行う事が必要と考えます。最終的には、現行及び改定予定の環境社会配慮ガイドラインの手続きのとおり、環境レビューが行われ、JICA側の精査結果と乖離を埋める方策は相手国政府と合意されるため、説明責任と透明性の確保はできるものと思われませんが、公開と同時に埋めるべき主な乖離点を「適時」に示す事により、公開される環境アセスメントを開覧する側（市民やNGO等）に安心感を与えることができると考えられます。この初期レビューは時間をかけない機械的なチェックでも良いと思われれますので、ぜひご検討よろしくお願いいたします。	カテゴリA案件の環境レビュー前のEIA報告書の公開について、可能な限り早期にステークホルダーへの周知と関与を促進する、あわせて相手国政府のニーズに応え開発効果の早期発現を実現し、手続きの迅速化を考慮するために、公開対象は承認版あるいは承認担当省庁提出版としました。EIA報告書のドラフトの前広な公開は、現地ステークホルダーにとって案件形成の途中で自身が出した意見や懸念に対する対応方針を早めに知ることができるという点で望ましいと考えられます。その際にJICAの一定のレビューを付すことは情報公開時期を遅らせることとなるため避けたいと考えます。JICAの環境レビューは、EIA報告書の承認によらず、ガイドラインに沿って相手国基準及び国際基準に照らした環境社会配慮を確認します。仮にEIA報告書と環境レビュー結果に乖離が生じる場合、JICAは相手国等にJICAの環境レビュー結果に沿った対応を求めます。

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
157	11	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	相手国政府の承認を得た、もしくは相手国政府の承認担当省庁へ提出された環境アセスメント報告書を、合意文書締結の120日以前に公開する。	「相手国政府の承認を得た、もしくは相手国政府の承認担当省庁へ提出された環境アセスメント報告書」は貴機構が審査する前のEIAとなるため、必ずしも貴機構が同意した影響評価、緩和策、モニタリング計画ではない可能性があると考えられています。現地EIAがある場合には、JICAガイドラインとの相違点をまずはレビューするかと思います。この現地EIAを以って120日公開を開始する場合には、公開に先だってJICA側で事前にレビューを行い、その結果の概要を公開する環境アセスメントと同時に公開を行う事が必要と考えます。最終的には、現行及び改定予定の環境社会配慮ガイドラインの手続きのとおり、環境レビューが行われ、JICA側の精査結果と乖離を埋める方策は相手国政府と合意されるため、説明責任と透明性の確保はできるものと思われませんが、公開と同時に埋めるべき主な乖離点を「適時」に示す事により、公開される環境アセスメントを閲覧する側(市民やNGO等)に安心感を与えることができると考えられます。この初期レビューは時間をかけない機械的なチェックでも良いと思われま。	カテゴリA案件の環境レビュー前のEIA報告書の公開について、可能な限り早期にステークホルダーへの周知と関与を促進する、あわせて相手国政府のニーズに応え開発効果の早期発現を実現し、手続きの迅速化を考慮するために、公開対象は承認版あるいは承認担当省庁提出版としました。EIA報告書のドラフトの前広な公開は、現地ステークホルダーにとって案件形成の途中で自身が出した意見や懸念に対する対応方針を早めに知ることができるという点で望ましいと考えられます。その際にJICAの一定のレビューを付すことは情報公開時期を遅らせることとなるため避けたいと考えます。JICAの環境レビューは、EIA報告書の承認によらず、ガイドラインに沿って相手国基準及び国際基準に照らした環境社会配慮を確認します。仮にEIA報告書と環境レビュー結果に乖離が生じる場合、JICAは相手国等にJICAの環境レビュー結果に沿った対応を求めます。
158	11 3~5 行目	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	相手国政府の承認を得た、もしくは相手国政府の承認担当省庁へ提出された環境アセスメント報告書を、合意文書締結の120日以前に公開する。	JICAが関与する時点で、「相手国政府の承認を得た、もしくは相手国政府の承認担当省庁へ提出された環境アセスメント報告書」(現地EIA)がある場合には、JICAガイドラインとの相違点をまずはレビューするかと思います。この現地EIAを以って120日公開を開始する場合には、このレビュー結果も併せて公開し、環境社会配慮の質を保つための方向性を示したほうが良いではないでしょうか。	カテゴリA案件の環境レビュー前のEIA報告書の公開について、可能な限り早期にステークホルダーへの周知と関与を促進する、あわせて相手国政府のニーズに応え開発効果の早期発現を実現し、手続きの迅速化を考慮するために、公開対象は承認版あるいは承認担当省庁提出版としました。EIA報告書のドラフトの前広な公開は、現地ステークホルダーにとって案件形成の途中で自身が出した意見や懸念に対する対応方針を早めに知ることができるという点で望ましいと考えられます。その際にJICAの一定のレビューを付すことは情報公開時期を遅らせることとなるため避けたいと考えます。JICAの環境レビューは、EIA報告書の承認によらず、ガイドラインに沿って相手国基準及び国際基準に照らした環境社会配慮を確認します。仮にEIA報告書と環境レビュー結果に乖離が生じる場合、JICAは相手国等にJICAの環境レビュー結果に沿った対応を求めます。
159	11	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	相手国政府の承認を得た、もしくは相手国政府の承認担当省庁へ提出された環境アセスメント報告書を、合意文書締結の120日以前に公開する。	「相手国政府の承認を得た、もしくは相手国政府の承認担当省庁へ提出された環境アセスメント報告書」は貴機構が審査する前のEIAとなるため、必ずしも貴機構が同意した影響評価、緩和策、モニタリング計画ではない可能性があると考えられています。そのため、レビュー結果も併せて公開することで、環境社会配慮の質を保つ必要があるのではないのでしょうか。	JICAはこれまでも、合意文書締結後に環境レビュー結果をウェブサイトで情報公開しております。
160	11	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	1 (1)2	JICAが公開した各文書(環境アセスメント報告書等)に対して得られた意見等を受けたJICAとしての対応(e.g.内容を確認の上、必要に応じてD/D段階で対応する等)について明記しておくべきではないでしょうか。	1(1)3及び4において、JICAとしての対応を明記しています。なお、助言委員より得られた助言については、適宜案件の進捗に応じて助言委員会で対応状況について報告を行い、その内容は公開されております。

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
161	11	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	有償資金協力のうち海外投融資については合意文書締結の60日以前の公開で可とする。	<p>海外投融資ということから迅速性を重んじるあまり、影響住民の合意形成や参加プロセスが軽視されないよう留意すべきである。過去の JICA 案件(下記参照)における教訓も踏まえ、120 日を維持することが望ましい考える。仮に、現在の改定案のとおり、60 日以前の公開で可とするのであれば、FAQ において以下のような留意点を記載すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合、あるいは、先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には、影響住民との合意形成に十分かつ適切なプロセスが確保される必要があるため、環境アセスメント報告書の公開期間が 60 日では十分でないケースがある旨留意する。</li> </ul> <p>なお、海外投融資案件であり、かつ大規模非自発的住民移転の発生したミャンマー・ティラワ経済特別区( SEZ )開発事業において、JICA は Zone A の環境アセスメント報告書 EIA を 2013 年 12 月 11 日にウェブサイトで公開し、2014 年 4 月 23 日に出資を決定した。しかしその間も、移転世帯等から JICA に対して少なくとも 3 度にわたり書簡が提出され、懸念が示された( 2014 年 1 月 27 日、同年 2 月 5 日、同年 4 月 7 日)。また、2014 年 6 月には当該移転世帯等から JICA に対して JICA ガイドライン違反を指摘する異議申立書が提出された。こうした事例から、EIA の公開が少なくとも 60 日となった場合に、合意文書締結前に影響世帯が懸念を示すことのできる期間が更に短くなってしまふことで、後日、問題が更に深刻化する恐れを否定できない点に十分留意すべきである。</p>	<p>カテゴリ A 案件における環境アセスメント報告書の公開期間は、120日を維持しますが、このうち海外投融資については民間ビジネスの即応性、他のファイナンサーと歩調を合わせるため、公開期間を60日以前とします。JICAとしては環境レビューを通じて住民やステークホルダーからの意見や社会的合意の形成状況を慎重に確認することとしており、ご懸念の点はこうした対応を通じて合意文書締結前に十分確認されることとなります。頂いたご指摘も踏まえ、FAQへの記載の要否を検討致します。</p> <p>(検討中のFAQ案)  「(問い) : 海投案件でのカテゴリA案件における環境アセスメント報告書の公開期間を60日としましたが、十分でしょうか。  (回答) : 大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合、あるいは、先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には、影響住民との合意形成に十分かつ適切なプロセスが確保される必要があるため、60日間の公開期間確保に加え、JICAによる環境レビューにおいては、十分かつ適切なプロセスが確保されているかを合意文書締結前に十分に確認し、必要に応じて、社会的合意形成に向けた追加的な対応を求めていくこととなります。」</p>
162	11	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	(1)カテゴリ A プロジェクト…ただし、有償資金協力のうち海外投融資については合意文書締結の60日以前の公開で可とする。…	<p>海外投融資については、民間ビジネスセクターの即応性、他のファイナンサーと歩調を合わせるためと説明がありましたが、この期間が該当地の関係者にとって十分な期間かどうかは慎重に検討をいただければと思います。当該地の使用言語で文書が公開されていたとしても、その内容にすぐにアクセスできない場合、識字率の低い地域の人々や女性といった周縁化されやすい人々に対する権利の保障とその声を政策に反映する取り組みとして、十分な公開期間の設定を念頭に置く必要があると考えます。改定前の 120 日の期間に戻すことを提案します。</p>	<p>カテゴリ A 案件における環境アセスメント報告書の公開期間は、120日を維持しますが、このうち海外投融資については民間ビジネスの即応性、他のファイナンサーと歩調を合わせるため、公開期間を60日以前とします。JICAとしては環境レビューを通じて住民やステークホルダーからの意見や社会的合意の形成状況を慎重に確認することとしており、ご懸念の点はこうした対応を通じて合意文書締結前に十分確認されることとなります。頂いたご指摘も踏まえ、FAQへの記載の要否を検討致します。</p> <p>(検討中のFAQ案)  「(問い) : 海投案件でのカテゴリA案件における環境アセスメント報告書の公開期間を60日としましたが、十分でしょうか。  (回答) : 大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合、あるいは、先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には、影響住民との合意形成に十分かつ適切なプロセスが確保される必要があるため、60日間の公開期間確保に加え、JICAによる環境レビューにおいては、十分かつ適切なプロセスが確保されているかを合意文書締結前に十分に確認し、必要に応じて、社会的合意形成に向けた追加的な対応を求めていくこととなります。」</p>

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
163	11	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	3.2.1 環境レビュー (1) カテゴリAプロジェクト 2...ただし、有償資金協力のうち海外投融資については合意文書締結の60日以前の公開で可とする。	海外投融資案件も通常の円借款事業と同様の負の環境社会影響が生じる可能性があり、様々なステークホルダーが十分な確認を行うため、他のプロジェクト同様に120日以前の公開とすべきである。 ミャンマーのティラワ経済特別区開発の海外投融資では、初期の住民移転で問題が生じ、住民から苦情が出されていたにも関わらず、十分な対応がとられなかった。この案件は、異議申し立てにも至ったもので、当初に十分な対話と住民への配慮が行われていれば、問題が深刻化することを防げた可能性もあり、公開期間が短縮されると同様の問題が増える懸念が拭えない。 JICAが実施したレビュー調査では、短縮のニーズが確認されていない。また、アジア開発銀行（ADB）は民間セクターへの支援も、公的セクターへの支援と同様の公開期間を確保している。2021年3月4日の諮問委員会資料で示されているJICA方針についての理由、考え方では、120日公開規定の導入時より情報伝達技術の発展が示されているが、影響を受ける現地住民は、インターネット等へのアクセスが不十分ことは往々にして見られることである。また、ADBの2019年の独立評価局の評価で、非ソブリン融資がIFCとの比較で、ADBの競争力や協調融資の可能性にマイナスの影響があると指摘されているが、開発援助機関であるJICAが、他の機関との競争力の低下を懸念して短縮の判断を行うことは、環境社会配慮ガイドラインの理念にそぐわないと考える。	カテゴリ A 案件における環境アセスメント報告書の公開期間は、120日を維持しますが、このうち海外投融資については民間ビジネスの即応性、他のファイナンサーと歩調を合わせるため、公開期間を60日以前とします。JICAとしては環境レビューを通じて住民やステークホルダーからの意見や社会的合意の形成状況を慎重に確認することとしており、ご懸念の点はこうした対応を通じて合意文書締結前に十分確認されることとなります。頂いたご指摘も踏まえ、FAQへの記載の要否を検討致します。  (検討中のFAQ案) 「(問い) : 海投案件でのカテゴリA案件における環境アセスメント報告書の公開期間を60日としましたが、十分でしょうか。 (回答) : 大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合、あるいは、先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には、影響住民との合意形成に十分かつ適切なプロセスが確保される必要があるため、60日間の公開期間確保に加え、JICAによる環境レビューにおいては、十分かつ適切なプロセスが確保されているかを合意文書締結前に十分に確認し、必要に応じて、社会的合意形成に向けた追加的な対応を求めていくこととなります。」
164	11	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	(1)カテゴリAプロジェクト 「・・・ただし、有償資金協力のうち海外投融資については合意文書締結の60日以前の公開を可とする。」	・海外投融資のEIAの公開規定が120日から60日に短縮される点については、規模の大きな事業、問題のある事業の場合、時間が十分でないと地元住民への説明や補償が十分でなくなり、支援するNGOが対応できなくなることがあります。そのまま事業が進めば、問題がさらに大きくなる可能性があります。 「・・・ただし、有償資金協力のうち海外投融資については合意文書の締結の120日以前に公開とする」に戻すか、「・・・ただし、有償資金協力のうち海外投融資については合意文書締結の60日以前の公開を可とするが、住民やステークホルダーから申し出があった場合120日以前に公開することができる」と修正か妥協案を検討していただくことを希望します。	カテゴリ A 案件における環境アセスメント報告書の公開期間は、120日を維持しますが、このうち海外投融資については民間ビジネスの即応性、他のファイナンサーと歩調を合わせるため、公開期間を60日以前とします。JICAとしては環境レビューを通じて住民やステークホルダーからの意見や社会的合意の形成状況を慎重に確認することとしており、ご懸念の点はこうした対応を通じて合意文書締結前に十分確認されることとなります。頂いたご指摘も踏まえ、FAQへの記載の要否を検討致します。  (検討中のFAQ案) 「(問い) : 海投案件でのカテゴリA案件における環境アセスメント報告書の公開期間を60日としましたが、十分でしょうか。 (回答) : 大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合、あるいは、先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には、影響住民との合意形成に十分かつ適切なプロセスが確保される必要があるため、60日間の公開期間確保に加え、JICAによる環境レビューにおいては、十分かつ適切なプロセスが確保されているかを合意文書締結前に十分に確認し、必要に応じて、社会的合意形成に向けた追加的な対応を求めていくこととなります。」
165	10	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	(1)カテゴリAプロジェクト	・有償資金協力のうち海外投融資については、環境アセスメント報告書の公開が、合意文書締結の120日以前から60日以前と短縮されている。この理由を示していただきたい。 ・その上で、この短期間では、影響を受ける人びとにとって、アセスメント内容の確認とその是非の、事業の影響に関する理解、それに対し懸念を示すあるいは異議申立を行うか否かの判断が困難と考える。このため、120日に戻すべきと考える。 ・そもそも環境アセスメントは、事業を行う地域社会あるいは人びとへの負の影響を最小限に抑えるためになされるべきであり、この目的から鑑みれば、短縮することはありえない。	カテゴリ A 案件における環境アセスメント報告書の公開期間は、120日を維持しますが、このうち海外投融資については民間ビジネスの即応性、他のファイナンサーと歩調を合わせるため、公開期間を60日以前とします。JICAとしては環境レビューを通じて住民やステークホルダーからの意見や社会的合意の形成状況を慎重に確認することとしており、ご懸念の点はこうした対応を通じて合意文書締結前に十分確認されることとなります。頂いたご指摘も踏まえ、FAQへの記載の要否を検討致します。  (検討中のFAQ案) 「(問い) : 海投案件でのカテゴリA案件における環境アセスメント報告書の公開期間を60日としましたが、十分でしょうか。 (回答) : 大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合、あるいは、先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には、影響住民との合意形成に十分かつ適切なプロセスが確保される必要があるため、60日間の公開期間確保に加え、JICAによる環境レビューにおいては、十分かつ適切なプロセスが確保されているかを合意文書締結前に十分に確認し、必要に応じて、社会的合意形成に向けた追加的な対応を求めていくこととなります。」

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
166	11	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	5行目：ただし、有償資金協力のうち海外投融資については合意文書締結の60日以前の公開で可とする。	対象となる地域の情報アクセス状況を考えると、60日前公開では、十分な期間とは言えないのではないかと考えます。投融資以外の有償資金協力同様、120日前公開が良いと考えます。	<p>カテゴリ A 案件における環境アセスメント報告書の公開期間は、120日を維持しますが、このうち海外投融資については民間ビジネスの即応性、他のファイナンサーと歩調を合わせるため、公開期間を60日以前とします。JICAとしては環境レビューを通じて住民やステークホルダーからの意見や社会的合意の形成状況を慎重に確認することとしており、ご懸念の点はこうした対応を通じて合意文書締結前に十分確認されることとなります。頂いたご指摘も踏まえ、FAQへの記載の要否を検討致します。</p> <p>(検討中のFAQ案)  「(問い)：海投案件でのカテゴリA案件における環境アセスメント報告書の公開期間を60日としましたが、十分でしょうか。  (回答)：大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合、あるいは、先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には、影響住民との合意形成に十分かつ適切なプロセスが確保される必要があるため、60日間の公開期間確保に加え、JICAによる環境レビューにおいては、十分かつ適切なプロセスが確保されているかを合意文書締結前に十分に確認し、必要に応じて、社会的合意形成に向けた追加的な対応を求めていくこととなります。」</p>
167	11	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	有償資金協力のうち海外投融資については合意文書締結の60日以前の公開で可とする	公開期間を120日から60日に短縮すべきではないと考える。そもそも問題があったときに検討・対応するための時間は十分に確保されるべきであり、また公開期間が短くなることで、時間があればその情報にアクセスできたはずの人が除外されてしまう危険性があるため。そのような脆弱な立場に置かれる人々を守るためのこのガイドラインであると考えます。	<p>カテゴリ A 案件における環境アセスメント報告書の公開期間は、120日を維持しますが、このうち海外投融資については民間ビジネスの即応性、他のファイナンサーと歩調を合わせるため、公開期間を60日以前とします。JICAとしては環境レビューを通じて住民やステークホルダーからの意見や社会的合意の形成状況を慎重に確認することとしており、ご懸念の点はこうした対応を通じて合意文書締結前に十分確認されることとなります。頂いたご指摘も踏まえ、FAQへの記載の要否を検討致します。</p> <p>(検討中のFAQ案)  「(問い)：海投案件でのカテゴリA案件における環境アセスメント報告書の公開期間を60日としましたが、十分でしょうか。  (回答)：大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合、あるいは、先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には、影響住民との合意形成に十分かつ適切なプロセスが確保される必要があるため、60日間の公開期間確保に加え、JICAによる環境レビューにおいては、十分かつ適切なプロセスが確保されているかを合意文書締結前に十分に確認し、必要に応じて、社会的合意形成に向けた追加的な対応を求めていくこととなります。」</p>
168	11	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	有償資金協力のうち海外投融資については合意文書締結の60日以前の公開で可とする。	合意文書締結の120日以前に公開するのが望ましい。	<p>カテゴリ A 案件における環境アセスメント報告書の公開期間は、120日を維持しますが、このうち海外投融資については民間ビジネスの即応性、他のファイナンサーと歩調を合わせるため、公開期間を60日以前とします。JICAとしては環境レビューを通じて住民やステークホルダーからの意見や社会的合意の形成状況を慎重に確認することとしており、ご懸念の点はこうした対応を通じて合意文書締結前に十分確認されることとなります。頂いたご指摘も踏まえ、FAQへの記載の要否を検討致します。</p> <p>(検討中のFAQ案)  「(問い)：海投案件でのカテゴリA案件における環境アセスメント報告書の公開期間を60日としましたが、十分でしょうか。  (回答)：大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合、あるいは、先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には、影響住民との合意形成に十分かつ適切なプロセスが確保される必要があるため、60日間の公開期間確保に加え、JICAによる環境レビューにおいては、十分かつ適切なプロセスが確保されているかを合意文書締結前に十分に確認し、必要に応じて、社会的合意形成に向けた追加的な対応を求めていくこととなります。」</p>

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
169	11	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	有償資金協力のうち海外投融資については合意文書締結の60日以前の公開で可とする。提出された環境アセスメント報告書が承認前の場合には、承認された時点で最終的な報告書を追加公開する。	迅速化は良いことと感じるが、現地政府に承認されたものと最終の助言委員会の合意を得たものとの乖離が大きいと考えられる。	FAQへ以下の通り記載予定です。  「(問い) カテゴリーA案件において、提出版EIAの公開を120日公開の起算日とした場合、承認担当省庁による承認過程での修正や助言委員会の助言、JICAの環境レビューの過程で協力事業やその環境社会配慮の内容が変更になった場合、どう対応するのですか。 (回答) カテゴリーA案件の環境レビュー前のEIA報告書の公開について、可能な限り早期にステークホルダーへの周知と関与を促進する、あわせて相手国政府のニーズに応え開発効果の早期発現を実現し、手続きの迅速化を考慮するために、公開対象は承認版あるいは承認担当省庁提出版としました。提出版EIAの公開を起算日とした場合でも、最終的な承認版EIAは公開されます。ただし、そうであっても環境社会配慮助言委員会の助言、JICAの環境レビューの結果は、相手国の制度に基づき相手国政府により行われるEIA報告書の審査や承認への反映が難しい場合が考えられます。JICAは、助言をJICA和文ウェブサイト上で公開するとともに、責任を持って助言を受け止め、相手国等との協議を通じて対応しています。助言の対応結果は、助言委員会にて説明し、同ウェブサイト上で公開します。JICAの環境レビュー結果は、事業事前評価表を通じて和文と英文で公開します。さらに、現地ステークホルダーに対しては実施段階で継続される現地ステークホルダー協議を通じて最新の対応策が説明されます。このように、助言やJICAの環境レビュー結果に関して透明性の確保を図ります。」
170	19	3.2.1	JICA discloses the environmental assessment reports, which are approved by or submitted to the approval agencies of host country governments.	<p>1. In Country B, Environment Clearance granted to the applicable projects under EIA notification, 2006 need to be accepted as approval of the host country government to the EIA document provided JICA Environmental and Social guidelines are part of EIA document.</p> <p>2. The EIA document prepared for the projects as per JICA'S Environmental and Social guidelines not attracting EIA notification 2006, may be approved by independent agencies/institutes approved by JICA as it Would not be binding on government authorities of the host Country to review it.</p> <p>3. The above (1 &amp; 2) suggestion Shall be made applicable to new proposed projects.</p>	<p>カテゴリA案件については、"Project proponents must submit environmental assessment reports (see Appendix 2) for Category A projects."としており、別紙2においては"When environmental assessment procedures already exist in host countries, and projects are subject to such procedures, project proponents must officially finish those procedures and obtain the approval from the approval agencies of the host country."としています。ただし、案件によっては、カテゴリA案件についてガイドラインにおいては環境アセスメント報告書の作成・公開を求める一方、相手国制度においては環境アセスメント報告書の作成が求められない場合もあります。その場合には、相手国制度にかかわらず、ガイドラインの求めに対応した環境アセスメント報告書について、実施機関においてしかるべき承認プロセスを経て作成・提出されることを求めています。</p> <p>For Category A projects, the JICA Guidelines states, "Project proponents must submit environmental assessment reports (see Appendix 2) for Category A projects." Additionally, Appendix 2 states, "When environmental assessment procedures already exist in host countries, and projects are subject to such procedures, project proponents must officially finish those procedures and obtain the approval from the approval agencies of the host country." Some Category A projects, however, is not required to prepare environmental assessment reports in the host country's regulations, whereas it is required to prepare and disclose the reports under the JICA Guidelines. In such case, regardless the host country's regulations, JICA requests project proponents to prepare and disclose the environmental assessment reports, which comply with the JICA Guidelines, through appropriate approval process within the project proponents.</p>
171	-	-	-	<p>• We note that the requirements for FIs within the Guidelines and appendixes could be clearer and more robust. This is a key area of attention from a broad range of stakeholders.</p>	<p>ご理解のとおり、FI事業のカテゴリB及びカテゴリCのサブプロジェクトの対応を明確にするため、今回新たにカテゴリBのサブプロジェクトの場合、ガイドライン別紙1に沿った配慮をFIに求める旨をガイドライン3.2.1(4)に記載しております。また、カテゴリCのサブプロジェクトの場合、環境レビューを省略することをガイドライン3.2.1(4)に記載しております。</p> <p>As you understand, in order to clarify the response to category B and category C sub-projects under FI projects, Section 3.2.1(4) of the JICA Guidelines added a statement that JICA requires the financial intermediary or executing agency to undertake environmental and social considerations in a same manner as specified in Appendix 1 of the JICA Guidelines, in case the sub-project(s) are categorized as B. The same section 3.2.1(4) also states the environmental review after project categorization is not conducted in case the sub-project(s) are categorized as C.</p>

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses
172	18-21	3.2 Section III Procedures of Environmental and Social Consideration	6. Chapter 3.2 Loan Aid, Grant Aid and technical Cooperation Projects: JICA should consider disclosing some information for Category B projects prior to a decision on financing, particularly those with higher E&S risks and impacts	カテゴリBにおける意思決定前の情報公開については、プロジェクトのカテゴリ分類結果(プロジェクト名、国名、場所、事業概要、カテゴリ分類とその根拠)をウェブサイトで情報公開しております。  Regarding information disclosure for Category B projects prior to a decision on financing, JICA discloses the result of categorization of a project, including project name, country, location, project summary, categorization and its rationale, on the JICA's website.
173	19	Chapter 3.2.1 Section III Procedures of Environmental and Social Consideration	2. Chapter 3.2.1 Environmental Review For category A it refers to an environmental assessment. Suggest to state environmental and social impact assessment. For cat B suggest environmental and social assessment	環境アセスメント(environmental assessment)という用語に対して、用語としての"social"は明示されておりませんが、JICAはこれまでEIAおよびIEEにおいて必要な社会影響の予測や評価の確認を行い、不足がある場合には追加の情報収集・分析等で補完するなどしてガイドライン遵守確保に努めて参りました。今般の改定ではEIAレベル・IEEレベルそれぞれの定義においても「環境社会影響」として新たに「社会」を追記し、引き続き社会面についても配慮を行っていく予定です。  Terminology "environmental assessment" in the JICA Guidelines does not explicitly include the word "social". However, JICA has predicted and assessed social impacts as necessary to comply with the JICA Guidelines at EIAs and IEEs. If information shortage have existed, then supplemental information gathering and analyses were conducted to full fill the JICA Guidelines requirements. In the revised JICA Guidelines, JICA newly added a terminology, social, as "environmental and social impacts" in each definition of EIA level study and IEE level study. JICA continues to consider social aspects as well.
174	-	-	3. It is not clear what projects are required to comply beyond what is assessed in an ESIA. For example, specific labour standards, performance of operational assets, etc.	特にカテゴリAに必要な環境アセスメント報告書の内容は別紙2として整理しています。  Items to be covered in an environmental assessment report needed for Category A in particular are given in Appendix 2 of the JICA Guidelines.
175	11	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト 3.2.1 環境レビュー (5)エンジニアリング・サービス借款	エンジニアリング・サービス借款は貴機構に抛れば「プロジェクトの実施に必要な調査・設計段階で必要とされるサービス（現場詳細データの収集、詳細設計、入札書類作成など）を本体業務に先行して行う融資」であります。今回改定では「環境社会影響が予見される場合には、当該影響をエンジニアリング・サービス借款の供与に先立つ環境レビュー時に確認することとする。」とありますが、影響レベルに応じカテゴリ区分がされることが想定されるのであれば、その旨も記載しておくべきと考えます。確認することとする、では具体性に欠けている印象です。	エンジニアリング・サービス借款の場合には、その後の本体借款を想定してプロジェクト全体の影響に応じてカテゴリ分類を行います。3.2.1(5)3に基づく当該プロジェクトに先行する物理的準備作業の環境社会影響についてのみ先行して環境レビューを行う場合には、ご指摘のとおり当該影響レベルに応じたカテゴリ分類を別途付す等、具体的な運用手続きを整備する予定です。
176	11	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト エンジニアリングサービス借款	社会的配慮の調査をするための借款・贈与は？社会的インパクトをするためのデータ集めが必要です。	プロジェクトのインパクトについては、必要に応じて様々な段階で調査を行っております。社会配慮面の負の影響については「別紙1対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」に記載の通り、調査・検討すべき影響の範囲に社会的要素も含めており引き続き情報収集を行って参ります。
177	12	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト 7.JICAは、相手国等によるモニタリング結果について、相手国等の了解の上でウェブサイトにて公開する。また、第三者等から請求があった場合は、相手国等の了解を前提に公開する。	現地でプロジェクト実施者によるモニタリング結果が公開されていない場合、かつ相手国等の了解が得られなかった場合、プロジェクト実施中の環境社会影響の状況について、何も情報が公開されないことになる。カテゴリAのプロジェクトと環境社会配慮委員会で議論の行われたカテゴリBのプロジェクトについては、相手国等から入手した環境社会モニタリング報告書の公開を要件とすべきである。	事業のモニタリング結果は、現行どおり相手国等の了解を前提に公開されます。JICAは相手国等へモニタリング結果公開の働きかけを行ってきており、今後も同様に働きかけを行います。また、JICAによるモニタリング結果の確認は、運用を通じて適切に行います。なお、JICAから相手国等への公開の働きかけにより、近年カテゴリA案件での公開率は上昇しています。
178	12	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト 3.2.2 モニタリング及びモニタリング結果の確認	実施中のモニタリングレポートの公開が要件にしてほしい。	事業のモニタリング結果は、現行どおり相手国等の了解を前提に公開されます。JICAは相手国等へモニタリング結果公開の働きかけを行ってきており、今後も同様に働きかけを行います。また、JICAによるモニタリング結果の確認は、運用を通じて適切に行います。なお、JICAから相手国等への公開の働きかけにより、近年カテゴリA案件での公開率は上昇しています。

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
179	12	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	3.2.2 モニタリング及びモニタリング結果の確認「JICAは、相手国等によるモニタリング結果について、相手国等の了解の上でウェブサイトにて公開する。第三者等から・・・、相手国等の了解を前提に公開する。」	・この表現ですと、相手国が公開を拒否したら公開できないことになってしまいます。例えば、バングラデシュ政府などはモニタリング結果について事前に公開を拒否するケースが多く、情報公開や透明性の観点から問題になります。アジア開発銀行（ADB）にならって、「相手国の了解の上に」を削除していただくか、妥協案を考えて欲しいです。	事業のモニタリング結果は、現行どおり相手国等の了解を前提に公開し、JICAによるモニタリング結果の確認は、運用を通じて適切に行って参ります。なお、JICAから相手国等への公開の働きかけにより、近年カテゴリA案件での公開率は上昇しています。
180	12	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	3.2.2 モニタリング及びモニタリング結果の確認 7. JICA は、相手国などによるモニタリング結果について、相手国等の了解の上でウェブサイトにて公開する。また、第三社などから請求があった場合は、相手国等の了解を前提に公開する。	情報公開の重要性を鑑み、説明責任の確保、多様なステークホルダーの参加を確保するため、モニタリング結果については報告の内容を原則公開すべきかと考えます。また、JICA がモニタリング結果を受領するプロセスについても明確にして公開して頂きたいと思えます。 実際に環境社会影響が懸念される案件において、相手国がモニタリングレポートの公開を拒否しているのであれば、現地の方々や地域社会、また関係するステークホルダーに負の影響を及ぼす可能性があり、JICA による説明責任が十分果たされていると判断するに至らないと考えます。	事業のモニタリング結果は、現行どおり相手国等の了解を前提に公開されます。JICAは相手国等へモニタリング結果公開の働きかけを行ってきており、今後も同様に働きかけを行います。また、JICAによるモニタリング結果の確認は、運用を通じて適切に行います。なお、JICAから相手国等への公開の働きかけにより、近年カテゴリA案件での公開率は上昇しています。
181	12	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	3.2.2 モニタリング及びモニタリング結果の確認 7. JICA は、相手国等によるモニタリング結果について、相手国等の了解の上でウェブサイトにて公開する。また、第三者等から請求があった場合は、相手国等の了解を前提に公開する。	カテゴリAと、環境社会配慮助言委員会で議論されたカテゴリBの案件のモニタリング結果は公開されるべきである。  ADBはモニタリング結果を一律公開とする。JICAは、相手国への影響の大きい事項について、相手国の了解なしに要件として追加することは難しいとしているが、これまで、NGOから問題を指摘された事業において、モニタリング結果が公開されていないことで、JICAが説明責任を十分に果たしていると言えない事例も見られた。モニタリングが透明性を持って行われることで、事後の影響を第三者もより正確に把握することができると考える。 仮に、公開しないとする場合には、相手国等の了解を得られない場合の理由をJICAが確認しウェブサイトにて公開する旨を、ガイドラインに追加すべきと考える。更に、相手国からモニタリング結果が報告されていることを、JICAはホームページに随時掲載すべきである。	事業のモニタリング結果は、現行どおり相手国等の了解を前提に公開されます。JICAは相手国等へモニタリング結果公開の働きかけを行ってきており、今後も同様に働きかけを行います。また、JICAによるモニタリング結果の確認は、運用を通じて適切に行います。なお、JICAから相手国等への公開の働きかけにより、近年カテゴリA案件での公開率は上昇しています。
182	12	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	JICA は、相手国等によるモニタリング結果について、相手国等の了解の上でウェブサイトにて公開する。また、第三者等から請求があった場合は、相手国等の了解を前提に	相手国の了解の有無にかかわらず、モニタリング結果は原則公開とすべきと考える。モニタリング結果というのは大気汚染や水質汚染など、現地の住民の皆さんの生活に直接関わる内容が含まれるものであり、公開できないモニタリングであれば実施の意味はなく、またその場合、このガイドラインが本来配慮すべき対象に対し、負の影響が及ぶのではという疑念を生じさせることに繋がる。	事業のモニタリング結果は、現行どおり相手国等の了解を前提に公開されます。JICAは相手国等へモニタリング結果公開の働きかけを行ってきており、今後も同様に働きかけを行います。また、JICAによるモニタリング結果の確認は、運用を通じて適切に行います。なお、JICAから相手国等への公開の働きかけにより、近年カテゴリA案件での公開率は上昇しています。
183	12	3.2.2		モニタリングの公表については環境社会配慮委員会でも幾度か話題になったことがあるように記憶しています。できる限りモニタリング結果を公表していくよう対象国当該国に働きかけていくことが重要ではないでしょうか。公表等についてはあくまで相手国次第という風にも読める新ガイドラインの記述ですが、環境社会配慮の推進を図るにはモニタリングについても今少し踏み込んで相手国に働きかけることが望ましく思われますので、「相手国への働きかけ」のようなことをここに書かれるのが望ましいのではないかと思います。	事業のモニタリング結果は、現行どおり相手国等の了解を前提に公開されます。JICAは相手国等へモニタリング結果公開の働きかけを行ってきており、今後も同様に働きかけを行います。また、JICAによるモニタリング結果の確認は、運用を通じて適切に行います。なお、JICAから相手国等への公開の働きかけにより、近年カテゴリA案件での公開率は上昇しています。

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
184	12	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	3.2.2 モニタリング及びモニタリング結果の確認 1. 相手国等が環境社会配慮を確実に実施しているか確認するために、JICA は原則として、カテゴリA、B 及びFI のプロジェクトについては、一定期間、相手国等によるモニタリングの内重要な環境社会影響項目につき、相手国等を通じ、そのモニタリング結果を確認する。	「重要な環境社会影響項目につき」と限定するのは、カテゴリAでモニタリング結果がJICAにより確認されない可能性があるように読めますが、不適切ではないでしょうか。	案件を実際に実施することでモニタリングが必要な項目は、当初相手国等とJICAで合意した環境社会配慮項目から変化することも考えられます。そのため、当該箇所については「相手国等とJICAで合意した」とは限定せず現行のままに対応します。
185	12	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	3.2.2 モニタリング及びモニタリング結果の確認 1. 相手国等が環境社会配慮を確実に実施しているか確認するために、JICA は原則として、カテゴリA、B 及びFI のプロジェクトについては、一定期間、相手国等によるモニタリングの内重要な環境社会影響項目につき、相手国等を通じ、そのモニタリング結果を確認する。	「重要な環境社会影響項目」の定義と限定する理由が不明確であるところ、「相手国等とJICAで合意した環境社会配慮項目」が適当と考えます。	案件を実際に実施することでモニタリングが必要な項目は、当初相手国等とJICAで合意した環境社会配慮項目から変化することも考えられます。そのため、当該箇所については「相手国等とJICAで合意した」とは限定せず現行のままに対応します。
186	21-22	3.2.2 Monitoring and Check of Monitoring Results	<p><i>In principle, over a certain period, JICA checks with project proponents about monitoring results of items, which have significant environmental and social impacts. This is done in order to confirm that project proponents are undertaking environmental and social considerations for projects that fall under Categories A, B, and FI.</i></p> <p><i>2. The information necessary to confirm monitoring results must be supplied by the project proponents to JICA through appropriate means, including in writing. When necessary, JICA may also conduct its independent investigation(s).</i></p>	<p>Under FI modality, Independent investigation by JICA regarding Environmental and social monitoring of projects will be difficult to implement as the terms of contractual engagement are already frozen between sub-project developer and Financial Intermediary at an early stage.</p> <p>Sub-projects' s environmental and social monitoring results will be supplied to JICA through Financial Intermediary only.</p>	<p>JICAは相手国等を通じ、モニタリング結果を確認しており、確認すべき内容やその方法も相手国等と協議の上決定しております。但し、モニタリング過程を通じて重大な環境・社会面への影響が確認された場合、相手国等とも相談の上、JICA が自ら調査を実施することがあります。</p> <p>JICA confirms monitoring results through project proponents and decides the monitoring items and methods based on discussions with the project proponents. However, JICA may also conduct its own investigations after consulting with project proponents when significant environmental and social impacts are found through the monitoring.</p>

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
187	21	3.2 Loan Aid, Grant Aid (excluding projects executed through international organizations) and Technical Cooperation Projects	In principle, over a certain period, JICA checks with project proponents about monitoring results of items, which have significant environmental and social impacts. This is done in order to confirm that project proponents are undertaking environmental and social considerations for projects that fall under Categories A, B, and FI.	It is good to specify the regularity of the check-in of monitoring result, e.g: quarterly or midterm review.	モニタリング頻度は相手国と協議の上決定します。また、事業のモニタリング結果は、現行どおり相手国等の了解を前提に公開されます。  Monitoring frequency is determined based on discussion with project proponents. The same as up until now, monitoring results of a project are disclosed with a consent of the project proponents.
188	12	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術	3.2.2 モニタリング及びモニタリング結果の確認6.プロジェクトに重大な変更が生じた場合、改めてカテゴリ分類を行い3.2.1 に従って環境レビューを行う。変更の概要と変更後のカテゴリ分類を公開し、主要な環境社会配慮文書を入手後速やかに公開する。	JICAウェブサイトで既に公開されているEIA、RAP、IPPIについては、環境レビュー後のDD段階などでEIA、RAP、IPPが改定された場合、更新版も公開されるべきだと考えます。	更新版のEIA、RAP等の公開については、重大な変更が生じ、環境レビューを行った版を公開しております。EIA、RAP等は一義的には相手国等において更新版や最新版が把握・管理されていると理解します。
189	12	3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	必要に応じて、詳細住民移転計画をJICAは確認する。最終報告書をウェブサイトで公開する。	詳細住民移転計画と住民移転計画が異なり、RAP更新版(Updated RAP)ではない場合は、本ガイドラインの定義欄でその違いをご説明頂けると幸いです。	以下のとおり修正します。 「8.JICAが自ら詳細設計調査を実施する場合、その実施に先立ち、対象となるプロジェクトに関する環境レビューを実施する。必要に応じて、更新された住民移転計画をJICAは確認する。最終報告書をウェブサイトで公開する。」
<b>3.3 開発計画調査型技術協力</b>					
190	14	3.3 開発計画調査型技術協力	3.3.4の5. 環境社会影響を回避・軽減するための対策（影響回避が出来ない場合の補償・代償措置を含む）	他の部分と同様、ミティゲーション・ヒエラルキーを意識した表現に修正すべき。 例えば： 負の環境社会影響については、これを回避し、最小化し、軽減し、緩和し、あるいは代償するために必要な対策	以下のとおり修正します。 「5.JICAは、TORに従い、カテゴリAプロジェクトについてはEIAレベルで、カテゴリBプロジェクトについてはIEEレベルで環境社会配慮調査を相手国等と共同で行い、環境社会影響を回避、最小化、軽減、緩和するための対策（影響回避が出来ない場合の補償・代償措置を含む）やモニタリング及び制度の整備を検討する。」
191	14	3.3 開発計画調査型技術協力	3.3.4. フィージビリティ調査	ジェンダーもDACのgender markerでレベルが表示できます。環境のみでなく、ジェンダーレベル評価も入れるべきです。他のbilateralはジェンダー評価を必須にしています。社会的影響評価にジェンダー分析は必須と明記するべきです。 例えば、ドイツなどでは、これは必須です。	JICAでは、ジェンダー平等や女性のエンパワメントを推進するために、案件の計画段階において、ジェンダー視点に立った取組を確認し、DACジェンダーマーカーを参照に、ジェンダー案件分類を行っています。また、環境社会配慮においては「別紙1対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」に記載の通り、調査・検討すべき影響の範囲にジェンダーも含めており引き続き情報収集を行って参ります。

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses
<b>別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮</b>				
192	15	別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	<p>検討する影響スコープ</p> <p>調査・検討すべき影響の範囲は下記の通り広範に亘り、通常、環境カテゴリA案件であっても貴機構の想定する「専門家数（自然／社会）」や「想定業務量」が「必要な業務量」に比べて少ない状況が常態化していると感じます。</p> <p>さらに今回の改定を通じて次のような対応が追加されております。</p> <p>①「気候変動」下で、「一定量を超える温室効果ガスの発生が見込まれる事業では、事業実施前に温室効果ガス総排出量を推計し公表する」</p> <p>②住民移転に関する対応（「非自発的住民移転および生計手段の喪失」、「先住民族」、「苦情処理」）</p> <p>③その他の内容的に追加的対応が必要な項目（「別紙5 現地ステークホルダーとの協議」、「別紙6 チェックリストにおける分類チェック項目」、「別紙7 モニタリングを行う項目」）</p> <p>上記を含む今回の改定内容のほか、さらに高まる環境社会配慮に対するニーズには可能な限り丁寧に対応したいと考えておりますので、これに必要なコンサルタントとの契約環境の整備に向け、是非前向きにご検討頂けると幸いです。</p> <p><b>[調査・検討すべき影響の範囲]</b></p> <p>「環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響の範囲には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、気候変動、生物多様性、生態系サービス等を通じた、人間の健康と安全及び自然環境（越境の又は地球規模の環境影響を含む）並びに以下に列挙するような事項への社会配慮を含む。非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症、労働環境（労働安全含む）。</p> <p>2.調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響、不可分一体の事業の影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい。」</p>	<p>ご指摘の点を真摯に受け止め、改定ガイドラインに沿った適切な環境社会配慮の確保ができるよう、対応して参ります。</p>
193	15	別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	<p>検討する影響スコープ</p> <p>調査・検討すべき影響の範囲は下記の通り広範に亘り、通常、環境カテゴリA案件であっても貴機構の想定する「専門家数（自然／社会）」や「想定業務量」が「必要な業務量」に比べて少ない状況が常態化していると感じます。</p> <p>さらに今回の改定を通じて次のような対応が追加されております。</p> <p>①「気候変動」下で、「一定量を超える温室効果ガスの発生が見込まれる事業では、事業実施前に温室効果ガス総排出量を推計し公表する」</p> <p>②住民移転に関する対応（「非自発的住民移転および生計手段の喪失」、「先住民族」、「苦情処理」）</p> <p>③その他の内容的に追加的対応が必要な項目（「別紙5 現地ステークホルダーとの協議」、「別紙6 チェックリストにおける分類チェック項目」、「別紙7 モニタリングを行う項目」）</p> <p>上記を含む今回の改定内容のほか、さらに高まる環境社会配慮に対するニーズには可能な限り丁寧に対応したいと考えておりますので、これに必要なコンサルタントとの契約環境の整備に向け、是非前向きにご検討頂けると幸いです。</p>	<p>ご指摘の点を真摯に受け止め、改定ガイドラインに沿った適切な環境社会配慮の確保ができるよう、対応して参ります。</p>

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
<b>別紙1 基本的事項</b>					
194	-	Appendix 1 Basic Principles	<i>Environmental and social impacts caused by projects must be assessed and examined at the earliest possible planning stage. Alternatives or mitigation measures must be examined, in order to avoid such impacts as much as possible, and to minimize, reduce or mitigate them when such avoidance is impossible. The result of the examinations must be reflected into the project plan.</i>  In Country B, National law requires that projects meeting certain criteria will require Environmental Impact Assessment (EIA) to be undertaken and few sectors are exempted from mandatory environmental clearance process and subsequently, EIA report preparation need. The criteria are the type of project and the scale of the project.  Compliance with country safeguards systems should be given priority in JICA funded projects, especially in Financial Intermediary (FI) funding modality.	カテゴリFIについては、サブプロジェクトにカテゴリAに分類されるものが含まれることが見込まれる場合、JICAは、原則として、カテゴリAのサブプロジェクトについて、その実施に先立ち、カテゴリAで求められているものと同様の環境レビュー及び情報公開を行っております。仮にカテゴリAに分類されるサブプロジェクトが含まれることが見込まれない場合、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて本ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認しております。  In case that an FI project may include Category A sub-project(s), JICA, in principle, undertakes the environmental reviews and information disclosure for the Category A sub-project(s) in a same manner as required for Category A projects, prior to implementation of the sub-project(s). In case that an FI project does not include any Category A sub-project(s), JICA confirms to ensure the project's appropriate environmental and social considerations set in the JICA Guidelines, through the financial intermediary or executing agency.	
<b>別紙1 対象の検討</b>					
<b>別紙1 検討する影響スコープ</b>					
195	15	別紙1 検討する影響スコープ	1.環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響の範囲	ここにも、「政府・軍・警察による表現の自由の剥奪など市民への人権侵害状況」を加筆すべきです。	本別紙で述べているのは、対象とするプロジェクトの影響スコープであり、ご指摘の記載はそぐわないと考えます。人権状況の把握は、本文2.5で述べています。
196	28	Appendix 1, 3 <sup>rd</sup> Point	3. Scope of Impacts to Be Assessed	Based on Appendix II of Government Regulation No 22 of 2021, environmental components that have the potential to be significantly affected by the planned business and/or activity, including: geo-physical-chemical components, such as geological resources, soil, surface water, underground water, air, noise, vibration, smell.  For biological components, such as vegetation/flora, fauna, ecosystem type, the presence of rare and endemic species and their habitats.  Socio-economic components of culture, such as income level, education level, demographics, land use patterns, livelihoods, local culture, social relations and vulnerable communities, archaeological sites, cultural sites and so on, as well as public health components, such as changes in the level of public health.	個別プロジェクトの検討においてはスコーピングにより必要な調査項目に絞り込みます。  JICA narrows down necessary survey items by scoping for individual projects.

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses
197	28	Appendix 1 1. The impacts to be assessed with regard to environmental and social considerations include impacts on human health and safety, as well as on the natural environment, that are transmitted through air, water, soil, waste, accidents, water use, climate change, biodiversity, and ecosystem services, including trans-boundary or global scale impacts. These also include social considerations such as: Migration of population including involuntary resettlement, local economy such as employment and livelihood, utilization of land and local resources, social institutions such as social capital and local decision-making institutions, existing social infrastructures and services, vulnerable social groups such as poor peoples and indigenous peoples, equality of benefits and losses and equality in the development process, gender, children's rights, cultural heritage, local conflicts of interest, infectious diseases such as HIV/AIDS, and working conditions including occupational safety.	1. Chapter 3 Scope of Impacts to Be Assessed (paragraph 1)- recommend to keep migration of population and involuntary resettlement as separate social considerations; worker influx, gender equality/discrimination and gender-based violence should also be included under social considerations	<p>「Migration of population including involuntary resettlement」は「involuntary resettlement, migration of population」と修正します。</p> <p>また、JICAでは環境社会配慮面における国際的な潮流やグッドプラクティスを踏まえた本ガイドラインを解説する「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集」(FAQ)を公表し、運用面で参照しています。その中でご指摘頂いた幾つかの点については、以下の通りより詳細な情報が提示される予定です。</p> <p>「(問い)ガイドラインの理念に「ジェンダー平等の達成を後押しする」とあるが、具体的にどのようなことに取り組むのですか。 (回答)ジェンダー平等の達成に向けて、環境社会配慮においては、例えば、住民移転を伴う場合、女性の意見・考えについて十分尊重され、排除されない仕組みが準備されるか等を確認することになります。また、女性に対し、個別プロジェクトで不均等に影響が及んだり、補償や支援の受け取りが不平等に行われたりすることのないよう配慮されているか確認します。これに加えて、ジェンダーに基づく暴力を撲滅することが必要であり、ガイドラインとは別に、適切な配慮がなされるよう必要な対応に順次取り組んでいるところです。」</p> <p>The part "Migration of population including involuntary resettlement" will be corrected to "involuntary resettlement, migration of population."</p> <p>JICA publishes "the Answers to Frequently Asked Questions (FAQ) about JICA Guidelines for Environmental and Social Considerations," which explains the JICA Guidelines based on international trends and good practices of environmental and social considerations, and refers to it in its operations. Some of the suggested points are explained in more detail in the FAQ as follows: "Question: The Policy of the JICA Guidelines includes the support for the achievement of gender equality. How does JICA deal with this issue specifically? Answer: Toward the achievement of gender equality, JICA confirms, for instance, whether or not a project prepares a mechanism for fully respecting and not eliminating opinions and thoughts of women in case the project involves resettlement of people, in terms of environmental and social considerations. JICA also confirms that a project gives consideration to prevent women from being unevenly impacted by the project or from receiving compensation and support unequally. Additionally, JICA is working on necessary measures to eradicate gender-based violence under other mechanisms than the JICA Guidelines."</p>
<b>別紙1 法令、基準、計画等との整合性</b>				
198		Appendix 1 Compliance with Laws, Standards, and Plans <i>In principle, Projects must be undertaken <b>outside of areas that are specifically designated for conservation of nature</b> or cultural heritages by the host county governments, unless the main purpose of the Projects is to promote or restore the protection of such areas. Also, projects shall not cause significant adverse impacts on such designated conservation areas.</i>	As per EIA notification of Govt. of Country B, there are certain activities which are permitted to operate in eco-sensitive areas (areas which are specially designated for conservation of nature) but the permitted activities are not necessarily be those which are related to promotion or restoration of protection of such areas.  Although prior detailed safeguards impact assessment is carried out along with alternative analysis study. Necessary permissions are obtained from relevant authorities, and maximum efforts are taken to avoid, minimize and mitigate the adverse significant impacts.	JICAでは、国際機関等が発表する情報を参考に、事業対象地またはその周辺に自然生息地に該当する可能性のある地域が存在し、事業の影響が及ぶ可能性がある場合は、これに留意して可能な限り環境影響調査において影響評価と緩和策の立案を行っております。なお、重要な生息地については現行通り慎重かつ丁寧な対応を行って参ります。  When there may be natural habitat(s) in or around a project site and such habitat(s) may be impacted by the project, JICA conducts environmental assessment and designs mitigation measures in environmental impact survey, considering the habitat(s) as much as possible, while referring to information issued by international organizations, etc. JICA will continue to respond cautiously and carefully to critical habitats.

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
<b>別紙1 社会的合意</b>					
199	16	別紙1 社会的合意	-	<p><b>社会的な弱者への意思決定プロセスへのアクセス</b>  16ページ別紙1の「社会的合意」の2. について、社会的な弱者に女性以外の具体的なグループが記述されていることは歓迎します。それら社会的な弱者について、「...社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない」とありますが、「適切な配慮」が何を指すのか、「ステークホルダー協議に含まれる、これらグループにも分かりやすい形で情報が公開される」等の記述を加えて頂きたいと考えます。</p>	<p>適切な配慮については、ご指摘のあったアプローチを含め、地域や国の実情、また案件の状況によっても異なるものと思いますので、ここでは敢えて例示しておりません。</p>
200	28-29	5. Social Acceptability	<p>Appropriate considerations must be given to vulnerable social groups, such as women, children, elderly peoples, people in poverty, indigenous peoples, persons with disabilities, refugees, internally displaced persons, and minorities. Such vulnerable social groups are susceptible to environmental and social impacts and may have little access to decision-making processes within society.</p>	<p>2. Chapter 5 Social Acceptability (paragraph 2) - same comment as above: recommend to treat women as a key group in its own right, rather than to include it under the list of vulnerable groups; not all women are vulnerable, but need to be engaged in a targeted manner for projects with potentially significant E&amp;S impacts</p>	<p>ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進は、JICAの優先課題の一つであり、全事業のあらゆる段階で「ジェンダー主流化」を推進することをもって、その実現を目指していきます。</p> <p>Promoting gender equality and women's empowerment is one of JICA's priorities. JICA is trying to achieve them through promoting "gender mainstreaming" at all stages of all projects.</p>

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses
<b>別紙1 気候変動</b>				
201	16	別紙1 気候変動 気候変動 1. 一定量を超える温室効果ガスの発生が見込まれる事業では、事業実施前に温室効果ガス総排出量を推計し公表する。	環境問題・気候変動に関する記述が大まかすぎるため、より詳細な記述が必要と考える。 また、その記述・検討の際は京都議定書のCDM的な発想で現状維持との比較を行うことに留まってしまうのではなく、より根本的な部分からの議論が必要と考える(例えば、「石炭火力をしない」などの指針)。世界がカーボンニュートラルに向かい、日本政府の表明もあった中で、相手国も一緒にそこに向かうことを支援するのがJICA、そしてこのガイドラインの役割と考える。	当機構の環境問題や気候変動に対する方針はHP ( <a href="https://www.jica.go.jp/activities/index.html">https://www.jica.go.jp/activities/index.html</a> ) をご覧ください。個別の協力内容に対する方針は本ガイドラインの対象ではありません。なお、FAQにおいて以下の通り記載予定です。 「(問い) GHG排出量推計・公表の対象となる「一定量以上の排出量」とはどのような水準を指しますか？また、対象スコープ、対象ガスは何ですか。 (回答) スコープ1 (プロジェクトから直接排出される GHG) を対象に、年間25,000CO2換算トン以上のGHG排出が見込まれるプロジェクトについて、事業開始前に GHG 排出量を推計し、公表を行います。推計・公表にあたっては、協力が想定されるセクターの特性を踏まえて、二酸化炭素(CO2)、メタン(CH4)、亜酸化窒素(N2O)の3種類のGHGガスを対象としています。」
202	16	別紙1 気候変動 気候変動	【JICA事業からの直接および間接的な温室効果ガス排出量削減を担保する具体的な規定や方策の追記を求める】  I. 基本的事項の1.1理念の第3項において「開発協力にあたっては、開発に伴う環境や気候変動への影響(中略)に十分注意を払うことを開発協力大綱より引用し、ガイドラインの理念として明記している。また、同第5項では「環境・社会面のさまざまな費用が開発費用に内部化され、それが意思決定に反映されることを可能とする社会と制度の枠組みが不可欠であり、]その内部化と制度の枠組みを作ることが『環境社会配慮である』とし、同7項において「JICAは、(中略)気候変動に対する国際社会の取り組みを踏まえて、脱炭素社会への移行に貢献する」としている。そして、1.2目的において「本ガイドラインは、JICA が行う環境社会配慮の責務と手続き、相手国等に求める要件を示す(中略)とともに、JICAが行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保することを目的とする」としている。すなわち、ガイドライン本文から「気候変動影響という開発に伴う環境・社会的費用を内部化と制度の枠組みを作り、その適切な実施を確保することは、本ガイドラインの目的」に含まれる。しかしながら、具体的なガイドライン内容(II.環境社会配慮のプロセス、III.同手続き、および別紙)においては、環境社会配慮項目および影響スコープとして気候変動を含めていること、そして別紙1の気候変動の項において「一定量を超える温室効果ガスの発生が見込まれる事業では、事業実施前に温室効果ガス総排出量を推計し公表する」以外に、気候変動への対応について言及がなく、かつ温室効果ガスの排出量の推計することとしているものの、パリ協定目標である産業革命前比で1.5~2℃以内の気温上昇に抑えるための、そしてわが国の「カーボンニュートラル」方針に整合させるための具体的方策や手順が一切書かれていない。排出量の推計は、「環境・社会的費用の内部化」の一の方策ではあるが、それのみでは十分な「制度の枠組み」とは言い難く、また「その適切な実施」を求めるガイドラインが適用されるJICAの、気候変動に関する責務を担保する内容になっていない。事業の直接的排出はもちろんのこと、間接的(電力消費やサプライチェーンからの)排出についても、カーボンニュートラルに向けて責務を果たすための具体的な規定、方策を含めることが絶対的に不可欠であることは、上述の基本的事項等の読解からも論理的に自明である。大規模排出源、特に排出量を長期間にわたりロックイン(固定化)するような事業を回避し、同じ開発効果の発現において具体的に排出量の最小化を担保するための規定、方策の導入を求める。	一定量以上の温室効果ガス(GHG)の排出が見込まれるプロジェクトにおいて、事業開始前に年間の想定GHG 排出量を推計し公開する予定です。具体的な推計方法については現在検討中となります。また、個別案件における温室効果ガス排出削減にあたり、代替案検討において以下の対応を行う旨FAQにおいても追記する予定です。  「(問い) 個別事業の代替案検討で、どのように脱炭素社会への移行に貢献するのですか。 (回答) マスタープラン段階においては、代替案検討の一環としてGHG総排出量削減のための代替案の分析を行います。また、個別事業形成段階では、GHG排出量の大きい事業セクター(例えば赤道原則(付属書A)にある高炭素セクターを参考に発電事業や大規模畜産業)において、同一セクター・同一規模で利用可能な最良技術(BAT=Best Available Technologies)の採用等を勘案しながらGHG排出量削減のための代替案検討を行います。その際には、技術面・財務面・環境社会配慮面で実現可能で費用対効果のある代替案の検討とします。」
203	16	別紙1 気候変動 気候変動 1. 一定量を超える温室効果ガスの発生が見込まれる事業では、事業実施前に温室効果ガス総排出量を推計し公表する。	「一定量」についてはFAQで記載されると理解してよろしいでしょうか。	FAQにおいて以下の通り記載予定です。 「(問い) GHG排出量推計・公表の対象となる「一定量以上の排出量」とはどのような水準を指しますか？また、対象スコープ、対象ガスは何ですか。(回答) スコープ1 (プロジェクトから直接排出されるGHG) を対象に、年間25,000CO2換算トン以上のGHG排出が見込まれるプロジェクトについて、事業開始前にGHG排出量を推計し、公表を行います。推計・公表にあたっては、協力が想定されるセクターの特性を踏まえて、二酸化炭素(CO2)、メタン(CH4)、亜酸化窒素(N2O)の3種類のGHGガスを対象としています。」

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
204	16	別紙1 気候変動	気候変動 1. 一定量を超える温室効果ガスの発生が見込まれる事業では、事業実施前に温室効果ガス総排出量を推計し公表する。	「一定量」についてはFAQで記載されると理解してよろしいでしょうか。	FAQにおいて以下の通り記載予定です。 「(問い) GHG排出量推計・公表の対象となる「一定量以上の排出量」とはどのような水準を指しますか? また、対象スコープ、対象ガスは何ですか。(回答) スコープ1 (プロジェクトから直接排出されるGHG) を対象に、年間25,000CO <sub>2</sub> 換算トン以上のGHG排出が見込まれるプロジェクトについて、事業開始前にGHG排出量を推計し、公表を行います。推計・公表にあたっては、協力が想定されるセクターの特性を踏まえて、二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )、メタン(CH <sub>4</sub> )、亜酸化窒素(N <sub>2</sub> O)の3種類のGHGガスを対象としています。」
205	29	Appendix 1. Environmental and Social Considerations Required for Projects	1. For projects that are expected to generate more than a certain amount of greenhouse gas emissions, the total amount of greenhouse gas emissions will be estimated and disclosed before the project implementation.	3. Chapter 6 Climate change: The document just says climate change need to be assessed but it is not clear what that is referring to or what the purpose of the assessment is. The requirement for GHG assessment applies to projects that emit "more than a certain amount", which is not particularly useful. Overall I think more detail and clarity is needed.	GHG 排出量削減のための代替案の分析は、マスタープラン段階の代替案検討では GHG 総排出量削減のための代替案の分析を行います。他方、個別事業形成段階では、GHG排出量の大きい事業セクターで、同一セクター・同一規模で利用可能な最良技術 (BAT=Best Available Technologies) の採用等を勧誘しながら行っていきます。またFAQにおいて以下の通り記載予定です。 「(問い)GHG排出量推計・公表の対象となる「一定量以上の排出量」とはどのような水準を指しますか? また、対象スコープ、対象ガスは何ですか。 (回答)スコープ1 (プロジェクトから直接排出されるGHG) を対象に、年間25,000CO <sub>2</sub> 換算トン以上のGHG排出が見込まれるプロジェクトについて、事業開始前にGHG排出量を推計し、公表を行います。推計・公表にあたっては、協力が想定されるセクターの特性を踏まえて、二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )、メタン(CH <sub>4</sub> )、亜酸化窒素(N <sub>2</sub> O)の3種類のGHGガスを対象としています。」  At the Master Plan level, JICA analyzes alternatives for reduction of total GHG emissions. At the individual project level, JICA analyzes alternatives for reduction of GHG emissions, taking into consideration application of Best Available Technologies (BAT) used in the same industry and in the scale for the sectors with high GHG emissions. A question and its answer below will be added in the FAQ:  "Question: Appendix 1 of the JICA Guidelines states, "for projects that are expected to generate more than a certain amount of greenhouse gas emissions, the total amount of greenhouse gas emissions will be estimated and disclosed before the project implementation." Please specify the "certain amount" of greenhouse gas emissions. And what are the target scopes and gases? Answer: For projects that are expected to produce greenhouse gases (GHG) more than 25,000 tonnes of CO <sub>2</sub> -equivalent annually for Scope 1 (direct GHG emissions from the project), JICA estimates and discloses the GHG emission amount before the commencement of the projects. The target GHG for the estimation and disclosure are carbon dioxide (CO <sub>2</sub> ), methane (CH <sub>4</sub> ) and nitrous oxide (N <sub>2</sub> O), based on the expected sectors of JICA cooperation projects."

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
206	29	Appendix 1.	For projects that are expected to generate more than a certain amount of greenhouse gas emissions, the total amount of greenhouse gas emissions will be estimated and disclosed before the project implementation.	Should also mention the acceptable rate of Greenhouse gass emissions.	<p>FAQにおいて以下の通り記載予定です。  「(問い) GHG排出量推計・公表の対象となる「一定量以上の排出量」とはどのような水準を指しますか?また、対象スコープ、対象ガスは何ですか。(回答) スコープ1 (プロジェクトから直接排出されるGHG) を対象に、年間25,000CO2換算トン以上のGHG排出が見込まれるプロジェクトについて、事業開始前にGHG排出量を推計し、公表を行います。推計・公表にあたっては、協力が想定されるセクターの特性を踏まえて、二酸化炭素 (CO2)、メタン (CH4)、亜酸化窒素 (N2O) の3種類のGHGガスを対象としています。」</p> <p>A question and its answer below will be added in the FAQ:</p> <p>"Question: Appendix 1 of the JICA Guidelines states, "for projects that are expected to generate more than a certain amount of greenhouse gas emissions, the total amount of greenhouse gas emissions will be estimated and disclosed before the project implementation." Please specify the "certain amount" of greenhouse gas emissions. And what are the target scopes and gases?  Answer: For projects that are expected to produce greenhouse gases (GHG) more than 25,000 tonnes of CO2-equivalent annually for Scope 1 (direct GHG emissions from the project), JICA estimates and discloses the GHG emission amount before the commencement of the projects. The target GHG for the estimation and disclosure are carbon dioxide (CO2), methane (CH4) and nitrous oxide (N2O), based on the expected sectors of JICA cooperation projects."</p>
207	16	別紙1 気候変動	気候変動 1. 一定量を超える温室効果ガスの発生が見込まれる事業では、事業実施前に温室効果ガス総排出量を推計し公表する。	これを環境社会配慮担当が行うとすると負担が大きいが想定され、他ドナーで見られる、環境社会配慮とは別の、気候変動に特化したメンバーがいるほうがよい場合も出てくると予測される。	頂いたご指摘を踏まえて対応を検討して参ります。
208	29	Appendix 1 Climate Change	For projects that are expected to generate more than a <b>certain amount of greenhouse gas emissions</b> , the total amount of greenhouse gas emissions will be estimated and disclosed before the project implementation.	<p>As per Govt. of Country B regulations, depending upon project activities, the project proponents carry out environmental quality monitoring for certain environmental parameters and are required to comply with the permissible limits for the emissions as per stipulated environmental norms/standards.</p> <p>Under FI funding modality, any requirement which is beyond National safeguards requirements will be difficult to be implemented by project developers as they will not consider it their liability to opt for additional safeguards requirements if regulatory authorities are not asking them to comply for.</p>	<p>カテゴリーFIの場合、JICAは金融仲介者等を通じて、サブプロジェクトにおいてガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認します。  また、JICAは相手国等を通じ、モニタリング結果を確認しており、確認すべき内容やその方法も相手国等と協議の上決定しております。但し、モニタリング過程を通じて重大な環境・社会面への影響が確認された場合、相手国等とも相談の上、JICA が自ら調査を実施することがあります。</p> <p>In case of Category FI, JICA confirms to ensure appropriate environmental and social considerations set in the JICA Guidelines, through financial intermediary or executing agency. JICA confirms monitoring results through project proponents and decides the monitoring items and methods based on discussions with the project proponents. However, JICA may also conduct its own investigations after consulting with project proponents when significant environmental and social impacts are found through the monitoring.</p>

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses
<b>別紙1 生物多様性</b>				
209	16	別紙1 生物多様性	<p>生物多様性</p> <p>【論理的、具体的に生物多様性の保全が担保・強化されるようガイドライン本文およびFAQの改定を求める】</p> <p>IPBESやGBO5など、日本も参加する生物多様性に関する国際的な科学的評価報告によれば、2010年の国連生物多様性戦略(通称:愛知目標)の採択以降も、地球の生物多様性の状況は悪化の一途を辿っており、世界人口の増加が続くなかで、JICAの相手国である開発途上国における生物多様性を支える生態系・自然生息地の破壊や減少も続いている。一方で、生物多様性により支えられた健全な生態系や自然生息地が人にもたらす便益(生態系サービス)、特に途上国における持続可能な開発への貢献のポテンシャルについても、IPBES等で科学的評価が既に与えられている。このような「国際的潮流」に鑑みれば、改定ガイドラインにおける生物多様性に関する環境社会配慮は、2010年ガイドラインの内容を維持するのではなく、より保守的に生物多様性の保全が担保されるように改定すべきである。しかしながら、実際にはFAQ(2015年のガイドライン運用見直し)においてガイドライン本文上禁止されている保護区内での事業実施や、重要な生息地における著しい影響の回避・最小化などの配慮の「希釈化」に繋がりうる内容が含まれるなど、原状のガイドラインの運用および今回の改定案は、生物多様性の保全を強化する枠組みや規定、仕組みになっていない。生物多様性への圧力が高まる中では、むしろ保全効果が希釈化させる可能性を残している。対象国政府はもとより、案件形成・実施の責任機関・担当機関などが、明確に生物多様性へのリスクを認識・評価し、そのリスクを拡大させず、むしろ保全を強化させることを論理的かつ具体的に担保できるよう、本文あるいはFAQの改定を求める。その際、当該分野で急速に進む科学研究やデータ蓄積、評価ツールの活用を明示的に促進することで、効果的で効率的なガイドラインの運用に務めることを求めるとともに、そのような国際的努力や連携にJICA自らデータを提供したり、議論に参加するなど、生物多様性保全に資する国際公共財の開発・蓄積に貢献することも求められよう。</p>	<p>現行ガイドライン2.3環境社会配慮の項目及び別紙1は、「生態系と生物相」を配慮項目としておりますが、開発協力大綱・ESS 6と同様「生物多様性」を配慮項目と改定しております。また、FAQに国連生物多様性条約に基づき生物多様性の説明を以下の通り追記する予定です。</p> <p>「(問い)ガイドラインの2.3環境社会配慮の項目にある生物多様性とは何を指すのですか。 (回答)国連生物多様性条約によれば、「生物の多様性」とは、すべての生物(陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなるかを問わない。)の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含むとされています」</p> <p>なお、生物多様性の評価方法や評価基準は、運用面でIFC等を参考にします。</p> <p>また、ESS 4を参考に、生態系サービスをガイドライン2.3の配慮項目に追加し、FAQに次のように記載する予定です。</p> <p>「(問い)ガイドライン2.3環境社会配慮の項目にある生態系サービスについて、どのように配慮を行うのですか。 (回答)生態系サービスについては、コミュニティの健康と安全に影響を及ぼす場合(特に当該サービスに依存する先住民等)に配慮します。生態系サービスに依存しているコミュニティの範囲は広く、検討・評価手法が明確とは言えないため、可能な範囲で配慮を行います。なお、世銀のESSでは配慮対象の生態系サービスを供給サービス(食料、燃料、木材、繊維、薬品、水など、人間の生活に重要な資源を供給するサービス)と調整サービス(森林があることによって気候が緩和されたり、洪水が起こりにくくなったり、水が浄化されたりといった、環境を制御するサービス)にしばっており、これらの生態系サービスについて世銀の運用事例の蓄積が期待されることから、JICA事業においても世銀の取組を参考にしながら供給サービスと調整サービスを念頭に配慮を行います。」</p>
210	16ほか-	生物多様性	<p>旧ガイドライン策定の2010年以降の生物多様性保全分野での国際的な動向・コンセンサスへの対応が見られない。例えば、「生物多様性の主流化」(愛知目標・ポスト愛知目標案に記載)、「生態系と生物多様性の経済学(TEEB)」(CBD-COP10で報告諸とりまとめ)などへの対応がない。具体的な改訂として、事業による生物多様性の損失の回避・緩和のための経済的手法の導入、サプライチェーン・調達先選定における生物多様性保全への配慮などの記載を検討しうる。</p> <p>温暖化対策についての近年の動向に対応して改訂がなされているのに対し、生物多様性分野についてそれがほとんど無く、アンバランスにも見える(旧ガイドラインにそもそも「生物多様性」という用語が使われていなかったことを思えば、改善は見られる)。温暖化対策と同様に、生物多様性分野でも、この10年で新たな目標・方針が定まっている。</p>	<p>現行のガイドライン2.3環境社会配慮の項目及び別紙1は、「生態系と生物相」を配慮項目としていたが、開発協力大綱・ESS6と同様「生物多様性」を配慮項目としております。FAQにおいて以下の説明を記載する予定です。引き続き生物多様性への配慮を組み込んでいきます。</p> <p>「(問い)ガイドラインの2.3環境社会配慮の項目にある生物多様性とは何を指すのですか。 (回答)国連生物多様性条約によれば、「生物の多様性」とは、すべての生物(陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなるかを問わない。)の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含むとされています」</p> <p>サプライチェーンにおける環境社会配慮については、MFIの運用を引き続き確認し今改訂では導入せず、今後の継続検討の課題と致します。なお、生物多様性の評価方法や評価基準は、運用面でIFC等を参考にします。</p> <p>また、ESS4を参考に、生態系サービスをガイドライン2.3の配慮項目に追加し、FAQに次のように記載する予定です。</p> <p>「(問い)ガイドライン2.3環境社会配慮の項目にある生態系サービスについて、どのように配慮を行うのですか。 (回答)生態系サービスについては、コミュニティの健康と安全に影響を及ぼす場合(特に当該サービスに依存する先住民等)に配慮します。生態系サービスに依存しているコミュニティの範囲は広く、検討・評価手法が明確とは言えないため、可能な範囲で配慮を行います。なお、世銀のESSでは配慮対象の生態系サービスを供給サービス(食料、燃料、木材、繊維、薬品、水など、人間の生活に重要な資源を供給するサービス)と調整サービス(森林があることによって気候が緩和されたり、洪水が起こりにくくなったり、水が浄化されたりといった、環境を制御するサービス)にしばっており、これらの生態系サービスについて世銀の運用事例の蓄積が期待されることから、JICA事業においても世銀の取組を参考にしながら供給サービスと調整サービスを念頭に配慮を行います。」</p>

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
211	16	別紙1 生物多様性	タイトルの「生物多様性」	スコープの表現に合わせ、「生物多様性、生態系サービス」とすべき。	当該箇所は開発協力大綱やESS 6と記載ぶりを合わせております。
212	19	別紙1 生物多様性	生態系及び生物相 「1. プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない。」	「重要な自然生息地」は、FAQに示される定義以外に、水田や二次林などの改変された生息地の重要な生息地も含むと伺っております。そうであれば、「自然」の文言を削除し、「重要な生息地」とされたほうが適切であり、審査側、調査側、有識者の方々等の協議の際にも齟齬が生じるリスクが少なくスムーズと思います。 「重要な自然生息地」ですと、自然生息地の定義に該当しない重要な生息地（改変された生息地の重要な生息地）への配慮の概念が欠けるおそれがあります。また、世銀やIFCでは「Natural Habitat（自然生息地）」と「Critical Habitat」（重要な生息地）」を区別して用いておりますが、JICA案の「Critical Natural Habitat（重要な自然生息地）」は、これを混合するもののようにも見え、運用上混乱するおそれがあります。 なお、日本のアセスメントでは、「重要な生態系」には、二次林、人工林、農地等も含むと定義されています。 <a href="http://assess.env.go.jp/files/0_db/seika/0169_03/h24_05a-2.pdf">http://assess.env.go.jp/files/0_db/seika/0169_03/h24_05a-2.pdf</a>	「重要な自然生息地」は「重要な生息地(Critical Habitat)」に修正します。 ガイドライン改定案の「重要な自然生息地」は、世銀 ESS6の「重要な生息地(Critical Habitat)」の定義に、VU種・NT種にとって重要な生息地を加えたものを想定しており、FAQにその定義を記載予定です。ご指摘のとおり「重要な自然生息地」と表記すると「自然生息地」内のみに存在するものと誤解を与えるおそれがあることから「重要な生息地(Critical Habitat)」に修正します。
213	19	別紙1 生物多様性	生態系及び生物相 「1. プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない。」	「重要な森林」の文言を削除し、「プロジェクトは、重要な生息地の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」とされたほうが、適切ではないでしょうか。 重要な森林は「重要な生息地」に含まれ、またそこには、湿地、湖沼、海岸、森林等、多様な環境も含まれるはずであるため、森林のみを特別に切り出すことに違和感があります。	南米・アフリカ・東南アジアを中心に特に開発途上国での森林減少が顕著であり、開発途上国でのプロジェクトにおいて特筆して留意する意義があるものと考えます。
214	19	別紙1 生物多様性	生態系及び生物相 「2. 森林の違法伐採は回避しなければならない。違法伐採回避を確実にする一助として、プロジェクト実施主体者による、森林認証の取得が奨励される。」	開発による違法森林伐採を回避するために森林認証取得を奨励するという記述は、誤りではないでしょうか。 森林認証制度は、持続可能な森林経営を支援する仕組みであり、森林経営を行っている森林保有者・管理者が取得するもののため、プロジェクト実施主体者（開発企業・政府）に取得を奨励するものではないと思われず。 プロジェクト時に問題になる違法森林伐採は“プロジェクトサイトにおける当該局に無許可での伐採”もしくは“違法伐採の木材の購入・使用”を意味するのではないのでしょうか。前者であれば、プロジェクト実施主体者に推奨すべきは適切な伐採許可の取得、後者であれば、森林認証を取得した木材の購入になると思われます。	以下のとおり修正します。 「2. 森林の違法伐採は回避しなければならない。違法伐採回避を確実にするため、プロジェクト実施主体者による、規制当局からの伐採許可の取得とともに、林業関連プロジェクトにおいては森林認証の取得が奨励される。」 今次改定で新たに盛り込まれた記載ではありませんが、現行のガイドラインでの記載の背景としては林業関連プロジェクトを実施するケースが想定されていました。限定的ですがそのようなプロジェクトの支援は想定されるため、その点を補足します。

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses
215	29	Chapter 7 Biodiversity 2. Illegal logging of forests must be avoided. Project proponents are encouraged to obtain forest certifications as a way to ensure the prevention of illegal logging.	4. Chapter 7 Biodiversity The document speaks about forest certificates and about illegal logging. If it is illegal, then it is not in compliance with both national legislation and JICA Standards. Maybe a rephrase with a clear statement with regards to forest cuts and harvesting will be more suitable.	<p>・違法伐採の箇所については、今次改定で新たに盛り込まれた記載ではありませんが、現行のガイドラインでの記載の背景としては林業関連プロジェクトを実施するケースが想定されていました。限定的ですがそのようなプロジェクトの支援は想定されるため、その点を修正します。</p> <p>「2. 森林の違法伐採は回避しなければならない。違法伐採回避を確実にするため、プロジェクト実施主体者による、規制当局からの伐採許可の取得とともに、林業関連プロジェクトにおいては森林認証の取得が奨励される。」</p> <p>This part (illegal logging of forests) is not added newly at this revision of the JICA Guidelines, but the current Guidelines describe it for some forestry industry-related projects. JICA's support for such projects may be limited but still be expected, so this part will be modified as below:</p> <p>"2. Illegal logging of forests must be avoided. Project proponents need to obtain logging permits from regulatory agencies, and are encouraged to obtain forest certifications for forestry projects, in order to ensure the prevention of illegal logging. "</p>
216	7	<p>環境社会配慮ガイドラインに関する良くある問答集（FAQ）環境社会配慮項目に関する質問</p> <p>「重要な自然生息地または重要な森林」とはどのようなものですか？」の回答</p> <p>「世界銀行のセーフガードポリシー等の定義を参考に、「<u>自然生息地</u>」とは、(1)主に在来の動植物により自然生態系が形成されている陸域及び(海域を含む)水域、(2)人の手が本質的に加えられていない陸域及び(海域を含む)水域であると考えています。」</p> <p>「「<u>自然生息地</u>」のうち、「<u>重要な自然生息地</u>」としては以下のようなものがあり得ると考えています。」</p>	<p>「「重要な自然生息地または重要な森林」とはどのようなものですか？」の回答として、「自然生息地」は在来生物が優占する、人の手が本質的に加えられていない自然生態系、と記載されていますが、「重要な自然生息地」は、水田や二次林などの改変された生息地の重要な生息地を含むと伺っております。「重要な自然生息地」ではなく「重要な生息地」とし、定義を変更されたほうが齟齬がないと思われ</p> <p>ます。</p> <p>また、「自然生息地」のうち、「重要な自然生息地」としては以下、と示されていますが、このままの記述ですと、「重要な自然生息地」として、「改変された生息地」内の「重要な生息地」への配慮の概念が抜けてしまいます。</p>	<p>「重要な自然生息地」は「重要な生息地 (Critical Habitat)」に修正します。</p> <p>FAQでの記載については頂いたご指摘も踏まえて、修正の要否を検討して参ります。</p>

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses
217	7	<p>環境社会配慮ガイドラインに関する良くある問答集 (FAQ)</p> <p>環境社会配慮項目に関する質問</p> <p>「重要な自然生息地または重要な森林」とはどのようなものですか？」の回答</p> <p>「(1) 国際自然保護連合 (International Union for Conservation of Nature: IUCN)のレッドリストにおける「絶滅危惧 (Threatened) 」とされる「絶滅危惧IA類 (CR)」、「絶滅危惧IB類 (EN)」、「絶滅危惧II類 (VU)」、及び「準絶滅危惧種 (NT)」に該当する種にとって重要な生息地」</p>	<p>「重要な自然生息地または重要な森林」とはどのようなものですか？」の回答として、IUCNの「絶滅危惧II類 (VU)」「準絶滅危惧種 (NT)」も含むとされていますが、国際基準と乖離を避けるとすると、CRとENのみを対象としたほうがいいのではないのでしょうか。</p> <p>VU、NTは数が多く、対象地に広く生育/生息することもあるため、ほとんどのエリアが重要な自然生息地になってしまい、メリハリのある対策に支障がでるリスク (本当に配慮しなければいけないCR、ENへの配慮が薄まるリスク) があるかと思えます。</p>	<p>VUおよびNTを含めた配慮は現行ガイドラインの運用見直し時の議論を経て導入されています。引き続き運用でご指摘のリスクが顕在化するか注視して参ります。</p>
218	7	<p>環境社会配慮ガイドラインに関する良くある問答集 (FAQ)</p> <p>環境社会配慮項目に関する質問</p> <p>「重要な自然生息地または重要な森林」とはどのようなものですか？」の回答</p> <p>「2. 第1項で規定する地域以外の類例として、例えば、地域コミュニティによって伝統的に保護されるべきと考えられている地域。」</p> <p>「重要な森林」とは、上記に規定した「重要な自然生息地」と認められた森林地域を指しますが、地域コミュニティによって伝統的に保護されている「聖なる森」なども含まれます。</p> <p>※「重要な自然生息地または重要な森林」は、環境社会配慮ガイドライン別紙1「生態系生物相」に記載されていますが、自然環境への影響のみならず社会への影響も配慮されます。」</p>	<p>「重要な自然生息地または重要な森林」とはどのようなものですか？」の回答として、「重要な自然生息地」に「重要な森林」も含まれていますが、「重要な自然生息地」には「聖なる森」を含めず、「聖なる森」は社会配慮の文化の項目で扱ったほうがよいと思います。</p> <p>「2. 第1項で規定する地域以外の類例として、例えば、地域コミュニティによって伝統的に保護されるべきと考えられている地域。」以下の文章を削除されてはいいかがでしょうか。</p> <p>自然環境ということで、「重要な自然生息地」に含まれているのかもしれませんが、世銀等世界基準の「重要な自然生息地」は、生態学的に重要かが基準になっています。世界基準との乖離を避けたほうが分かりやすいのではないのでしょうか。「聖なる森」かどうかの調査は、社会配慮の項目で行う社会的なアプローチで行われるため、「聖なる森」については社会配慮項目で扱ったほうが、調査の実態とも合致しています。</p>	<p>FAQでの記載については頂いたご指摘も踏まえて、以下の通り修正しました。</p> <p>「(問い)「重要な自然生息地または重要な森林」とはどのようなものですか？ (回答)世界銀行の環境社会ポリシー等を参考に、「重要な自然生息地」とは、生物多様性の重要性または価値が高い地域として定義され、以下を含むものと考えています。</p> <p>生物多様性保全上及び/または生態系の主要な機能維持の上で極めて重要な次のような地域。</p> <p>(1)国際自然保護連合 (International Union for Conservation of Nature: IUCN)のレッドリストあるいは国内の同等のアプローチで指定されている「絶滅危惧 (Threatened) 」とされる「絶滅危惧IA類 (CR)」、「絶滅危惧IB類 (EN)」、「絶滅危惧II類 (VU)」、及び「準絶滅危惧種 (NT)」に該当する種にとって重要な生息地 (2)固有種及び/または分布域が限られている種にとって重要な生息地 (3)移動性生物種及び/または群れを成す種の世界的あるいは全国的に重要な集合体を支える生息地 (4)極めて危機的な生態系及び/または独特な生態系が認められる地域 (5)上記の(1)から(4)にて示した生物多様性の価値を維持するために必要な生態学的機能または特性を有している地域</p> <p>「重要な森林」とは、上記に規定した「重要な自然生息地」と認められた森林地域を指します。</p> <p>※「重要な自然生息地または重要な森林」は、環境社会配慮ガイドライン別紙1「生物多様性」に記載され、自然環境への影響を念頭においていますが、他方で社会への影響にも必要な配慮を行います (生態系サービシスに係るFAQ参照)。」</p>
219	29	Appendix 1. Projects must not involve significant conversion or significant degradation of critical natural habitats or critical forests.	What constitutes as significant conversion or degradation of critical natural habitats? A specific list of those activities should be made.	<p>FAQにおいて「重要な自然生息地または重要な森林」とはどのようなものであるか、「著しい転換」、「著しい劣化」とはどのようなものであるか説明しています。</p> <p>The FAQ defines "critical habitats and critical forests," "significant conversion" and "significant degradation."</p>

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
220	-	-	<p>改定後のガイドラインでは、生態系サービスの4つのサービス（供給、調整、基盤、文化）のうち、供給サービスと調整サービスについての配慮を求めると伺っております。</p> <p>生態系サービスは、自然科学ではなく経済学（社会学）の範疇であるため、生態系サービスへの配慮は、自然環境の項目ではなく社会配慮（生計等）の項目で扱うことが適していると思います。</p>	<p>生態系サービスについては、FAQに次のように記載する予定です。</p> <p>「（問い）ガイドライン2.3環境社会配慮の項目にある生態系サービスについて、どのように配慮を行うのですか。</p> <p>（回答）生態系サービスについては、コミュニティの健康と安全に影響を及ぼす場合（特に当該サービスに依存する先住民等）に配慮します。生態系サービスに依存しているコミュニティの範囲は広く、検討・評価手法が明確とは言えないため、可能な範囲で配慮を行います。なお、世銀のESSでは配慮対象の生態系サービスを供給サービス（食料、燃料、木材、繊維、薬品、水など、人間の生活に重要な資源を供給するサービス）と調整サービス（森林があることによって気候が緩和されたり、洪水が起りにくくなったり、水が浄化されたりといった、環境を制御するサービス）にしぼっており、これらの生態系サービスについて世銀の運用事例の蓄積が期待されることから、JICA事業においても世銀の取組を参考にしながら供給サービスと調整サービスを念頭に配慮を行います。」</p>	
<b>別紙1 非自発的住民移転および生計手段の喪失</b>					
221	29-30	Appendix 1. Environmental and Social Considerations Required for Projects	-	<p>5. Chapter 8 Involuntary Resettlement and Loss of Livelihood (paragraph 2) – recommend deletion of “as much as possible” related to replacement cost. Define “large scale involuntary resettlement” and be more specific as to applicability of WB ESS5 (“desirable” and “elements” allow for a lot of variability in interpretation of this provision). This could be strengthened by including (i) avoidance of forced eviction; (ii) the need to gather baseline socio-economic data; (iii) the need to seek negotiated settlements before resorting to expropriation and (iv) considerations of gender inequalities and vulnerable groups in the process of physical or economic displacement</p>	<p>非自発的住民移転と生計手段の喪失に対する合意された補償については、補償基準は公開され、一貫して適用されることを明記しております。また、住民移転計画には、世界銀行の環境社会ポリシーのESS5に規定される内容が含まれることが望ましいと記載しており、他MFIIにおける潮流を意識しながら対応を進めていきます。</p> <p>Regarding agreed compensation for involuntary resettlement and loss of livelihood, the JICA Guidelines clearly states that compensation standards are disclosed and consistently applied. It also states that it is desirable that a Resettlement Action Plan (RAP) includes elements laid out in ESS 5 of the World Bank’s environmental and social policies. JICA will continue to support projects while being aware of the trends in other MFIs.</p>
222	29-30	Appendix 1 Involuntary Resettlement and Loss of Livelihood	<p><i>Project affected people, such as people to be resettled involuntarily and/or people who may lose their livelihoods by the project, must be provided sufficient compensations and supports by the project proponents in a timely manner. Compensations must be calculated, at full replacement cost as much as possible, and provided in advance. It is desirable that the RAP includes elements laid out in the Environmental and Social Standard (ESS) 5 of the World Bank’s Environmental and social policies.</i></p>	<p>For the projects which require preparation of detailed Social Impact Assessment (SIA) and Resettlement Action Plan (RAP) in Country B as per government of Country B guidelines,, the project proponents carry out the entire exercise as per provisions of Right to Fair Compensation and Transparency, Land Acquisition, Resettlement and Rehabilitation Act, 2013 (RFCTLARR Act).</p> <p>Under projects funded by FI, Land acquisition and compensation to Project affected persons is done as per Government of Country B Guidelines.</p>	<p>カテゴリFIの場合、JICAは金融仲介者等を通じて、サブプロジェクトにおいてガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認します。</p> <p>また、FI案件において仮に何らかの経緯で既に用地取得が進んでいた場合でも、JICAは用地取得の経緯やそれにかかる苦情の有無などを案件審査を通して確認致します。</p> <p>For FI category projects, JICA confirms through financial intermediary or executing agency to ensure the sub-projects’ appropriate environmental and social considerations set in the JICA Guidelines. In case that land acquisition has already progressed for some reason in FI projects, JICA confirms the background of the land acquisition and presence or absence of complaints related to the land acquisition, through environmental review.</p>

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses
<b>別紙1 先住民族</b>				
223	16-17	別紙1 先住民族 2...当該先住民族に対し十分な情報が提供された上で、自由な事前の合意が得られるよう努めなければならない	Free, Prior, and Informed Consent (FPIC) は国連先住民族の権利宣言などでも謳われている先住民族にとってもっとも重要な概念の一つで、定式化され広まっている。現在の文案でFPICの内容はカバーしているが、FPICという用語を明記することで、JICAのコミットメントがこの上なく明確になる。そこで、「当該先住民族に対し十分な情報が提供された上で、自由な事前の合意 (Free, Prior, and Informed Consent=FPIC) が得られなければならない」といった記述がより適切であると考えられる。	「Free, Prior, and Informed Consent」(仮訳:自由な事前の十分な情報を伝えられた上での合意)については、世銀 ESS7を参考にFAQで次のように記載する予定です。  「(問い):先住民族に対しての「十分な情報が提供された上での自由な事前の合意」について、具体的な内容はどのようなものですか。 (回答):「十分な情報が提供された上での自由な事前の合意」(Free, Prior and Informed Consent: FPIC)の世界共通の定義はありませんが、世銀 ESS7を参考にJICAでは主に次のような内容と考えます。 ・ガイドライン別紙5の意味ある協議が行われることを通じて達成される「集団的な支持」のことを言い、文化的に適切で誠実な交渉プロセスを通じて達成される必要がある。 ・プロジェクト実施機関は、交渉プロセス及び、その結果(賛成・反対の両意見を含む)を文書化する。 ・FPICは必ずしも全会一致を必要とせず、プロジェクトの影響を受ける先住民族の一部の個人や集団がプロジェクトに反対する場合でも達成され得る。
224	17	別紙1 先住民族 3...事前に十分な情報が提供された上で、自由な事前の合意が得られるよう努めなければならない	上記の理由で「事前に十分な情報が提供された上で、自由な事前の合意 (FPIC) が得られるよう努めなければならない」といった記述がより適切である。	「Free, Prior, and Informed Consent」(仮訳:自由な事前の十分な情報を伝えられた上での合意)については、世銀 ESS 7を参考に FAQ で次のように記載する予定です。 「(問い):先住民族に対しての「十分な情報が提供された上での自由な事前の合意」について、具体的な内容はどのようなものですか。 (回答):「十分な情報が提供された上での自由な事前の合意」(Free, Prior and Informed Consent:FPIC)の世界共通の定義はありませんが、世銀ESS7を参考にJICAでは主に次のような内容と考えます。 ・ガイドライン別紙5の意味ある協議が行われることを通じて達成される「集団的な支持」のことを言い、文化的に適切で誠実な交渉プロセスを通じて達成される必要がある。 ・プロジェクト実施機関は、交渉プロセス及び、その結果(賛成・反対の両意見を含む)を文書化する。 ・FPICは必ずしも全会一致を必要とせず、プロジェクトの影響を受ける先住民族の一部の個人や集団がプロジェクトに反対する場合でも達成され得る。
225	17	別紙1 先住民族 3...協議に際しては、当該先住民族が理解できる言語と様式による説明が行われていることが望ましい	当該先住民族が理解できる言語と様式による説明が行われていなければFPICを達成することは不可能である。したがって、「協議に際しては、当該先住民族が理解できる言語と様式による説明が行われていなければならない」といった記述がより適切である。	以下のとおり修正します。 「協議に際しては、当該先住民族が理解できる言語と様式による説明が行われるものとする。」
226	30	Appendix 1 Indigenous Peoples paragraphs 2 and 3	6. Chapter 9 Indigenous people (paragraphs 2 and 3) recommend that obtaining FPIC be the requirement rather than efforts made to obtain FPIC; project information must be given in languages understandable to the IPs; same as for section 8, be more specific as to applicability of WB ESS7 (“desirable” and “elements” allow for a lot of variability in interpretation of this provision)	プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、「Free, Prior, and Informed Consent」(仮訳:自由な事前の十分な情報を伝えられた上での合意)を要件としております。  When projects may have adverse impacts on indigenous peoples, Free, Prior, and Informed Consent is required.
<b>別紙1 モニタリング</b>				
<b>別紙1 苦情処理</b>				
227	17	先住民族 3	この箇所だけにとどまらず、ESFはじめ最近の議論が多く取り入れられる形でアップデートされた新ガイドライン(ドラフト)となっているようにお見受けします。喜ばしいことかと思えます。	コメントありがとうございます。
228	17	別紙1 苦情処理 1. 環境社会影響を受ける人々やコミュニティからの苦情に対する処理メカニズムが整備されていない。	RAPだけではなく、環境面にかかる地域住民からの苦情や工事作業員の苦情処理にも対応するという理解でよろしいでしょうか。対象範囲をFAQで補足頂ければ幸いです。	ご理解の通り、環境社会影響を受ける人々と記載しており、苦情処理メカニズムは、非自発的住民移転の影響住民だけでなく、環境影響やその他の社会影響も対象となります。

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
229	17	別紙1 苦情処理 1. 環境社会影響を受ける人々やコミュニティからの苦情に対する処理メカニズムが整備されていなければならない。	RAPだけでなく、環境面にかかる地域住民からの苦情や工事作業員の苦情処理にも対応するという理解でよろしいでしょうか。対象範囲を FAQ で補足頂ければ幸いです。	ご理解の通り、環境社会影響を受ける人々と記載しており、苦情処理メカニズムは、非自発的住民移転の影響住民だけでなく、環境影響やその他の社会影響も対象となります。	
230	17	苦情処理	苦情処理	こちらは現ガイドラインに無く、新ガイドラインで初めて登場する項目。利害関係者の十分な参加を保証するという観点から非常に大切な項目であると思われまますので、理念等で関係者の参加について書いている箇所或いは他の箇所でもこのような「意思決定のプロセスで関係者の参加は十分に保たれる、保証される」ということを強調していただきたいと思います。	理念や環境社会配慮の基本方針の重要事項5において記載しております。
231	31	Appendix 1 Grievance Redress Mechanism	-	-What the mechanisms designed to solve grievances from the community (May be Establishment of Appeal Committee at Kebele/Community level or other ...)?	今回の改定において苦情処理メカニズムの整備を別紙1で明記しています。  In this revision, requirements of a grievance redress mechanism are specified in Appendix 1.
<b>別紙2 カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書</b>					
232	18	別紙2 カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書	地域住民等のステークホルダーとの協議は、プロジェクトの準備期間・実施期間を通じて必要に応じて行われるべきであるが、特に環境アセスメント項目選定時とドラフト作成時には協議が行われていることが望ましい。	「特に環境アセスメント項目選定時とドラフト作成時には協議が行われていることが望ましい」は必須なのか、努力目標なのか明記して頂けますか。	「環境アセスメント報告書」は相手国制度に基づいて相手国等により作成されるため、国により制度上ガイドラインと同一のステークホルダー協議の開催が求められていない場合も想定され、遡って項目選定時の協議を求めることは現実的ではない場合があるため、「望ましい」としております。 他方、JICAの環境レビューは、ガイドラインに沿って相手国基準及び国際基準に照らした環境社会配慮を確認します。仮に環境アセスメント報告書と環境レビュー結果に乖離が生じる場合、JICAは相手国等にJICAの環境レビュー結果に沿った対応を求めます。
233	18	別紙2 カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書	地域住民等のステークホルダーとの協議は、プロジェクトの準備期間・実施期間を通じて必要に応じて行われるべきであるが、特に環境アセスメント項目選定時とドラフト作成時には協議が行われていることが望ましい。	「特に環境アセスメント項目選定時とドラフト作成時には協議が行われていることが望ましい」は必須なのか、努力目標なのか明記して頂けますか。	「環境アセスメント報告書」は相手国制度に基づいて相手国等により作成されるため、国により制度上ガイドラインと同一のステークホルダー協議の開催が求められていない場合も想定され、遡って項目選定時の協議を求めることは現実的ではない場合があるため、「望ましい」としております。 他方、JICAの環境レビューは、ガイドラインに沿って相手国基準及び国際基準に照らした環境社会配慮を確認します。仮に環境アセスメント報告書と環境レビュー結果に乖離が生じる場合、JICAは相手国等にJICAの環境レビュー結果に沿った対応を求めます。
234	19	別紙2 カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書	協議 — ... (NGOs)	「(NGO)」などの誤記と見られる。	以下のとおり修正します。 「協議 — 協議会の記録（協議会の開催時期・場所、参加者、進行方法、及び主要な現地ステークホルダーの意見とこれに対する対応等について記載される）。影響を受ける人々、地元の非政府組織（NGO）、及び規制当局が情報を与えられた上で有する見解を得るために行われた協議の記録も含む。」
235	18	別紙2 カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書	環境への影響— プロジェクトが与える正及び負の影響を、可能な範囲で定量的に予測・評価する。	カテゴリA案件でのEIAについては、対象事業の環境影響項目によっては季節変動を見ることが重要になると理解しています。季節変動は、調査期間に直接影響をするため、「季節変動に配慮して環境アセスメント報告書を作成する」とことについても言及してはいたがでょうか。	季節変動に配慮することは環境影響評価において一般的と考えられますので、この点については特段明記は不要と考えます。
236	19 最終行	別紙2 カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書	注) 世界銀行ESS1を参考に作成。	他箇所では、「世界銀行の環境社会ポリシー」とあるので、「世界銀行の環境社会ポリシーのESS1を参考に作成」としたほうが良いと思います。	以下のとおり修正します。 「世界銀行の環境社会ポリシーのESS1を参考に作成」
237	19 最終行	別紙2 カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書	注) 世界銀行ESS1を参考に作成。	他箇所では、「世界銀行の環境社会ポリシー」とあるので、「世界銀行の環境社会ポリシーのESS1を参考に作成」としたほうが良いと思います。	以下のとおり修正します。 「世界銀行の環境社会ポリシーのESS1を参考に作成」

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
238	32-34	Appendix 2 Environmental Assessment Reports for Category A Projects	-	1. JICA can consider requiring a non-technical summary document (as is required in EU and by many IFIs) which should summarise the Cat A ESIA in an accessible form for local communities	別紙2において、「説明に際しては地域の人々が理解できる様式による書面が作成されねばならない。」とされています。JICAは、説明責任の確保及び多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を、相手国等の協力の下、積極的に行っております。  Appendix 2 requires, when explaining the reports to local residents, written materials must be provided in a form understandable to them. JICA actively discloses information on environmental and social considerations with the cooperation of project proponents, in order to ensure accountability and the participation of various stakeholders.
239	32	Appendix 2 Environmental Assessment Reports for Category A Projects	Environmental Assessment Reports for Category A Projects	Country C in its National Cooperation Policy places transparency and accountability in cooperation programs as one of its governing principles, for this reason it is important for our country that the reports takes into consideration the methods chosen for the compilation and analysis of data and the reason for the choice of method.	貴国の透明性と説明責任の取り組みに敬意を表します。それらを踏まえつつ、JICAガイドラインにおいては、カテゴリA案件及びカテゴリB案件のうち必要な案件について、JICAへ提出された環境社会配慮文書(EIA、RAP等)等は外部の専門家から構成される助言委員会で報告を行い、透明性及び説明責任の確保を図っています。  JICA respects your country's commitment to transparency and accountability. Based on those, the JICA Guidelines strives to ensure transparency and accountability, by reporting project documents related to environmental and social considerations (EIA and RAP, etc.) to the advisory committee consisting of outside experts, for Category A projects and necessary projects among Category B projects.
240	32	Appendix 2 Illustrative Environmental Assessment Report for Category A Projects	Illustrative Environmental Assessment Report for Category A Projects	Should be based on Appendix II of Government Regulation No. 22 of 2021 concerning the Implementation of Environmental Protection and Management, regarding the Guidelines for Filling Out Terms of Reference.	JICAは、相手国政府（地方政府を含む）が定めた環境や社会に関する法令や基準等を相手国等が遵守しているかという点に加えて、世界銀行の環境社会ポリシーと大きな乖離がないことを確認しております。その上で必要に応じて相手国政府において求められている以上の環境アセスメント報告書の内容が求められることもあります。  JICA confirms that environmental and social considerations of a project do not deviate significantly from the World Bank's environmental and social policies, in addition to confirming whether project proponents comply with the laws or standards related to the environment and society established by the host country governments, including local governments. Based on the confirmation, JICA may require environmental assessment reports which exceed the requirements of the host country governments, if necessary.
241	32-34	Appendix 2 Environmental Assessment Reports for Category A Projects	Description of EIA Category A Projects	Description of EIA Category A Projects is in line with description of high-risk project categorization in government of XX Environmental and social regulation (XXXX)	JICAは、相手国政府（地方政府を含む）が定めた環境や社会に関する法令や基準等を相手国等が遵守しているかという点に加えて、世界銀行の環境社会ポリシーと大きな乖離がないことを確認しております。その上で必要に応じて相手国政府において求められている以上の環境アセスメント報告書の内容が求められることもあります。  JICA confirms that environmental and social considerations of a project do not deviate significantly from the World Bank's environmental and social policies, in addition to confirming whether project proponents comply with the laws or standards related to the environment and society established by the host country governments, including local governments. Based on the confirmation, JICA may require environmental assessment reports which exceed the requirements of the host country governments, if necessary.

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
242	32-34	Appendix 2 Environmental Assessment Reports for Category A Projects	<i>Consultations with stakeholders such as local residents should take place throughout the preparation and implementation stages of a project as appropriate. It is desirable to hold the consultations especially at selection of items to be assessed as well as at completion of the draft environmental assessment report.</i>	As per govt. of Country B environmental clearance procedure, formal public consultation is one time activity before finalization of draft EIA report.	JICAは、環境社会配慮等に関し、プロジェクトが世界銀行の環境社会ポリシーと大きな乖離がないことを確認しております。他方、重要事項8に記載しておりますように、環境社会配慮を行いつつ、事業実施に向けた迅速化の要請に対処しています。そのため、世銀のESSやIFCのPSの細かな配慮方法や手続き、文書作成等を一律に参照し乖離がないことを求めるのではなく、それらの狙いを踏まえて同等の環境社会配慮の質を確保できる方法を柔軟に検討・採用しております。  JICA confirms that environmental and social considerations of a project do not deviate significantly from the World Bank's environmental and social policies. On the other hand, JICA addresses requests for acceleration of its process towards project implementation, while undertaking environmental and social considerations, as stipulated in one of the eight principles which are considered as particularly important in Section 1.4 of the JICA Guidelines. Therefore, JICA flexibly considers and adopts methods for ensuring quality of environmental and social considerations equivalent to the World Bank's ESS and IFC's PS, focusing on achieving the purposes of the policies rather than trying to check detailed deviations from the policies such as specific methods, procedures or document preparations.
243	32	Appendix 2 Environmental Assessment Reports for Category A Projects	Environmental Assessment Reports for Category A Projects	Regulations on environmental assessments in Country A in the form of Analisa Mengenai Dampak Lingkungan Hidup (AMDAL) are already in place i.e. Law No 32/2009 on Environmental Protection and Management, and Government issued Regulations No 22/2021 on the Implementation of Environmental Protection and Management govern which business required to conduct environmental assessment, mechanism, description of the project, baseline data, environmental assessment, requirement to engage local communities including a two-way process of public consultations, and environmental monitoring impact and mitigation plan in every phase of the project from pre-construction to post operation as stated in Environmental Management Efforts and Environment Monitoring Efforts (UKL-UPL). Please confirm that this AMDAL version for environmental assessment in Country A is sufficient for future project funded by JICA.	JICAは、相手国政府（地方政府を含む）が定めた環境や社会に関する法令や基準等を相手国等が遵守しているかという点に加えて、世界銀行の環境社会ポリシーと大きな乖離がないことを確認しております。  JICA confirms that environmental and social considerations of a project do not deviate significantly from the World Bank's environmental and social policies, in addition to confirming whether project proponents comply with the laws or standards related to the environment and society established by the host country governments, including local governments.
244	48	Appendix 2.	-	Illustrative Environmental Assessment Report for Category A Projects: the section is unclear whether or not JICA would provide the project with a set of criteria to assess the environmental impacts	カテゴリAに限らず、JICAは、相手国政府（地方政府を含む）が定めた環境や社会に関する法令や基準等を相手国等が遵守しているかという点に加えて、世界銀行の環境社会ポリシーと大きな乖離がないことを確認しております。その上で必要に応じて相手国政府において求められている以上の環境アセスメント報告書の内容が求められることもあります。  Not limited to category A, JICA confirms that environmental and social considerations of a project do not deviate significantly from the World Bank's environmental and social policies, in addition to confirming whether project proponents comply with the laws or standards related to the environment and society established by the host country governments, including local governments. Based on the confirmation, JICA may require environmental assessment reports which exceed the requirements of the host country governments, if necessary.
<b>別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示</b>					
245	20	別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター特性、影響を受けやすい地域の例示	<自然環境> 1)原生林、熱帯の自然林 2)生態学的に重要な生息地(珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟等) 3)国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地 4)大規模な塩類集積或いは土壌侵食の発生する恐れのある地域 5)砂漠化傾向の著しい地域	保護対象地域の中の重要な地域については、影響の程度に関わらず事業を行わないと明記すべきと考える。生物多様性に見る状況の悪化というのは明白であり、これまでと変わらないままではガイドラインとして不十分であり、環境改善という記載と同じように、生物多様性についても改善に積極的な姿勢を打ち出す必要があると考える。	JICAのガイドラインにおいては、これまで運用面では、国際機関等が発表する情報を参考に、事業対象地またはその周辺に重要な自然生息地に該当する可能性のある地域が存在し、事業の影響が及ぶ可能性がある場合は、これに留意して環境影響調査において慎重に影響評価と緩和策の立案・対応を行ってきております。また、生物多様性については今回の改定においてミティゲーション・ヒエラルキーの考え方をガイドライン1.4 基本方針に記載しております。 なお、当機構の自然環境保全に関する方針はHP ( <a href="https://www.jica.go.jp/activities/issues/natural_env/index.html">https://www.jica.go.jp/activities/issues/natural_env/index.html</a> )をご覧ください。

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses
246	35	Appendix 3 Illustrative List of Sensitive Sectors, Characteristics, and Areas	Based on the Terms of Reference Form on Appendix II of Government Regulation No. 22 of 2021 concerning the Implementation of Environmental Protection and Management, the location of the planned business and/or activity in this section also describes its relation to the existing sensitive locations or areas.	JICAでは、国際機関等が発表する情報を参考に、事業対象地またはその周辺に自然生息地に該当する可能性のある地域が存在し、事業の影響が及ぶ可能性がある場合は、これに留意して可能な限り環境影響調査において影響評価と緩和策の立案を行っております。なお、重要な生息地については現行通り慎重かつ丁寧な対応を行って参ります。  When there may be natural habitat(s) in or around a project site and such habitat(s) may be impacted by the project, JICA conducts environmental assessment and designs mitigation measures in environmental impact survey, considering the habitat(s) as much as possible, while referring to information issued by international organizations, etc. JICA will continue to respond cautiously and carefully to critical habitats.
247	35-36	Appendix 3 List of Sensitive Sectors, Characteristics, and Areas	Most of areas in the List of sensitive areas are in line with government of XX's Environmental Regulation (XXX) and government of XX's Social Regulation.	JICAでは、国際機関等が発表する情報を参考に、事業対象地またはその周辺に自然生息地に該当する可能性のある地域が存在し、事業の影響が及ぶ可能性がある場合は、これに留意して可能な限り環境影響調査において影響評価と緩和策の立案を行っております。なお、重要な生息地については現行通り慎重かつ丁寧な対応を行って参ります。  When there may be natural habitat(s) in or around a project site and such habitat(s) may be impacted by the project, JICA conducts environmental assessment and designs mitigation measures in environmental impact survey, considering the habitat(s) as much as possible, while referring to information issued by international organizations, etc. JICA will continue to respond cautiously and carefully to critical habitats.
<b>別紙4 スクリーニング様式</b>				
248	21	別紙4 スクリーニング様式 項目2-4 「実施済の場合は該当するステークホルダーをチェックしてください。 □関係省庁 □地域住民 □NGO □その他（）」	提案：この記載の後に、下記を追加する ①「□上記地域住民の中に、その地域の社会的弱者とされる人びともしくはグループが含まれているか（具体的に）」 ②「□その社会的弱者の参加を確保する適切な配慮を行ったか  理由：地域住民の中にも様々なグループがあります。ガイドラインの中で、社会的弱者の参加と、それを確保するための配慮について言及されていることから、特に地域住民の中でも社会的弱者とされているグループがステークホルダーとして参加しているのかどうか、またそれを確保するための配慮がされたのか、このチェックリスト内でも確認する必要があると考えます。	別紙4項目2-4において以下のとおり修正します。 「実施済の場合は該当するステークホルダーをチェックしてください。 □関係省庁 □地域住民 □NGO □その他（）」  ①「□上記地域住民の中に、その地域の社会的弱者とされる人びともしくはグループが含まれている（具体的に）」 ②「□その社会的弱者の参加を確保する適切な配慮を行った」  ガイドライン2.2に記載のとおり、別紙4のスクリーニング様式は環境社会配慮の初期段階におけるカテゴリ分類判断のために使用される様式です。プロジェクト形成の初期段階で作成される場合が多いため、ご指摘の点は、実際にはその後の具体的な環境社会配慮手続きにおいて相手国等により対応され、また、JICAとして支援・確認を行う場合が多く想定されます。従って、こうしたスクリーニングの趣旨を踏まえて本様式で深く情報提供を求めることは想定していない点ご理解ください。
249	23	別紙4 スクリーニング様式 YESの場合の影響項目チェック欄の「生物・生態系」	スコープや別紙1に合わせ、「生物多様性・生態系サービス」または「生物多様性・生態系サービス」あるいは「生物多様性・生態系」とすべき。	当該箇所は開発協力大綱やESS 7と記載ぶりを合わせております。別紙1の記載踏まえてご提案のとおり「生物多様性・生態系」と修正します。
250	23	別紙4 スクリーニング様式 項目9	項目9。プロジェクトは環境社会に望ましくない影響を及ぼす可能性がありますか。 ⇒「□障がい者の権利」を項目に追記願います。	別紙4項目9において以下のとおり修正します。 □社会的弱者(先住民族・少数民族)←既存項目 □社会的弱者(貧困層、障害者、難民・避難民、マイノリティなど)←新項目
251	37-43	Appendix 4 Screening Format	Screening format is in line with government of XX's Environmental Regulation (PP 22/2021 Tentang Penyelenggaraan dan Pengelolaan Lingkungan Hidup and Permen LHK No. 4/2021 tentang Daftar usaha dan atau kegiatan yang wajib memiliki AMDAL, UKL-UPL, atau SPPL) and government of XX's Social Regulation	JICAでは別紙4のスクリーニング様式を基に、協力事業をA・B・C・FIの4段階にカテゴリ分類することによりスクリーニングを行っております。  JICA conducts screening of cooperation projects for categorizing them into A, B, C, or FI, based on Appendix 4, Screening Format.

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses
<b>別紙5 現地ステークホルダーとの協議</b>				
252	24	別紙5 現地ステークホルダーとの協議	別紙5 現地ステークホルダーとの協議 理念などの部分だけでなく、もっと具体的な記述のところ(苦情処理のシステムや社会的合意を取りつけるための分析など)に、ジェンダー平等実現のためにどのような対応をしているのかを示すべき。そうでなければ、実質的に参加が難しい女性の声が届く状況というのは生まれ難い。また「セクシュアルハラスメント」や「性的搾取」など、こうした具体的な言葉を全く用いないガイドラインが、理念でのジェンダー平等の提示だけでこうした被害を未然に防げるとは考え難い。きちんと具体的な言葉・具体的な対応でガイドラインに記載をすべきと考える。	JICAでは、ジェンダー平等や女性のエンパワメントを推進するために、案件の計画段階において、ジェンダー視点に立った取組を確認し、DACジェンダーマーカーを参照に、ジェンダー案件分類を行っています。また、環境社会配慮においては「別紙1対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」に記載の通り、調査・検討すべき影響の範囲にジェンダーも含めており引き続き情報収集を行って参ります。なお、ジェンダーに基づく暴力は、本文1.1.7の「ジェンダー平等」に含まれると考えますが、ガイドラインとは別に適切な配慮がなされるよう対応しており、以下の通りFAQに記載することを検討しております。  「(問い)ガイドラインの理念に「ジェンダー平等の達成を後押しする」とあるが、具体的にどのようなことに取り組むのですか。(回答)ジェンダー平等の達成に向けて、環境社会配慮においては、例えば、住民移転を伴う場合、女性の意見・考えについて十分尊重され、排除されない仕組みが準備されるか等を確認することになります。また、女性に対し、個別プロジェクトで不均等に影響が及んだり、補償や支援の受け取りが不平等に行われたりすることのないよう配慮されているか確認します。これに加えて、ジェンダーに基づく暴力を撲滅することが必要であり、ガイドラインとは別に、適切な配慮がなされるよう必要な対応に順次取り組んでいるところです。」
253	24	別紙5	現地ステークホルダーとの協議 この箇所は素晴らしいと思います。まず、今までも社会的な弱者をふくむ声を挙げにくい人々への配慮、その声の拾い上げをJICAはして来られたと思いますが、こうやって手順を定められることで今後は調査等の水準が保たれることが期待され、その結果、人々の声により正確に拾い上げられることになる期待が持たれます。	コメントありがとうございます。
254	44	Appendix 5. Consultation with Local stakeholders	1. Basic principles (iii) Information disclosure	1. Basic principles (iii) Information disclosure: Principle could be modified to account for "prior" disclosure of accessible information  特に環境や社会に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトは、計画段階の早期から情報が公開されたいと、現地ステークホルダーとの協議を実施することが明記されております。  Appendix 5 of the JICA Guidelines states that for the projects, which may have significant environmental and social impacts, consultations with local stakeholders are held with information disclosure, from early preparation stage.
255	44	Appendix 5. Consultation with Local stakeholders	2. Identification of Local Stakeholder:	2. Identification of Local Stakeholder: The identification of only local stakeholders seems unnecessarily restrictive; stakeholders both affected and interested may not always be local but should nonetheless be identified and engaged  現地ステークホルダー協議においては、現地ステークホルダーの特定を行います。ステークホルダーは「現地ステークホルダーを含んだ、協力事業に知見もしくは意見を有する個人や団体」とし、意味ある参加の確保を図ります。  At local stakeholder consultations, project proponents identify "local stakeholders". But "stakeholders" are defined as "individuals or groups who have knowledge and/or views about the cooperation projects, including local stakeholders," and project proponents will ensure meaningful participation.
256	44-45	Appendix 5. Consultation with Local stakeholders	3. Meaningful Consultation	3. Meaningful Consultation: The purpose of meaningful consultation could be better described as "so that stakeholder opinion can be integrated into project decision making process" instead of "so that they can avoid potential conflicts or complaints".  別紙1の社会的合意において、プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならないことを明記しております。また、続けて、特に、環境や社会に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要であることを求めています。  "Social Acceptability" in Appendix 1 of the JICA Guidelines stipulates that Projects must be adequately coordinated so that they are accepted in a socially appropriate manner for the countries and areas where the projects are planned. For Projects with potentially significant environmental and social impacts, sufficient consultations with local stakeholders, such as local residents, must be conducted via disclosure of information at an early stage, at which time alternatives for project plans are examined. The outcome of such consultations must be incorporated into the project plans.

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph		ご意見/public comments	回答/JICA's responses
257	44	Appendix 5	The GL Appendix 5 Consultation with local stakeholders: "For the projects, which may have significant environmental and social impacts, consultations with local stakeholders are held with information disclosure, from early preparation stage and during implementation of environmental and social considerations."	1.The local stakeholder consultation of the project shall be during early preparation stage only. And not during the implementation of the environmental and social mitigation measures. During implementation phase these aspects can be covered under grievance redressal mechanism under environmental impact as outlined in revised GL.	<p>ステークホルダー関与はプロジェクトのライフサイクル全体で実施される包括的なプロセスです。JICAは現地ステークホルダーの意味ある参加を確保するため、環境や社会に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、実施機関に対して案件形成段階のみならず、実施段階においても現地ステークホルダーとの協議の実施を求めます。</p> <p>Stakeholder engagement is a comprehensive process that takes place throughout the project life cycle. In order to ensure meaningful participation of local stakeholders, JICA requires project proponents to conduct consultations with local stakeholders not only at the project preparation stage but also at the implementation stage, for projects with potentially significant environmental and social impacts.</p>
258	44	Appendix 5	Consultation with Local Stakeholders	As govern by Regulations No 22/2021 every business is required to engage local communities (including those from vulnerable group, indigenous people and women) and government agencies (including local government agencies) in the form of two way process of public consultations during environmental assessment. Every business also required to conduct environmental monitoring in every phase of the project from pre-construction to post operation as stated in Environmental Management Efforts and Environment Monitoring Efforts (UKL-UPL). During this environmental monitoring we should seek information from local communities to ensure that any impact is accounted for. This environmental monitoring have to be reported to appropriate governmental agencies. Please confirm that this form of community and government engagement is sufficient for future project funded by JICA	<p>貴国のパブリックコンサルテーションやモニタリング制度において、ローカルコミュニティや脆弱層を関与していることについて敬意を表します。JICAは、ガイドライン2.6にある通り、JICAのガイドラインのみならず、相手国政府が定めた環境や社会に関する法令や基準などを相手国等が遵守しているか、確認します。</p> <p>JICA respects your efforts in engagement of local communities and vulnerable groups into public consultations and monitoring system in your country. As specified in Section 2.6 of the JICA Guidelines, JICA confirms that project proponents comply with the laws or standards related to the environment and society established by the host country governments.</p>
259	45	Appendix 5 Consultation with Local Stakeholders	<i>Significant Changes</i> 1. <i>In case significant changes to the project and additional impacts occur, project proponents provide local stakeholders with information about the additional impacts and mitigation measures, and consult with the local stakeholders.</i>	As per Govt. of Country B regulations, few sectors are exempted from conducting public consultation and in routine, formal public consultation is one time activity before finalization of draft EIA report as stated earlier.	<p>重大な変更が生じる場合、ガイドラインに記載されているように現地ステークホルダーとの協議の実施を求めます。</p> <p>As stated in the JICA Guidelines, JICA requires project proponents to consult with the local stakeholders, in case significant changes to the project occur.</p>

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses
<b>別紙6 チェックリストにおける分類・チェック項目</b>				
260	P25	別紙6 チェックリストにおける分類・チェック項目	1. 許認可・説明・地域住民への説明 「説明」ではなく、「協議」と修正すべきである。今回の改定案では、「別紙5 現地ステークホルダーとの協議」が新たに設けられ、そこで「意味ある協議は双方向」であることも明記されている。この点を踏まえれば、一方の「説明」の状況をチェックするだけでは不十分であることは明白であり、「協議」の状況をチェックリストの項目とすべきである。	「1. 許認可・協議」および「地域住民への説明・協議」と修正します。
261	p.25	別紙6 チェックリストにおける分類・チェック項目	(チェック項目) 大気質(温室効果ガス含む) 汚染管理の大気質の中に「温室効果ガス含む」という表現がありますが、大気汚染物質の中には削減すると逆に温室効果を促進するような物質もありますので、分けて記載した方が良いと思います。	大気質の中には温室効果ガスが含まれるという整理です。
262	p.25	別紙6 チェックリストにおける分類・チェック項目	(チェック項目) 大気質(温室効果ガス含む) 汚染管理の大気質の中に「温室効果ガス含む」という表現がありますが、大気汚染物質の中には削減すると逆に温室効果を促進するような物質もありますので、分けて記載した方が良いと思います。	大気質の中には温室効果ガスが含まれるという整理です。
263	p25	別紙6 チェックリストにおける分類・チェック項目	3. 自然環境・保護区の「生態系・生物多様性」 スコープや別紙1に合わせ、「生物多様性・生態系サービス」または「生物多様性・生態系サービス」あるいは「生物多様性・生態系」とすべき。	当該箇所は開発協力大綱やESS 7と記載ぶりを合わせております。別紙1の記載踏まえてご提案のとおり「生物多様性・生態系」と修正します。
264	46	Appendix 6	Categories and Items in Checklists List of Protected Areas in Country A should be based on a Lists of Protected Area that are listed on the Appendix I, III, IV and VII of Government Regulation No. 22 of 2021 concerning the Implementation of Environmental Protection and Management.	JICAが、国際機関等が発表する情報を参考に、事業対象地またはその周辺に自然生息地に該当する可能性のある地域が存在し、事業の影響が及ぶ可能性がある場合は、これに留意して可能な限り環境影響調査において影響評価と緩和策の立案を行っております。なお、重要な生息地については現行通り慎重かつ丁寧な対応を行って参ります。  When there may be natural habitat(s) in or around a project site and such habitat(s) may be impacted by the project, JICA conducts environmental assessment and designs mitigation measures in environmental impact survey, considering the habitat(s) as much as possible, while referring to information issued by international organizations, etc. JICA will continue to respond cautiously and carefully to critical habitats.

No.	頁/page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses	
<b>別紙7 モニタリングを行う項目</b>					
265	p26	別紙7 モニタリングを行う項目	3.自然環境の「生態系・生物多様性」	スコープや別紙1に合わせ、「生物多様性・生態系サービス」または「生物多様性・生態系サービス」あるいは「生物多様性・生態系」とすべき。	当該箇所は開発協力大綱やESS7と記載ぶりを合わせております。別紙1の記載踏まえてご提案のとおり「生物多様性・生態系」と修正します。
266	p.26	別紙7 モニタリングを行う項目	(注)大気質・水質については、排出値か環境値かを特定。	大気質・水質のみならず、例えば、騒音については、排出値(例:排出値発生源の1mで規制値や敷地境界値を設定)と環境値(保全対象の住居等受音点)でモニタリング地点を設定する場合もあると思います。したがって、(注)の表現については、例えば、「大気質・水質・騒音・振動等については、モニタリングの目的(例:排出値もしくは環境値の確認)を明記」等の表現が良いと思います。	以下のとおり修正します。 「(注)大気質・水質・騒音・振動については、排出値か環境値かを特定。」
267	p.26	別紙7 モニタリングを行う項目	(注)大気質・水質については、排出値か環境値かを特定。	大気質・水質のみならず、例えば、騒音については、排出値(例:排出値発生源の1mで規制値や敷地境界値を設定)と環境値(保全対象の住居等受音点)でモニタリング地点を設定する場合もあると思います。したがって、(注)の表現については、例えば、「大気質・水質・騒音・振動等については、モニタリングの目的(例:排出値もしくは環境値の確認)を明記」等の表現が良いと思います。	以下のとおり修正します。 「(注)大気質・水質・騒音・振動については、排出値か環境値かを特定。」

No.	頁 /page	該当箇所/relevant paragraph	ご意見/public comments	回答/JICA's responses
全体(西語)				
268	-	-	<p>Es grato saludarlo cordialmente a nombre de la Agencia [name of country] de Cooperación Internacional y hacer referencia a su Carta XXX del 15 de julio de 2021, a través de la cual se recibió la solicitud para opinar sobre el documento "Guidelines for environmental and social considerations" (Draft) que transmite la propuesta de borrador del JICA sobre las consideraciones ambientales y los procedimientos de objeción que en adelante JICA tendría para la evaluación de los proyectos vinculados al área de Medio Ambiente.</p> <p>Al respecto, esta Agencia eleva a su consideración los siguientes comentarios:</p> <p>1.Se destaca el esfuerzo del gobierno del Japón, a través de JICA, por evitar o minimizar impactos ambientales y sociales significativos al abordar el análisis correspondiente en todo el ciclo de los proyectos, desde su planificación y examinar alternativas o medidas de mitigación para evitar los impactos negativos, así como la actualización de los conceptos y enfoques mencionados en armonía con la Agenda 2030.</p> <p>2.Se realzan asimismo las consideraciones y medidas específicas que se están planteando frente a los impactos que puedan ocasionarse en la ejecución de los proyectos en zonas y poblaciones vulnerables.</p> <p>3.Los lineamientos guardan coherencia con el rol y las prioridades de la CTI, orientados a afianzar su contribución al desarrollo sostenible acorde al rol dual del [name of country] y de su Política Exterior, tal como se establece en la Política Nacional de Cooperación Técnica Internacional (PNCTI), en proceso de actualización, y en la Declaración de Política del Ministerio de Relaciones Exteriores.</p> <p>4.Sobre la base del nivel de formulación de la propuesta de JICA, se formulan las siguientes recomendaciones:</p> <p>a.Considerar las prioridades establecidas en los documentos directrices para la cooperación internacional en el [name of country] como la Política Nacional de Cooperación Técnica Internacional (PNCTI), en proceso de actualización, y en la Declaración de Política del Ministerio de Relaciones Exteriores.</p> <p>b.Evitar los posibles impactos adversos sobre los pueblos indígenas, contemplando medidas efectivas para minimizarlos y compensar pérdidas.</p> <p>c.Comprometer a las autoridades locales regionales o municipales, dependiendo del ámbito del proyecto a efectos de minimizar riesgos en los proyectos y asegurar las consideraciones ambientales y sociales adecuadas, además de promover la participación de las organizaciones de la sociedad civil relacionadas.</p> <p>d.En la evaluación final de los proyectos, sería importante que se señale, de ser el caso, la problemática que haya surgido y las medidas que se implementaron para reducir o mitigar los efectos negativos que hayan generado.</p> <p>Aprovecho de la presente para hacerle extensivos los sentimientos de mi mayor consideración y estima personal.</p>	<p>ガイドラインでは2.3環境社会配慮の項目に示されているような、様々な項目に対して配慮を行うように記載されております。その中には、先住民族も含まれます。今回の改正では、現地ステークホルダーとの協議について新たに別紙5を加えることで、現地ステークホルダーの意味ある参加の質を高めるよう努めています。プロジェクトの終了時評価時においても環境社会への影響や対応について評価を行っており、引き続き同様に対応して参ります。</p> <p>The JICA Guidelines cover various items to be considered as shown in Section 2.3 "Impacts to be Assessed." Indigenous peoples are included in the items. In this revision, JICA strives to improve the quality of meaningful participation of local stakeholders by adding Appendix 5, which is to be referred specifically for consultation with local stakeholders. In addition, JICA evaluates projects' impacts on environment and society as well as measures taken at the ex-post evaluation of the projects, and will continue to conduct the same.</p>